



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育：苫小牧市域農村における都市近郊園芸農家の社会的形成過程に関する問題を中心として
Author(s)	布施, 鉄治
Citation	産業教育計画研究施設研究紀要, 1, 175-267
Issue Date	1968-11-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87892
Type	departmental bulletin paper
File Information	003_AN00098432.pdf



地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育

一苦小牧市域農村における都市近郊園芸農家の

社会的形成過程に関する問題を中心として一

目 次

前書	175
序論問題の所在と研究方法	176
第1章 地域工業化と農民層の分解形態の特徴	184
I 都市的事業体の発展—分解形態	184
II 農民層の分解パターンと地域農業経営	186
第2章 地域農業政策の展開と農民組織化の方向	192
I 自立可能な経営形態の定着化施策	192
II 地域工業化に対応した農民組織化の方向	197
III 施策としての地域農民教育活動の展開	205
第3章 都市編入地帯(糸井)における部落構造の変容と農民の対応形態	210
I はじめに	210
II 糸井開拓集落の展開と都市化	212
III 糸井開拓農民の生活史と現実への対応形態	222
IV 若干の事例	228
V むすび	233
第4章 都市近郊園芸農業の発生と展開過程における農民の学習	236
I ビニール・ハウス経営の発生と展開過程	236
1. その導入過程と学習	236
2. その展開過程の社会的特徴	241
II 礫耕栽培の発生と実験過程における学習の役割	243
1. 礫耕栽培発生部落の社会構造	244
2. 礫耕栽培導入農家の導入動機	247
3. 礫耕栽培導入の社会的諸要因と導入過程における学習形態	250
4. 礫耕栽培実験の社会過程と学習	251
5. 礫耕栽培の経営的位置づけ	253
6. 礫耕栽培の地域定着化への展望と学習の役割	258
終章 農村社会の変容と農民教育に関する若干の問題	262

地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育

——苦小牧市域農村における都市近郊園芸農家の
社会的形成過程に関する問題を中心として——

布 施 鉄 治

前 書

本稿はもともと北大産業教育計画研究施設でプロジェクトされた「地域開発と産業教育」研究シリーズの第4部として組まれた。当初本稿は、苦小牧市域農村の地域工業化に伴う全般的再編過程の分析と、また純農村地域におけるかなりインテンシブな部落調査分析を含んでいたが、今回「紀要」形式をとることによる紙幅の制限から、本稿では表題サブタイトルで示したその中の一部を報告することにした。地域全体の工業化の中で、現実の苦小牧農村社会の変容とそこにおいて果たす農民教育＝学習過程を分析するには、どうしても二つの柱（酪農專業志向農家の形成過程と都市近郊園芸農家の形成過程の分析）が必要であつたが、本稿では前者（酪農專業志向農家の形成過程分析）を割愛した。もちろんそのすべてを要約的に収録することも不可能なことではないが、ひとつのモノグラフ的研究の方式をとる本調査研究においては、その方式はむしろ採用しない方がよいと考えたからである。

したがって本稿における報告は苦小牧地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育にかゝわるひとつの柱の分析であることを断つておきたい。

「地域開発と産業教育」第1部で、すでに苫小牧地域が、どのような形で工業化のプロセスを歩んでいるかは事実¹に即してあきらかにしたところであるが、そうした中での市域農村地域の構造的変動、およびそれを支える農民の対応形態、そこでの所謂「農民教育」と称せられるものの具体的展開過程、およびその役割の分析が本稿の目的である。

ところで、この地域工業化に伴う農村社会の構造的再編過程を「農民教育」との関連であきらかにするためには、大きくわけて二つの方法があるということが出来る。

第一は、全日制もしくは定時制であれ農業高校がその地域に存在するか、ないしは地域教育計画というべきものが、青写真でもあれその地域に存在していて、たとえば、その地域の各種農民教育機関が、特定のプランをもつて教育活動を行なっている場合（農業学園、農民大学等々）それら地域教育機関を中心として、そこでの教育内容、教育過程および教育効果を分析する方法である。

第二は、実際にこれら教育機関の被教育者としての農民の立場から、彼らの実際の農業生産活動および農村生活の中で現に生じているさまざまな社会的障害、およびそれを克服しようとする農民の生活体験の中から、彼らが具体的に自らを変革していつている、ないしは自らの主体的内容を大きくしていつているそうした社会過程をとおして、つまり農民の現実的学習形態の分析から、「農民教育」というものゝ現に果している役割を捉える方法である。

本稿においては、こゝでいう第二の立場からのアプローチをとる。その理由は第一に、この苫小牧市の場合をみると、そこには工業高校は存在していても、農業高校は存在しない。また第二に地域行政、あるいは地方教育機関における農民教育は、農業改良普及事業活動、あるいは社会教育活動として、現に展開されているわけだが、それらの諸活動の柱となる農業学園、農民大学等々の農民教育機関はこゝには存在しない。しかしながら第三に、こゝでわれわれがあえて第二の立場のアプローチをとる所以は、具体的な農民の生活過程とそこでの彼らの学習過程を事実¹に即してみると、以下本論でみるように、第一の系列のみでは捉えきれないより広範な生活行動空間の中で、またさまざまな社会過程の中で、それが展開されているというまぎれもない事実¹に逢着するからである。現実の農民は、自らの生活の上におよいかぶさってくる様々の社会的障害を克服するために、自ら創意を生かし、自発的

なさまざまな実践活動を展開している。そうしてかゝる社会過程は単に農民層にみられるばかりではなく、それら農民層を指導すべき立場にある地域農業指導機関においても看取されるところなのである。しかもこれら農民の学習活動は、今日においては同時に所謂村落社会構造の大きな変革を伴いながら、言葉を替えるならば、その変革に相応する創造的活動として展開されているところに、今日的意義があるといわなければならない。

ところで、かゝる側面よりする「農民教育」に関する分析方法は、今日の段階ではいまだ十分にかたまつていないわけではない。社会学的な分析方法としては幾つかの指標（設問）をもうけて、それに対する農民の反応をとりおさえることによつて、それを彼らの現実の生産・生活基盤と関連させつゝ階層ごとに相違するところの農民層の社会的態度あるいは意識として論ずるという立場が今日一般的である。かゝる方法を用いて現実の農業生産の物質的変容に対応するところの農民層の社会的態度を、いわば計量的にとりおさえることは可能である。しかしかゝる方法自体が十分に「農民教育」の現実的存在を反映するものとして elaborate されているわけではない。

したがつてこゝではかゝる方法を採用することをよして、農民の生活史として、その生活の全体を（その歩みを含めて、また将来へ対する志向性を含めて）個々にとりおさえることにした。彼らが農民としての生活をすゝめてゆく上で遭遇せざるを得ないところの様々の社会的障害、そしてそれを克服するために彼らが現実採用したところの様々の方策、その実践の過程をこゝでは彼が現実に保有しているところの生産手段、また諸情報の社会的ネットワーク、さらに学習過程と関連させつゝ事例的につみあげる方法をとつた。こゝで採用したかゝるいわばきわめて記述的な分析方法は、かならずしも成功したとはいえないが、以下、かゝる方法を採用したさいの理論的背景について若干ふれておく必要があるだろう。

今日、個々の農民がおかれている社会的立場をみると、彼らの行動のいわば外枠自体が全体社会の経済法則によつて、また政策レベルでのチェックによつて、かたく規定されているといふことができる。好むと好まざるとに拘らず彼らはそうした社会的に規定されている外枠自体を甘受せざるを得ない立場にある。そうしてかゝる彼らの行動の現実的枠組を規定する物質的条件自体が変容するのだから、その変容に相応したあらたなる対応形態そのものを個々の農民は現実的に強いられているということになる。つまり彼の日々の生活の中では、当然のことながらこれまで彼が習得したところの経験では処理することができないところの障害があらわれざるを

得ない。そして、その障害を障害として意識した場合、彼はそれを克服するための様々の手だてをとるだろう。つまりそうした現実の中で個々の農民は意識的にか、あるいは無意識的にではあれ、自己の経営また自己の生活に対して一定の見通しをたてているということが出来る。彼らは少なくともそれぞれの状況に応じた形での生活目標を多かれ少なかれもつているということが出来る。こうした対応過程そのものは言葉を替えるならば、彼の生活実践の過程である。そして、かかる実践過程は、その実践を行なうさいのいわば前提として意識的な教育—学習過程を伴うこともあるし、また伴わないこともある。そして意識的な教育—学習過程を伴わない場合においても、彼は、自己の当面の目標達成のために必要なさまざまな情報を多様な形で得ている。けれども、問題は、かかる生活実践の過程をとおして、農民は、何よりも大きな学習をしているという点にある。つまり、生活実践の過程は同時に学習過程として理解されなければならぬものを含んでいる。彼は、少なくとも日々の生活の実践過程をとおして、彼自身の考え方、ものの見方をたしかめ、変更してきている。彼の物の考え方それ自身が彼の現実の物質的生活という基盤によつて規定されるのは事実であるにしても、彼は、彼自身の物質的生活体験をとおして、他人のものではないまさに、彼自身の思想を作るという人間の認識にとつても基本的な過程が、そこには存在している。彼は少なくとも、自己の生活体験をとおして、体験の結果彼が受けとるさまざまな情報の中から正しかつた情報、間違つていた情報、また本当に正しいと信ずること、表面的にそれに従わざるを得ない正しいとしなければならぬこと、などをよりわけるところを学んでいる。われわれが農民の学習過程をとりおさえるという場合、それはかかる生活体験過程における学習まで含んで捉えねばならぬと思う。

しかしながら、ここでさらにわれわれは、それなら彼ら農民は現実の生活体験レベルで一体如何なることを学んでいるのか、かかる点についてもふれる必要があるだろう。けだし、学習内容の問題を抜きにして、農民の学習過程の問題を語ることはできないからである。この農民の学習内容に関してわれわれが採用した一般的な仮説は次の如きものである。この仮説は別の機会に⁽¹⁾、かなり詳細にふれたので、ここではそのあらましを述べることにするが、それは次の如きものである。

すなわち、それは戦前段階からの日本農村社会とそれを支えた農民の社会的性格の発展という側面からみても、また、現段階すなわち、国家独占資本主義段階における、専農志向をするどくもつひとりの農民の社会的関心、その認識領域の発展過程という側面からみても妥当するものと考えるが、その学習内容は次のごとき発展

段階をもつものと思われる。

第1段階—これは彼の主要なる知的関心が、せまい意味での農業生産過程レベルに止まっている段階。—これは歴史的には、戦前の寄生地主制下における小作農民にその典型を求めることができる。戦前の寄生地主制下においては、われわれが第2、第3というところの認識段階、つまり学習段階に小作農民の主要なる関心、その認識が高まること自体が、農村社会における身分階層性によつてかたたく禁止され、第2、第3領域の学習、思考は、ひとり地主層の専有せるものであつた。つまり言葉を替えるならば、かかる領域へ独創的に小作農民の認識・学習領域が拡大すること自体が、まさに国家権力によつて禁止されていたといふことができる。そしてかかる権力的抑圧をてことして、戦前の寄生地主制は成立しえたといえる。そうして、小作農民自体が(上から与えられた鑄型ステロタイプを離れ)かかる第1の認識・学習領域を主体的に克服したときに、小作争議それ自身が瀕発したことは、ここにことわるまでもないことである。そうした農民層の認識領域の拡大が、国家権力によつて抑圧される過程は、戦前の経済更生運動の展開をみればあきらかであろう。ところで、かかる第1段階を、ひとりの農民の成長史の過程としてみるならば、これは彼自身が今日の所謂、農業後継者として、経営の実権をもたずに、またひたすら、農業生産技術を修得しようとするその1時期にあらわれる過程といふことができよう。とりわけ今日の段階においては、たとえば耕起、収穫作業に限定していうならばかかる農業生産過程における、生産技術それ自体の進歩が畜力段階から、機械化段階へ、しかも耕運機段階からトラクター段階へという進展をもたらしているから、それ自身たしかに、技術的側面においては、畜力→機械化という進歩的側面をもっている。この進歩的要素自体、とりわけ若年層の魅力をひかざるを得ない。

第2段階—ところが今日の段階においては、若年層の主要なる関心自体、かかる領域にのみ止まっていることはできない。農村青少年クラブ(4Hクラブ)の活動自体が、かかる第1段階の認識領域を克服する。こゝでいう第2段階の領域にまで拡大しなければ、それ自身の存在意義をなくすという状況が現にうまれているのである。

こゝでいう第2段階とは、前述の第1段階から農民それ自身の関心領域が一步すすんで、つまりより資本主義的現実 に即した形で農業生産過程そのものを、経営体、企業体という形で統一的に把握しようとする段階へその関心領域、学習領域が拡大した段階を意味する。

かかる第2段階とこゝでいうところの関心・認識領域は、わが国の歴史的事実と

しては、戦後の自作小農制下において、しかも独占資本の復活がいよいよ本格化した昭和30年代の農基法農政以降において、まさに国家権力をもつて農民大衆に一般化されるにいたる。つまり農業生産そのものは、何よりも今日の段階においては企業として考えねばならぬという主張に、このことは端的にしめされている。戦後、体制的に開禁されたこの思想は、今日わが国農村にはひろく伝播している。

ところでかゝる第2段階と、こゝでいう段階は、農民の成長史の中に位置づけていうならば、農業後継者といわれる層それ自身が、まさに経営の実権を譲渡されたその瞬間から、真剣に自己の認識領域として自己の認識胎内にくみこまなければならぬものである。さもなければ、彼自身の生存そのものがあやぶまれるからである。

第3段階—ところが、今日の段階における農民の生き方、そしてその認識の発展過程をみると、少なくとも彼らが専業農家として生きようとする限り、彼らの関心、認識、家習領域は、あきらかにこゝでいう第2段階をこえて、第3段階といわれる領域を自己の認識領域の中に含めて自己の経営、そしてまた自己の生活そのものを展望していることがあきらかとなる。

すなわち、現実のひとつの生産組織体として、国家独占資本主義体制下で、その経済過程の中にくみこまれた形で農業生産をすゝめていくことを志向した場合、多くの農民は経営そのものゝ伸長を阻害しているいわば経営にとつては、外在的に与えられている諸規定要因があることに気付かざるを得ないし、それを除去するためには積極的に働きかける必要を感じざるを得なくなる。例としては、乳価・米価等々に関する彼らの執拗なまでの関心をあげれば十分であろう。つまり、第2段階においては、とにかく資本主義の論理にそつて“企業体”として農業生産を捉えるという視角が生れるが、この段階では、いわば資本主義的な全体制レベルへその関心領域がひろがるのである。ひろがざるを得ないのである。それは、通常、経済過程への関心からまず生ずるが、今日の国家独占資本主義の段階では、不可欠に国家の諸政策、とりわけ農業政策に対する関心領域を包含せざるを得ないものとして発展している。この第3段階は、さらに全体社会の経済機構・法則に関する領域と、また政策レベルの諸々の施策に関する領域とに分けることが可能だが、今日の段階では、この両者が不可欠に結びついているものと認識している農民層の認識それ自身の正当性をわれわれは認めざるを得ないであろう。

かゝる第3段階とこゝでわれわれが規定する領域は、歴史的には、寄生地主制下における小作争議という行動に直接参加した層にその例をみることができる。そしてまた、現段階においては、専業農家を志向する農民層において、多かれ少なかれ、

また自覚的であれ、無自覚的であれ、共通に認められる点である。現段階において、専業農家を志向する農民層が、かゝる領域における関心をもたざるを得ないものとして位置づけられることは、そしてまた現にかゝる領域における関心を共有していることは、農業関係者ならば、それを主張するか否かは別として、暗黙裡のうち認めている事実であろう。

しかしながら、ここでさらにわれわれが指摘しなければならぬのは、この第3の段階とわれわれがいう領域は、今日の段階においては、第2の段階と共に、体制それ自身が国家権力をもつて、かゝるレベルまで農民をひきあげるために、またきわめて強くかゝる認識領域をもつべきことを主張、かゝる方向に農民を教育してきているという事実である。すなわち、われわれは、独占資本と農民それ自身が国家機構の強力な挺子いれのもとに収奪と被収奪の関存におかれている今日の国家独占資本主義段階においては、体制それ自身が、当然のことながら、農村地域の中にかゝる体制を滲透させ、維持させるために、かゝる体制それ自身を主観的に支持する層を創出しなければならぬ故、かゝる層に対しては、積極的に体制維持のためのかゝる全体的な認識の枠組を、体制維持イデオロギーと共に普及・伝播せざるを得ない、という状況に達しているという事実を認識しなければならない。

けれども、かゝる全体的な認識の枠組が体制維持イデオロギーとともに、体制維持イデオロギーとして貫徹しうるには、それを受け入れるにたるだけの物質的生活基盤が現実的に用意されていなければならない。ところが本稿でみる如く、そうした物質的基盤は現実的にすべての農民にとって、均一的に用意されているわけではない。然るが故に、この第3段階とわれわれが称する認識・学習領域においては、まさに好むと好まざるとにかゝらず、その認識領域が必然的に含むところの価値志向は、図式的に大きくわけるならば、体制的か、反体制的か、この二つに分れざるを得ない。そして、それはまさに彼自身の生存のための途として選択されているものである。

さて、かようにみえてくると、この第1→第2→第3という個々の農民の関心認識領域の段階は、とりわけ第3段階において、するどく階級的なものを含まざるを得ないものとして与えられていることを認めざるを得ないであろう。

本稿においては、われわれは、個々の農民の学習内容を、およそ以上のように彼らの関心・認識領域が発展せざるを得ないものとして仮定し、かゝる仮定のもとで、第1、第2、第3の領域へと彼らの主要なる学習内容それ自身が変容するものと考え、かゝる各領域にわたって、彼ら農民自身が一体如何なる価値志向をもつ

か、ということ、彼らの生活史と現実への対応形態をとおして、とりおさえることにしたのである。

われわれは、以上述べたような筋道によつて、個々の農民の生活のレベルにまでおきて、苦小牧農村社会の変動をとりおさえるという方法を、この調査研究において採用した。

しかし、この段階でわれわれの考察は終着点に達したわけではない。かゝる個々の農民の具体的な行動のレベルにまでおりた以上、彼ら自身が、その要求にもとづいて、一体如何なる社会集団を現実的に形成しつゝあるのか、それはふるい部落秩序といわれるものと一体如何に異なるのか、また個々の農民はけして抽象的な個人として存在するのではない。

近年の地域工業化の中で、一体部落社会そのものはどういう形で、その存在形態、またその社会的紐帯をかえているのか、その中で個々の農民のあらたなる生活実践過程が、どのような形をとつて生じているか、かゝる部落社会全体の変容の中で、この問題にアプローチすることにした。

以下まず第1章では「地域工業化と農民層の分解形態の特徴」にふれる。こゝにおいては、日本における資本主義の高度化そのものが、地域レベルで如何にあらわれているか、それが如何なる形で地域農民層の分解をもたらしているか、といういわば構造的な側面があきらかにされる。その上にたつて、第2章においていわば政策レベルでの「地域農業政策の展開と農民組織化の方向」がとりあげられる。さきにわれわれは、今日における農民層のおかれている社会的状況を「独占資本と農民」という図式でしめしたが、地域レベルで考える場合、実際には独占資本のエージェントとしての役割をまさに一方で体制的に背負わされている諸機関が地域にはかならず存在する。それら諸機関のうちで農業生産の場合中枢的位置をしめる機関として地方行政機関・及びそれに指導されて設立せられた地域営農指導機関が存するが、この地域営農指導機関の地域農業施策の果たす役割は、いちがいに上述の如き、独占資本農政の地域侵透のためのエージェントとして位置づけることはできない。歴史的にもその果たす役割は変化しているし、彼らがどのような立場に立つかによつて、地域農業施策の果たす役割はきわめて異なる志向性をもつという可能性をこのチェックポイントはあきらかに有するからである。第2章「地域農業政策の展開と農民組織化の方向」はかゝる意味で、地域農業政策の展開過程、その特徴、またその中の地域農民教育をとおしての農村社会組織化の方向等を事実即つて分析したもの

である。さて、こうした形で個々の農民のおかれた客観的状況、また彼らの行動を外在的に規定する諸条件をあきらかにした上で、われわれは上述の如き農民の立場からの分析を第3章、第4章において行なうであろう。

注(1) 布施鉄治『あたらしい農民像と経営者能力』北方農業(第15巻7号)

第1章 地域工業化と農民層の分解形態の特徴

I 都市的事業体の発展一分解形態

苫小牧市の農業戸数は、昭和40年現在549戸であるが、昭和25年には、1,044戸(100)であつたから、15年間に約半数(53)に減少していることになる。ところでこの間、同市の人口は39,226名(100)から81,811名(209)に伸びているから、この間の急速なる地域発展の中で、農家のしめる比重が著しくおちていることが第一に指摘できる。けれどもこの苫小牧市域農業の大きな特徴は、農業就業人員でみると昭和25年の1,266名(100)から、昭和40年の974名(77)とそれがそれ程減少していないという事実である。一戸あたりの農業就業人員はかえつて増加をしている。そしてこの事実は昭和25年段階では、農家といつても名ばかりで、そのほとんどが兼業農家、しかも第2種兼業農家であつたという事実と、とけがたく結びついている。後に検討するように、ごく大まかに表現すれば、農業生産構造自体は昭和25年段階よりかえつて充実してきていたということが以下展開するこの苫小牧市域農業の場合まず特徴的となる。ところで表1-1であきらかになるように農家戸数の減少は、昭和35年→38年にかけてとくに著しい。すでに別に分析したように、苫小牧市域の工業化は昭和32年→35年と、35年→38年とではあきらかに異なつたパターンをとつて展開していた。

表1-1 苫小牧市経営耕地規模別農家戸数の年次変化

	総戸数	3反未満	～5反	～1町	～1.5町	～2町	～3町	～5町	～7.5町
昭和25年	1,044	557	83	75	74	48	92	66	(49)
31年	849	199	94	81	58	37	84	102	115
35年	837	195	114	72	46	31	64	72	87
38年	614	133	60	41	22	9	29	50	72
40年	549	116	51	34	18	14	23	48	54

	～1町	～1.5町	～2町	2町以上	例外規定	総農家戸数指数
昭和25年	—	—	—	—	—	100
31年	50	29	—	—	—	81
35年	73	69	4	1	9	80
38年	79	70	10	6	33	59
40年	60	93	13	3	22	53

(注) (49)は5～10町の数字

都市的事業所数、および同従業員数をみても、昭和32年→35年にかけてよりも、35年→38年にかけての方が一段とその伸びが大きくなっている。昭和32年を100とした場合、32年→35年→38年にかけての伸びは、都市的
事業所数で100→116→183、同従業員数で100→120→162である。そう
して、昭和32年→38年にかけて、全体としてこの事業所の増加にもかかわらず、昭和32年から38年にかけて、昭和32年当時存在した事業所の約半数は
解体＝消滅していた。

いま、昭和38年段階で、全都市時事業所中での従業員構成比の高い建設業、
製造業、卸小売業、サービス業をとりだして、昭和32年→35年、35年→
38年にいたる間の動きをみると、ごく大まかにいつて建設業では、32年→
35年にかけては、既設事業所がその従業員規模を増大させる時期として特徴づ
けられ、35年→38年は、その基盤の上に立つて、従業員規模の零細なかゝる
建設業が数多く設立される時期として把握された。しかもこの両期は、前期が一
般土木建設事業、土木工事業を主軸としていわば地域開発のための基礎的な建設
期として特徴づけられたとすると、後期はその上にたつて、「木造建築工事業」
「木造建築を除く建設工事業」などの建設業が伸長、同時に左官、板金、塗装あ
るいは電気工事業などが急速に進展した時期として特徴づけられた。

製造工業においても、この間工場数は103→112→129工場と、また従業員
数も5,982→6,226→6,411人と増加をしめしているが、この過程は同時に紙パ
従業員の全体に対する比重低下となつてあらわれていた。すなわちそれは68.7%
→66.3%→60.4%という動きをしめし、こうした傾向はその後も強まっている。
(昭和39年57.2%)つまりとりわけ35年以降、非紙パ製造業の抬頭が著しく
みられるという特徴をもつていた。また卸小売業においても、その商店数は、こ
の間33年を100として、35年136、37年154と伸長、同従業員数も
100→133→165と伸長しているが、その販売金額では576,162万円(100)
から、35年の148、37年258と、35年以降の伸びが大きくなっている。
そして32年→35年にかけては、とりわけ従業員規模1～2人のものの増加が
大きかつたのに対して35年以降は、この1～2人規模のものと同時に、従
業員規模3～4人(つまり雇用労働者1～2名使用)及び5～29人規模の事業
体の増加が大ききみられるのである。さらに全商店従業員中、支店従業員のしめる
比重もたかまるという構造的変化もこの35年→38年にかけては看取できたの
である。そうしてもうひとつふれなければならないことは、この苫小牧市卸売業

が昭和33年段階にもつていた「衣服身の廻り品」「農産物・水産物」「食料・飲料」を主軸とした構造に、この間「機械器具卸売業」「建築材料卸売業」が急速に抬頭つけ加わったという変化である。こうした変化はまた小売業についても看取されるところで、昭和33年から37年にかけてのその変化は、所謂・衣・食・住に第一次的直接的にかゝりあいのある業種以外の、地域住民のより高次の生活要求に対応したところの、医薬・化粧・本・雑誌・紙文具・楽器・写真機・写真材料・運動具・娯楽用品等の小売業種が抬頭したいという点にもとめることができる。そしてこうした変化はとりわけ昭和35年以降顕著にあらわれたと考えてよい。

サービス業においてもまた昭和35年以降の発展が大きく看取され、その事業所数同従業員数は32年→35年にかけて、100(100)→120(120)→180(170)という伸びをしめしている。

そうして35年以降所謂支所でないところの零細事業所が数多く発生しているという特徴がみられる。(卸小売業とは異なつたパターンをもつことに注意!/)そして昭和32年段階にもつていたサービス業構造—「対個人サービス業」「教育」「医療・保健業」という三つの柱が中心—が38年には変客、「旅館、貸間、下宿業」「対事業所サービス業」「自動車修理、ガレージ業」また清掃業、集会所などの「その他のサービス業」が数多く発生するに至っている。

かようにこの苫小牧市の場合、とりわけ昭和35年以降の段階において、その都市的構造が著しく質的に高度化してきていることが特徴的になるのである。(1)

II 農民層の分解パターンと地域農業経営

さて、苫小牧農村における農民層の脱農化が一段と進化したのは、地域社会のこうした工業化・都市化による発展転期においてである。そうして表1-1であきらかなように、昭和35年→38年にかけての農家戸数の減少が大きく、昭和38年→40年にかけては、この減少率は鈍化している。ところで同表であきらかなように、昭和25年から31年にかけての農民層の分解基点は3町であつたものが、昭和31年から35年にかけては7.5町に上昇、さらに昭和38年から40年にかけては10町に上昇している。ちなみに苫小牧市の7.5町以上層に入る農家戸数をみると、昭和25年段階では49戸(5町以上層を含めて)以下、31年79戸、35年147戸、38年165戸、40年169戸となる。昭和40年現在で7.5町以上の耕地をもつ農家は全農家の3割、10町以上の耕地をもつ

農家は2割である。

かようにこの苫小牧市では、農民層の分解基点は年々上昇し、現在それは10町以上層になつているわけだが、そうして分解基点以上の農家戸数は全農家の2割にすぎず、昭和38年から40年にかけての動向で注意を要するのは、経営耕地規模20町以上の農家層が昭和40年段階においては、かえつて減少しているという事実であろう。

こうした注目すべき事実は表1-2からもうかぶえる。すなわち、この苫小牧市における専業農家は、昭和25年段階でわずか10戸であつたものが、31年に197戸、35年206戸38年に223戸と年々増加、専業農家率も昭和25年の

表1-2 苫小牧市における専業別農家率

	専業	第1種兼業	第2種兼業	専業農家戸数
昭和25年	1.0%	27.6%	71.5%	10戸
” 31年	27.1	17.3	55.6	197
” 35年	23.5	19.3	56.0	206
” 38年	36.5	17.5	46.0	223
” 40年	28.3	22.8	49.0	155

1.0%から昭和35年の23.5%、そして38年には36.5%に達した。つまり言葉を替えるならば、戦後のこの苫小牧地域発展の中で、少なくとも昭和38年段階までは、地域工業化によつて、地域農業生産そのものが空洞化するのではなく、逆に専業形態での地域農業が着実に形成されてきたということを確認することができる。

すなわち昭和35年→38年にかけての段階においても、第2種兼業農家の脱農化により、総体としての農家戸数の減少を伴いながらも、こゝでは経営耕地面積7.5町以上の専業農家層が着実に形成されてきたということ。こうした点が第一に指摘されるのである。けれども第二にわれわれが注目しなければならぬのは、昭和38年以降の段階においては、この上層専業農家層の形成がその歩みをとめ、昭和40年には専業農家155戸、同率28.3%と低下している事実であろう。

そもそも、この苫小牧市における上層専業農家層の形成は、表1-3および表1-4、1-5であきらかなように酪農、養けい、養豚経営の地域への定着過程をとおして達成されたものであつた。いうまでもなく専業農家の形成は、自立可能な農業経営形態の地域への定着を前提としてはじめて達成されるものである。

表 1-3 年次別・乳用牛飼養農家戸数 年次別・養けい農家戸数 年次別・養豚農家戸数

	飼養戸数	頭数	一戸平均	飼養戸数	羽数	一戸平均	飼養戸数	頭数	一戸平均
昭和25年	166	475	2.9頭	511	2,885	5.6羽	130	200	1.5頭
" 31年	391	939	2.4	353	5,989	17.0	150	318	2.1
" 35年	331	1,305	3.9	470	11,768	25.0	173	539	3.1
" 38年	245	1,556	6.4	355	34,620	97.5	130	680	5.2
" 40年	209	1,475	7.1	267	30,055	112.6	98	856	8.7

酪農経営の場合、昭和31年には全農家の4.6割(391戸)が少なくとも一頭以上の乳牛を導入(昭和25年段階では、かゝる乳牛飼養農家は全農家の1.6割)、それ以降、乳用牛飼養農家は実数においては減少をしめしているが、地域全体での乳牛保有頭数はあきらかに増加、とりわけ昭和35年から38年にかけては1戸あたり平均飼養頭数の増大(3.9頭→6.4頭)が顕著にみられるのである。そうして1戸あたり平均飼養頭数の増大という傾向は昭和38年から40年にかけても看取せられ、昭和40年には一戸平均7.1頭に達するが、しかしながらこの38年→40年にかけては、乳牛飼養農家数の減少とともに、地域全体での保有乳牛頭数が減少した点が注目されるのである。すなわちそれは1,556頭から1,475頭へと減少をしめしているのであるが、こうした減少傾向は以下本文で示すように、さらに強まるものと思われる。かくて昭和40年現在乳牛飼養農家

表 1-4 経営耕地規模別飼養乳牛数(S.38)

	飼養農家数	頭数	1~4頭	5~10頭	11頭以上
	戸	頭	戸	戸	戸
3反未満					
~ 5反	1	3	1		
~ 1町					
~ 1.5町	6	19	5	1	
~ 2町	2	8	1	1	
~ 3町	12	40	8	4	
~ 5町	32	151	17	14	1
~ 7.5町	56	354	18	33	5
~ 10町	62	391	20	35	7
~ 15町	61	418	15	37	9
~ 20町	9	106		5	4
20町以上	4	66		1	3
総計	245	1,556	85	131	29

は全農家の3.8割をしめすにいたる。そして同様の傾向は、養けいの場合にもみられるところであるが、すなわち、乳牛、養けいとも一方の極での多頭羽飼養の小農家の形成という過程が、とりわけ昭和35年以降顕著になるわけだが、昭和38年以降40年にかけては、かゝる過程が地域全体の酪農および養けい主産地形成のための主要ファクターとしての頭羽数増大と結びつかず低迷していることが特徴的となるのである。

かように苫小牧農村の場合、38年以降の変動が、質的にも異なつてきていることが看取されるのであるが、こうした傾向は次の点にもあらわれている。すなわち、この苫小牧地域の農民層の動きを昭和35年→38年、38年→40年にかけてみると、35年→38年にかけては第2種兼業農家の脱農化という動きが

表1—5 経営耕地規模別・飼養養けい羽数（S.38）

	飼養農家数	羽 数	50羽未満	～100羽	～500羽	500羽以上
3反未満	42戸	1,371羽	35戸	5戸	2戸	戸
～5反	24	829	20	3	1	
～1町	27	1,775	20	4	2	1
～1.5町	13	1,048	7	3	3	
～2町	7	224	6	1		
～3町	23	1,363	16	5	2	
～5町	37	2,148	27	3	7	
～7.5町	61	6,017	27	14	20	
～10町	54	8,023	13	12	28	1
～15町	53	8,729	14	8	29	2
～20町	9	852	2	2	5	
20町以上町	2	460	1		1	
例外規定	3	1,781	2			1
総 計	355	34,620	190	60	100	5

かなり顕著にみられたのに対して、38年→40年にかけては、第1種兼業農家の増加という現象が大きくみられ、これが実数としてもこの地域における兼業農家そのものを増大せしめている。すなわち、第一兼、二兼をあわせた所謂兼業農家は、35年→38年→40年にかけて、全体としての農家戸数減少の中で、実数として640戸→384戸→394戸という変動をしめしている。そして38年→40年にかけては、35年以降38年にかけて少なくともその比重を減じていた人夫・日雇・出稼層の比重の増加となつてあらわれているのである。

ところで、こうした変動の中で、階層別に現在の苫小牧農村を支える農家の耕

地所有規模をみるならば、そこには次のような傾向がはつきり看取できるのである。すなわち、経営耕地規模2町以下層は、昭和40年現在全農家戸数の4.2割(233戸)—これに例外規定を加えると4.6割—をしめるが、かゝる層はこの地域の第2種兼業農の主体をなしているということ。かゝる層は実際に農業生産にタッチする農業従事者の数が少ないという量的な側面ばかりではなく、その女性化、老令化という質的な側面においても2町以上層とはあきらかに区別されるべき特質をもつているということ。これに対して、専業農家層は全農家の2.8割(155戸)をしめるにすぎないが、かゝる層はあきらかに7.5町以上を主体としているということ。また第1種兼業農家層は、全階層にまたがっていることがあきらかとなる。

そうしてまた表1-6の如く経営耕地面積がふえるにつれ男子保有労働力はあきらかに多くなっている。しかも29才以下の若年労働力よりも、むしろ30~49才までの壮年労働力が市域農業生産の主体となつていることがあきらかである。そうして、とりわけ男子の場合、29才以下の若年労働力は兼業労働力の主体となつているという傾向が看取できるのである。

表1-6 農業従事者、年令別構成(耕地規模別)(S.38)

	男				女				計	
	19才以下	20才~29才	30才~49才	50才以上	19才以下	20才~29才	30才~49才	50才以上	男	女
2町未満層	11	24	75	105	8	32	140	129	215	309
%	5.1	11.2	34.9	48.8	2.6	10.4	45.3	41.7	100	100
2~5町層	19	21	44	36	7	24	54	20	120	105
%	15.8	17.5	36.7	30.0	6.7	22.9	51.4	19.0	100	100
5~7.5町層	10	24	46	21	8	23	50	20	101	101
%	9.9	23.8	45.5	20.8	7.9	22.8	49.5	19.8	100	100
7.5町以上層	22	45	107	63	22	51	96	52	237	221
%	9.3	19.0	45.1	26.6	10.0	23.1	43.4	33.5	100	100
例外規定	1	2	6	17	1	3	17	13	26	34
%	3.8	7.7	23.1	65.4	2.9	8.8	50.0	38.2	100	100
計	63	116	278	242	46	133	357	234	699	770
%	9.0	16.6	39.8	34.6	6.0	17.3	46.4	30.4	100	100

さて、こうした現状の中で前述の如く乳用牛の地域飼養頭数の減少という事態が惹起している。また養けいについても同様の傾向が看取できる。こうした中で、この苫小牧地域の場合、養豚および都市近郊園芸農業による再適応の道が、あき

らかに市域の中にもうまれてきている。とくに後者の場合、市の営農指導機関そのものも力を入れているひとつのあらたなる定着経営目標である。しかしながらこの地域にとって、都市近郊園芸農業という経営形態は、まったくあたらしい形態である。その点から、この都市近郊園芸農業がこの地域に生まれる過程および定着プロセスにおける農民教育の現実的に果たした役割の分析が以下の主題となる。

さて、以上われわれは苫小牧農村地域における地域工業化と近年における農民層の分解形態の特徴を概括してきたのであるが、こゝで次のような問題が当然のことながら生ずる。

第一は、この地域では戦後一貫して、地域工業化の中で、少なくとも昭和38年段階まで本州都府県の一般傾向とは異なつて、上層專業農家層が形成されてきた。一体如何なる要因によつてこのことが可能になつたのかという問題。

第二は、そうした戦後一貫して保つてきた傾向が、昭和38年段階以降あきらかに方向転換するのだが、それは一体如何なる必要によつて、また如何なる現実の農民生活の変化によつてもたらされたものであるかという問題。

第三は、こうした中で、一体住民の如何なる動機に支えられて都市近郊園芸農業がこの地域に導入されることになるのかという問題。そして第四は、こうした第一～第三の過程の中で地域農民教育というものは一体如何に位置づけられ、また如何なる機能を果たしてきたのか、そしてそれと農村部落のもつ社会構造、および農民の社会的態度との間には一体如何なる関連があるのか、という問題。

以下、これらの問題をまず苫小牧市域農政の問題として考え、ついで特定部落および都市近郊園芸農業を導入した農民、及び彼の学習過程の問題として具体的に分析することにする。

(注) 1 以上の点の詳細な分析は布施鉄治「地域開発と地域社会変動構造」北大産研、研究報告書6(1966.10)をみよ。

第2章 地域農業政策の展開と農民組織化の方向

I 自立可能な経営形態の定着化施策

農林省作物統計事務所のしめす資料によると、昭和38年段階において、この苫小牧市域農村の作物の反収は、北海道平均のほぼ半分にしか達していないことがあきらかとなる。こうした土地生産性の低さは表2-1でもあきらかだが同表でみるように、和年37年→38年にかけてそれは増大、また労働生産性も向上している。そしてこの苫小牧市域農村地帯では、農業所得の多くは、事実として畜産収入、とりわけ乳牛による所得に依存している。

この苫小牧市域農政の特徴は、まず第一にこうした土地生産性の低い地域ではたんなる土地集積では、農業生産基盤そのものを高めることはできないという認識から出発したという点にある。すなわち、この市域での専業農家形成過程は、

表2-1 主要農作物反収比較
(昭和38年)

	全 国	北 海 道	胆振支庁	苫 小 牧
水 稻	397kg	392kg	369kg	181kg
小 麦	122	199	201	70
え ん 麦	194	207	177	143
馬 鈴、薯	1,632	2,051	1,601	928
え ん とう	88	142	91	73
大 豆	135	148	139	89
小 豆	113	139	130	83
いんげん	141	145	197	82
とうもろこし	267	239	281	124
な た ね	77	158	131	—
あ ま		284	308	105
てんさい	2,396	2,441	2,647	1,398

表2-2 苫小牧における作物
作付比率(昭和38年)

	実 数	%
水 稻	41町7反	1.6
麦 類	248 4	9.8
雑穀(主体) 豆類)	351 6	13.8
馬 鈴 薯	85 8	3.4
蔬 菜 類	79 8	3.1
特 用 作 物	59 7	2.4
飼料用作物	1,651 5	65.0
緑 肥	15 2	0.6
そ の 他	5 7	0.2
計	2,539 4	100.0

地積の拡大が同時に土地生産性増大のための諸努力、すなわち言葉を替えるならば、なかんずく土地基盤整備事業の進展ととけがたく結びついていたというところにその大きな第一の特徴がある。そうして、こうした基盤の上にたつて、機械化による労働生産性の向上が計られた。

この地域の農業生産にとって、排水、土地改良などの土地基盤整備事業が基本的に必要なことは、たとえば「北海道営農類型調査」(昭和31年)の勇払海岸地区(苫小牧市の大部分はこれに入る)の次の記述によつてもあきらかであろう。

「この地区の地形は波状性丘陵及平坦各地帯に分けられる。波状性丘陵地帯は樽前系火山性に属し、組織は粗で地味は瘠薄である。平坦地帯も又概ね表層は樽前系火山性土により被覆せらるゝも、下層は第4紀新層土壤に属している。而してその一部地域は水田又は畑として開発利用せらるゝも、その大部は地下水位高く、排水不良のため、未開墾地の所謂勇払原野として放棄せられている。本原野に対してはまず原野を貫流する河川の治水工事を行ない、更に排水施設を完備すると共に、当地方は風強く夏季濃霧が襲来するので、全地区に亘り防風林の設置を急務とする。又現在既に耕地として利用されている火山性土には有機物施用、並客土等の土地改良は勿論、三要素の補給に留意することが最も大切である。……」

かように、この地域にとっては基礎的な意味をもつ土地基盤整備事業は、その事業主体が何処であるかによつて、幾つかの段階にわけることができるが、まず(1)国営の土地基盤整備事業からみると、戦後の緊急開拓者入植地域を対象とした開発局の国営開拓建設事業⁽¹⁾は、この苫小牧市域では、昭和23年から40年にかけて、弁天開拓、柏原開拓、錦岡、勇払工区⁽²⁾の四カ所で実施され、道開発局の資料によると、直接工事費、間接事業費あわせて投下事業費の累計は5億2417万円に達している。この事業の受益農家数は183戸であるが、そしてこの5億という投下経費は、たとえば昭和26年度までに苫小牧港造成のために投下された国費68億に比すると、著しく少額なものだが、昭和30年度における苫小牧市の予算才出総額5億9千万円、うち土木費7千万円という実績と比べると(なお昭和38年には一般会計予算規模11億円、うち土木費1億3千万円)かなりの投下額といわなければならない。(2)そして、また前記国営開拓建設事業のほか、この地域で実施された土地改良事業は、道営小規模排水事業、団体営区画整理事業、補修工事、冷害対策工事業、市単独排水路修理工事等々、昭和31年から40年まで計38件、金額にして1億3千万円に及んでいる。

これら土地改良事業は、少なくとも次の二つの側面において地域の営農推進に大きな力となつた。第一は農道建設、客土事業、排水事業などのさい、直接にその地域に入植した開拓農民を賃労働者として雇用することをとおして、いまだ作物が十分にとれぬ、したがつて農業生産者としては自活不可能な農民層の生活を補助するという点であり、(もつとも開拓のはじめの数年は農民は開懇補助金によつて生活を立てるが、こうした土地基盤整備事業の賃労働による収入が生活補助として大きな役割を果たすという事実は無視することはできない。)第二にそしてもつとも基本的なことは、資本蓄積のない個々の開拓農民の自己負担で

は不可能な大規模な土地基盤整備を行なうことによつて、土地条件そのものを抜本的に変革するという事実である。(3)ところで、この地域の場合さらに特筆すべきは、これらの土地基盤整備事業において、農民負担分を市が肩がわりをし、かゝる土地基盤整備事業が実質的に個々の農民の負担(借金)にならないという配慮が市当局によつてなされたという事実であろう(4)。これは個々の農家の経営構造の酪農化への切りかえ、とくに土地改良に重点をおいた時期とが重なりあつたため、個々の農家はその負担に耐ええないと市当局が判断したためになされた処置である。こうして昭和40年現在、市農林課が語るところによると「現在、開拓地に部分的な暗渠排水が必要なほか、既存地域(戦前入植地域)も、土地改良は今年でほぼ終り、来年以降は農道建設が問題になる。」という段階に立ちいたつている。

かように農業生産にとつては基礎的な生産手段であるところの土地の基盤整備が個々の農民の自己負担によらずしてなされているという事実は、今日の苦小牧農業の発展を、とりわけ農業政策との関連で考えるさい、きわめて大きな役割を果しているとみななければならない。

ところでこうした基礎づけの上に立つて、市当局において、次の如き自立可能な経営形態の地域定着化のための諸政策がとられた点を次に指摘しなければならない。

とりわけ、これまで市当局が重点をおいたのは酪農主産地の形成であるが、これには表2-3であきらかなように、市貸付牛がきわめて大きなウエイトをしめている。この苦小牧農村にはこれまで国有、道有、開拓道有、市有の貸付牛が入っているが市有貸付牛は、道有貸付牛がこの地域におりた昭和25年の翌年26年よりはじまり、昭和37年以降、格段と貸付牛頭数が増加していることが特徴的となる。そしてこの市有貸付牛の実績は、これまでの全貸付牛実績の7割をしめている。またさらに市当局は、この貸付牛制度とともに、昭和31年以降堆肥場、尿溜建設に対して半額市補助の制度をもうけた。(農民の語るところによると半額補助で諸材料が購入でき、あとは自家労力で建設可能であるという。)この制度によつて、昭和40年までに建設された堆肥場は113、尿溜は117、そしてこれに要した費用は累計343万円に達している。

ところで、市当局が現実的に実施したこうした酪農振興対策と共に、こゝで看過してはならないのは、この苦小牧農村の農業労働生産性の向上を具体的にもたらしめているところのトラクター導入による農業機械化対策である。酪農振興対策

表2-3 年次別・種類別貸付牛頭数

	道有	国有	開拓道有	市有	計
昭和 25	5頭				5頭
" 26				10頭	10
" 27	10		10頭	18	38
" 28	5		18	10	33
" 29				14	14
" 30				11	11
" 31				15	15
" 32		40頭		12	52
" 33				11	11
" 34		20		12	32
" 35				15	15
" 36				14	14
" 37				29	29
" 38				27	27
" 39				30	30
" 40				33	33
計	20	60	28	261	369

注) 市貸付牛現在頭数102頭(S40)

戸に貸付という形式で、実質的には農協が管理・運営し、30戸の農家が利用した。ついで34年と35年の両年、弁天開拓と柏原のトラクター利用組合にそれぞれ国有貸付トラクターが導入される。その後40年に、近代化資金で高度利用セットを含め600万—45馬力のもの—が弁天開拓に入るが、この昭和40年度段階になると、トラクターの個人所有、あるいは自己負担での共同所有農家もこの苦小牧農村地帯には数多くあらわれる。そしてそれは前述のものを含めて計21台に達する。かようにトラクターの地域普及過程をみても、市当局の働きかけが、とりわけその初期の段階において大きな役割を果たしていることが認められる。

以上われわれは、市当局がこれまで行なってきた地域農業施策を、土地基盤整備事業→酪農振興対策→農業機械化対策と述べてきたが、これによつても、少なくとも昭和35年段階まで、この苦小牧地域工業化の中で、一方の極に着実に上層専業農家層が形成されてきたという過程の一端はあきらかにされ得たと思う。

この時期の市の農政は一口にいつて、これまで日本の何処の農村でもみられたように、農村地域の部落をつかみ、そこに存する部落の社会構造をリレー・ボイ

は実際には農業機械化対策と表裏の関係で進行した。つまりこの苦小牧にトラクターがはじめて導入されたのは、昭和28年のことであるが、このフアガスン27馬力(当時約160万円)は市が購入、それを既存農協に借すという形態をとつている。(このトラクターは主として既存農家に利用されたが、それは当時、開拓は前述の土地基盤整備事業が進行中で、まだトラクターを使う状態にはなつていなかったと判断したことによる。)2台目のトラクターが国の貸付という形で導入されたのは昭和31年のことだが、これはフアガスン45馬力、柏原部落のトラクター利用組合7

ントとして農民を掌握するという方法をとつていたといふことができる。そしてこの段階では、農民それ自身の農業に対する価値志向・態度に働きかけるところの、今日いふところの所謂「農民教育」には市当局自身差程力を入れていなかったといふことができるであろう。もちろん、われわれが弁天部落で調査を行なつたさいあきらかにされたようにこの段階においても、農村青少年クラブ（4Hクラブ）を主体とした地域農民教育活動は行なわれており、かゝる活動が少なくとも従前とは価値志向の異なる農業経営の確立のために大きな役割を果していることがこの苫小牧農村においては認められるわけである。しかしながら、一般的にいつてこの段階までは「農業生産」に対する農民の主体的働きかけの側面はいわば自明のものとして、あるいは個々の農民がまさにPersonalに修得すべきものとして前提とされていたといつてよい。この段階においては、従前の「家」に結びついた形でのせまい意味での直接的な生産過程における諸能力知識が自明のものとして前提とされ、それがいわば日本農村社会が伝統的に保持してきたところの「部落秩序」を媒介として、そこで具体的に展開されるface to faceの日常生活の農民の学習活動をとおして、つまり農民の日々の生活体験過程として、農業の生産技術知識は地域農民の共有せるものとして伝播していたと考えることができる。

ところで、かようにみてくるとこの段階においてはこの苫小牧の場合、地域農民教育があきらかに後手をとつていたと感ずる人があるかも知れない。そして、それは事実ではあるが、次の点は指摘しておかなければならない。（事実この地元苫小牧市には工業高校は存在しても農業高校は存在しない。中卒後農業に関する後期中等教育を望むものは、伊達、静内さらに遠く栗山、岩見沢にでなければならぬ。けれども現実の問題としてこれらの地域の農業高校へ行つたものは少ない。現在、地元に残つている農業後継者の中には、かえつて地域的にはより遠隔地にあたる野幌の農学校、十勝の「開拓実習所」を卒業したものがみられるのである。）すなわちこの苫小牧の事例ばかりではなく、北海道農村地域において、所謂農業後進地域、あるいは農業停滞地域と称せられる他の農業の土地生産性のきめて低い農村地域の事例を加味して考えると、たとえばこゝのように農業の土地生産性がきわめて低い場合、そこでの農民層の具体的諸要求は、如何にして生活を立てるか、そのためにその土地生産性を如何にして向上させるか、言い換えるならば排水、客土などの抜本的な土地対策、かゝる点を如何に抜本的に克服するか、という点に集中的にむけられている。「作付しても赤字にしかなら

ない土地」に「多額の負債の上に機械力を導入して、さらに地積を増しても、それは結局赤字を増すだけではないのか。したがって労働生産性の向上といつてもそれは土地生産性の向上を一方に伴わなければ、結局絵にかいた餅にひとしいのではないか。」かゝる疑問を農民層はつねに抱いている。したがって、苫小牧のように土地生産性の極度に低い農業地域の場合、すでに述べたような国営、道営そして市自体のすゝめた施策としての大規模な土地の基盤整備事業、しかもそれを市当局が実質的に農民層の自己負担分を肩替りするという形ですゝめた点、また酪農主産地形成のために、たとえば貸付牛制度に端的にみられるような諸々の施策を積極的にすゝめた点等々……。それは十分であつたとはいえないまでも、地域農民層の要求に応えうる措置であつたといわなければならない。このことによつてたしかに土地生産性は向上した。

II 地域工業化に対応した農民組織化の方向

ところで、こうした段階をとおりながら現実に、地域工業化の波の中で苫小牧地域農村社会の構造が大きくゆれ動いてくる。もともと表2-4でしめすようにこの地域では、戦後開拓農家のしめる比重がきわめて高く、昭和40年現在、既存農家（戦前入植農家）と戦後開拓農家との割合はほぼ等しくなっている。これら地域農家にとつて、たとえば開拓農民の場合を考えると、この地域では農業施策として前述の如き特筆すべき施策がとられたとはいへ、こゝに指摘するまでもなく土地条件はすべての入植農家にとつてけつして等しいものではない。土地改良をさらにほどこす必要がある土地に入植した農家と、然らざる農家との間には、当然のことながら経営実績の差が生ぜざるを得ない。またこゝでは日本の何処の農村もそうであつたように、組織的にその地域にみあつた農業教育を入植農民にほどこしたわけではない。したがって現実に農業生産を行なう農民それ自身の主体的能力の相違というものも、とりわけ大きく作用せざるを得ないものと思われるが、こうした農業生産における主体的諸能力の相違は、当然に個々の農民の営農実績の差となつてはねかえつてくる。こうした

表2-4 市が農政の対象とした農家の既存・開拓区分(S39)

部 落 名	既 存	開 拓
樽 前	53	—
錦 岡	21	13
植 苗	22	—
植苗遠浅	17	—
柏 原	24	32
美 沢	7	—
静 川	20	—
糸 井	—	42
弁 天	—	76
計	164	163
	327	

注) 不明2戸を除く。

事情の上に、実際にはこの地域の酪農主産地の形成そのものが農民層のきわめて多くの負債の累増という事実の上に進行したという事情が、地域全体の工業化の進展という事情に加わつて存在した。かゝる現実には、同一の地縁の中で上下への個々の農家の階層分化をきわめてはげしく進行せざるを得ない。専門化志向の農家と、脱農化志向の農家の差は、より明確とならざるを得ない。土地生産性が低く、農業での自立不可能な層はさまざまな試行錯誤の結果、基幹労働力自体が賃労働者化せざるを得ない状況にいやおうなしに追い込まれることになる。もちろんかゝる状況に至るまでにはさまざまな適応の試みをすることは、こゝに言うまでもないことだが、すでに述べたようなたゆまぬ農民層の自立界線の上昇は、所謂農村社会の安定層をなす中堅層の存在それ自身を許すことなく、両極分解への歩みをはやめた。そして、こうした事態の進展とは言葉を替えるならば、それはそのまま、従前の「部落社会」といわれた社会的実体自体が大きく崩壊するにいたる社会過程を示すことにほかならない。(具体的にこの苫小牧地域において従前の部落社会といわれた農村社会構造がどう崩壊しつつあるかは、後章においてあきらかにされる。)

ところで、農業基本法農政が苫小牧農村に具体的にあらわれるのは、こうした段階においてであつた。こゝでは現実の問題として、もはやかつての農村社会の部落秩序は著しくこわれている。それはすでに従前の機能を果たすものではない。したがつて行政自身、ひとつの官僚体制の上につてその農業施策を貫徹する方向を志向する以上、当然のことながら、あらたに上層化する層を中心として農村社会そのものゝ再編を考えざるを得ない。こゝではもはやかつての「家」を中心とする中堅層は存在しないのだから、そして上層化する層とは、実際の問題として資本の論理に則つて農業生産そのものを考えるという企業経営層を意味するのだから、こゝでは価値志向において所謂「家」を中心として「分度」の生活をわきまえるかつての中堅層とは、その価値志向が180度異なる「農業生産単位」が設定されなければならないということになる。そしてかゝるあらたなる中堅層を軸としての農村地域社会再編がこゝにおいてはきわめて大きな課題となる。

ところで現実の問題としては、この苫小牧においては例えば酪農経営に関しては、かゝる志向性をもつ経営自体が弁天開拓にみるごとく、あきらかにいわば自生的な運動としても地域農民の中からうまれてきているという事例はある。そしてそれを行政はひとつの典型事例として、いわば核としてすゝんでひろいあげるといふ形態をとる^{q4)}しかし一般的にいつて地域農民の中から、かゝるいわば

180°度の価値転換がうまれるという現状ではない。両極分解に対応すべき農業経営の変化があまりにも急激であるし、その変化をもたらす資本主義経済自体が今日のわが国においてはあまりにも高度化しすぎている。

その結果、かゝる発想は現実の問題として地域農民の生活体験の中からではなく、まず全体制レベル（独占資本の意志＝国家）において発想せられ、それが官僚制機構のパイプをとおつて下部に伝播せられるという形態をとることになる。地域営農指導機関が地域農村社会再編にさいして、その不可欠の同伴者として、今日いうところの「農民教育」を重視せるゆえんである。こうした意味でも今日いうところの農村社会再編は、一方に所謂「農民教育」をその不可欠の同伴者とせざるを得ない。

そしてまた、こうした発想は、たとえば全体社会の発展段階が産業資本主義段階であれば、いわば自生的な地域農民層の動きとして現実化した条件はあつたらうが、今日のわが国の段階では一般的にいつてかゝる条件は在しないといつてよい。その結果、かゝる農村地域社会の再編自体が特定少数農家の体制的育成という観点からなされるという現象をうみだすに至っている。すでに述べたように農基法農政が地域に具現化する以前においては、この苦小牧地域においては少なくともその土地基盤整備事業にみられた如く、その建前としては、その地域の全農家が均一に農政の恩恵をうけるべきものであつた。しかしながら、この農基法農政下においては、農政の対象とする現実がそこまで高まつていないのだから、そこまで高めるには不可欠に国家の融資が必要となるという事情がある。そしてかゝる物質的な諸関係をテコとして、現実には国家は農民の選択的育成および多くの農民の切りすてを行なうにいたる。すなわち具体的には、資本を投下して（助成ないしは融資して）、確実にそしてもつともはやくその回収の見込みのたちうる生産基盤を現に有するか、また特定の役職についているか、あるいはその他の条件によつて、かゝる見込みがあるとされた特定少数者のみが行政によつて選択されることになる。そしていま一步の挺子いれを望む層も生産基盤が劣悪な場合、また負債の重圧の前に投下資本の回収の見込みがうすい場合、客赦なく融資対象から除外されるということになる。

こゝにはあきらかに現にわが国の資本主義が高度資本主義の段階、しかも国家独占資本主義体制に入つていることが如実に示されている。国→道→支庁→市とおりた行政のパイプによつて、育成される農家、切りすてられる農家がいやおうなしに、あきらかに選択されているのである。しかもそれはいわば個々の農家の

「差別と分離」を特徴とする。そうした価値が前提とならなければ、かゝる社会過程は行なわれ得ない。そしてこれは従前のいわば「全体」に結合することによる特徴をもつていた「村落」的カルチャーとは正面から対立する資本主義的業績主義カルチャーで農村社会そのものを再編しようということでもある。したがってこゝではどうしてもあらたな教育過程が必要とならざるを得ない。つまり選択的育成の対象となつた農家に対して、彼らを企業的農家に育成すべく、上からのいわば行政指導としての農民教育がそこに必要とならざるを得ない。そしてこの過程は、農村地域社会の再編計画を不可欠に伴いながら進行する。

さて、苫小牧市においては、かゝる過程は具体的には次のような形であられた。

すなわち、苫小牧市では昭和37年「農業基本法にのつとり」農業振興奨励基本方針を作成、これに沿つて「苫小牧市営農改善推進機構」を設置、営農に関する行政指導体制を強化するが、この機構の末端として、部落段階に「地区営農改善推進部落推進員」をもうける。

そうして、この場合、とくに部落における数少ない「青年層」をリレー・ポイントとして行政指導ルートによる部落社会再編を志向するところにその特徴がみられる。この市の「営農改善推進機構」とは、「地域住民の自主的な計画にあわせて各機関、団体が一体となつた指導体制を確立するため、これを推進する機構」であるが、この機構は結局のところ市の指導にしたがつて、フオーローとしての地域農民（部落推進員）が、地域段階での実践にはげむというSystemをとっている。

すなわち、この機構は「企画部」「指導部」「部落推進員」の三者が一体となつてはじめて現実的にその機能を果すSystemをとっている。たとえばその人的構成をみると「企画部会」は、市長、助役、総務部長、市議会議長、市議会産業委員長、市教育長、市農業委員会々長、苫小牧地区農業改良普及所々長、市開拓営農指導所々長、同林業指導事務所々長、農協組合長、開協組合長、共済組合長、森林組合長のほか、市農村青少年クラブ会長、市農協婦人部々長、市開協婦人部々長の計17名をもつて構成されているが、「指導部会」は市では市農林課長ほか課員全員（12名）市教委では社会教育係長、市農業委員会では事務局職員全員（2名）、以下開拓営農指導所、林業指導事務所とも職員全員（計3名）、農協総務委員長、参事、技師の3名、開協は職員1名、共済は職員2名、森林組合は職員1名の計28名の構成になつている。そうしてこの「指導部会」には

「企画部会」にみられた農村青少年クラブ、農協、開協の婦人部などの構成員はそのメンバーとして含まれていない。つまりこの「指導部」は、地域における営農指導機関の総合的執行機関という性格をもっている。

ところで、この指導をうけてたつ「部落推進員」は全市域にわたって計23名いるが、こゝに農事研究会、青少年クラブ員などの若年農村青年が配置されている。すなわち部落推進員の構成及び任務は次のように規定されている。

「部落推進員は農事研究会、青少年クラブ員など学習集団の中核者、あるいはその経験ある青年であつて、指導に対する実践力がありかつ部落住民の信望があり、部落団体より推せんされた者を市長が委嘱する。部落推進員は営農改善指導にもとづき設定された地区別営農類型にしたがい、部落団体の営農改善活動の中核として実践しその促進をはかる。」営農改善推進機構は、以上みたところであきらかなように、地域での営農に対する行政指導体制の著しい強化という特徴をもっている。部落段階での営農推進員も市長が委嘱し、彼らの任務は市当局が作成した「地区別の営農類型」を地域に定着させることにある。そうしてかゝる任務を果すものとして農村青少年層が起用されるのである。ところでさらにまたつけ加えなければならぬことは、昭和38年以降、この地域の個々の農家が農業近代化資金、営農改善資金を導入するにさいしては、この「営農改善推進機構」が個々の農家ごとにこれをチェック、その是非を検討しているという事実であろう。かような面からも行政の営農指導体制は強化されているといわなければならない。

ところで、上述の営農改善推進機構によつて推進さるべき「地区別の営農類型」は昭和39年4月に設定された。これは、Ⅰ型乳牛専業、Ⅱ型養けい専業、Ⅲ型乳牛+養けい専業、Ⅳ型養けい+蔬菜兼業、Ⅴ型蔬菜専業の五類型よりなつているが、この営農類型は、経営可能土地面積、自家保有労働力、また資本装備によつて異なるところのこの地域で目立可能なる経営類型をしめしたものである。すなわちその概要をしめせば、

- Ⅰ型は自家保有労働力1.8で、農業所得76万円（成牛15頭、仔牛9頭所有）
- Ⅱ型は自家保有労働力1.8で、農業所得125万円（成鶏2,000羽、ヒナ1,500羽所有）
- Ⅲ型は自家保有労働力2.5で、農業所得91万円（成牛8頭、仔牛4頭、成鶏1,000羽、ヒナ750羽所有）
- Ⅳ型は自家保有労働力1.8で、農業所得99万円（成鶏1,000羽、ヒナ、750羽、およびハウス2棟30坪、150坪）

○ V型は自家保有労働力1.8で、農業所得71万円（ハウス5棟、30坪1棟、50坪4棟）

となつているが、これによると弁天、植苗、遠浅が酪農専用地帯（I型）、樽前が酪農専業と養い専用地帯（I型+II型）、相原が乳牛+養い地帯（III型）そして、糸井と植苗の一部に蔬菜専用地帯（V型）を設定、IV型は各地帯に散在するという地域計画である。つまりこゝでは錦岡と糸井の大部分は宅地化されるものと想定。こゝに都市近郊園芸農業地帯を設定する。また美沢、静川、植苗そして高丘、丸山といった地帯での農業生産には大きな期待を寄せていない。弁天、柏原、植苗遠浅、樽前が主要農業生産地帯として想定されているのである。

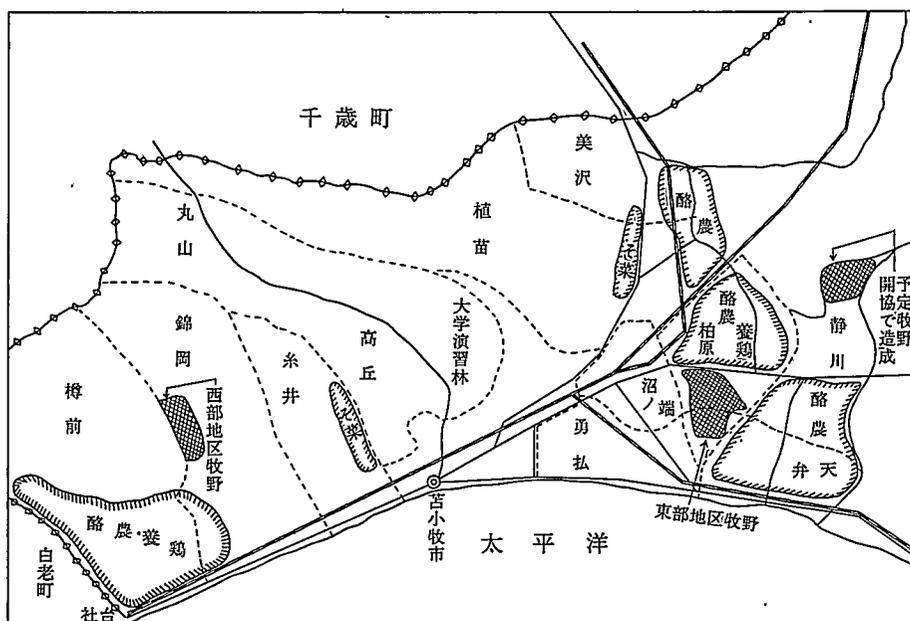


図2-1 主産地形成の方向（計画）

市の計画によると、昭和38年現在612戸の農家があるが、このうち市当局が農政の対象としている層は専業農家と第一種兼業農家の一部を含んだ329戸である。この329戸の農家が45年には183戸へ、つまり100から56へと減少するという計画である。つまり現在農政の対象となつている農家のうち146戸が45年度には第2種兼業農家におちるという見込である。そして農業生産予測としては、38年から45年にかけて、米・麦・豆類、雑穀は現状維持、飼料作物、特用作物（ビート）、それに蔬菜類が増加、しかしそれにも増して、乳牛が1,481頭→2,375頭へ、養いも27,056羽から129,142頭への増と畜産部門への期待が大きい。こゝでの計画の中心はこれまでこの地域で推進してきた地

域酪農化であることはあきらかである。そして、こゝでもうひとつふれなければならぬことはそのための牧草地の確保にも市当局はすでに乗りだしているという事実であろう。市の計画の自立乳牛専業農家の場合、すでにみたように成年15頭その他1才～2才牛を含めて計24頭飼育という線が出されているわけだが、これに見合う個別経営での保有耕地は11町、ほかに保有牧野2町5反を見込んでいる。けれどもこれだけの耕地規模では牧草地不足は当然のことながら予測される。市当局はこれに対応する対策として市有放牧地の拡大を計画（西部地区牧野は336町ある。うち45町歩は草地造成済み、さらに15町歩草地造成の予定。また東部地区牧野は280町歩あるが、うち100町歩は草地造成済み、さらに36町の草地造成予定、また東部牧野拡大のため国有地220町歩の払下げを申請中）、また開協も東部地区に牧野を造成すべく150町歩の国有地払下げを申請中である。かように苫小牧市の場合、酪農主産地形成に相応した対策が、市有牧野造成という形で積極的になされているのである。そしてまたこの乳牛の個体増に関しては、昭和40年以降、従来の市貸付牛制度とは別に近代化資金を活用、大巾な乳牛増加を計っているという事実にもふれなければならない。そうしてこの際注意しなければならぬのは、従来のように無乳牛農家解消という方向での個体導入ではなしに、現在すでにかなりの頭数の飼育を行なっている農家に、さらに上積みさせる形でこれがなされているという事実であろう。施策として自立専業酪農家育成がはつきりとうち出されている点が指摘できるのである。

ところですでに前章で指摘した如く、かゝる地域酪農主産地化への布石、また予測にもかゝらず、現実にかゝる計画どおりには進展していない。地域全体の乳牛保有頭数は、38年→40年にかけてあきらかに減少をしめしているのである。

現実の農民層の分解は予測をこえた激しさで進行しているとみななければならない。そうした農民層の農業での現実適応の形態としてでてきたものが、すでにこ

表2-5 苫小牧市で作成した農家戸数・変動の予測（農政の対象となるもの）

	38年	39	40	41	42	43	44	45	45/38
専業・第1兼	329	312	291	260	232	206	193	183	56
第2種兼業		17	38	69	97	123	136	146	—

の苫小牧市の地域営農類型にもとりあげられている「養けい」あるいは「蔬菜」（ビニールハウス）経営であるということが出来る。養けい、ハウス共これらは

いわば施策としての本流（つまり酪農主産地形成）からは、はずれた形でこの地域にうまれたものである。養けいの場合は、市の指導とは離れていわば小資本で確実に日銭が入るといふ農民層の要求に支えられて、自然発生的に従来の投機的な豆作（なかんずく小豆）を主要な現金収入源とする経営に付加される形で、あるいは乳牛を手離した後の経営に付加される形で（けい舎に牛舎のブロックをそのまま使用している者も多い。）発展してきたものでもあるし、また以下の章でみるように都市近郊園芸農業についても同様のことがいえる。しかしながら現在、都市近郊園芸農業、養けい共、市の農業類型であきらかなように、その育成は施策にもとりあげられている。たとえば、都市近郊園芸農業についていえば、市当局は昭和35年以降かゝる都市近郊園芸経営育成のために力を入れはじめた。すなわち、昭和38年より市はビニール・ハウス建設農家に対し半額助成を決定、そのご40年にかけて、この助成により固定式ハウス14棟、移動式ハウス7棟、計21棟が建設された。この助成に要した市の費用は18万5千円である。そしてビニールハウス経営農家は昭和40年現在9戸を数えるに至っている。さらにまた市当局は昭和39年度から、れき耕栽培の実験も行なっている。これに要した費用は実習費7万5千円、建物建設費12万円、また実験1年目の費用3万6千円、計24万円ほどである。そしてまた養けいについてはあきかにその対策が遅れていることが指摘できるが、市は地域に定着可能なビニールけい舎の実験（柏原と弁天の二カ所）を行なっていることを指摘しなければならない。

さて、以下本論では、こうした形でこの苦小牧農村地域に生まれつゝある「都市近郊園芸農業」の発生およびその地域定着過程における農民の「教育＝学習」の問題に焦点をしぼる。しかしこのさい、第一にこの苦小牧地域で現実的に将来、都市近郊園芸農業が生まれると想定されている「糸井地区」における近年の地域都市化の中での農業経営形態そのものゝ変容（したがって農村地域社会の変容）また農民層のそれへの対応形態、そしてこゝには開拓農民が多いわけであるが、かゝるさいに彼らのこれまでの life history の中で、農民教育および学習の果たした役割、および彼らが一体如何なる動機によつて、また社会的態度で将来を展望しているのか、という問題。さらにこうした中で、都市近郊農業経営を志向する層は、如何なる動機づけによつて、かゝる志向性をもつに至つたのか、そのさいの情報通路および学習形態の特徴は、等々の問題にまずふれよう。

ついで第二に、この苦小牧地域にはじめてハウス経営を導入した農家、および現在れき耕栽培を実験中の農家に焦点をあわせ、彼らのかゝる「ハウス経営」

「れき耕栽培」導入の動機、およびその導入一定着過程、そこにおける「教育一学習」の役割等々を彼らが現に定住している部落社会との文脈の中で、また市の営農指導機関との関係の中で、事実に沿って分析しよう。こゝには、いわばこれまでその地域に存在しなかつたあらたなる経営形態を地域に定着させるための、農民層のたゆまぬ努力、創意の発揮の過程がある。そしてそれは農民の現実的な「教育一学習」過程と不可分に結びついたものとして展開している。かゝる過程を具体的に記述・分析することをとおして、われわれは現実に展開されている農民教育のもつ諸問題にふれることにしよう。

Ⅲ 施策としての地域農民教育活動の展開

しかしその前に、現にこの苫小牧市域農村において行なわれている市営農指導機関の農業普及教育活動について述べる必要があるだろう。

先にわれわれは、この苫小牧市に「営農改善推進機構」が設置されたことにもふれた。ところで現に苫小牧市域農村において展開している農業普及教育活動はあきらかにこの「機構」を中軸として展開しているといえる。つまりこの地域における農業普及教育活動は、あきらかに部落段階での「営農改善推進員」の教育に大きく力を入れた形で展開されているということが出来る。もちろん市当局の農業普及教育活動はこれだけにつきるものではないが、いまそのあらましを記すと次のようになる。市それ自身が把握している地域での農業普及活動を、市自体の干渉の程度によつて分類すると次のような分類が成立する。

- (1) A型一普及教育活動の主体が市の上級機関である支庁ないし道、国にあつて、市はいわば橋渡しの役割を負っているもの。
- (2) B型一市自体が直接的に農民に働きかけて、農民の組織化、つまり農業普及活動を行なうもの。
- (3) C型一市自体が地域段階での様々な農業生産者集団に働きかけて、つまりそれらの集団活動を助成するという形で行なう普及教育活動。
- (4) D型一市自体は関係せず、農民の自主的な組織あるいは行政機関以外の組織が行なむ農業普及教育活動。

この分類に従つて、この苫小牧地域で現に展開されている農業普及教育活動を整理すると次のようになる。

- (1) A型に属するものとしては、てんさい研究会と技術交換大会。いずれもその主体は胆振支庁である。うち技術交換大会はさらに全道大会につみあげられる。

(2) B型はさらに二つの性質の異なつたものに分けられる。第一は特定少数の農民に働きかけて、市当局があたらしい技術を開発するために、いわば小数精鋭的に行なう農業教育活動。第二はより広汎な全地域農民に働きかけて行なうものである。前者に属するものとしては、後章でふれる「礫耕栽培」に関する技術開発活動があげられる。これまでこの苫小牧地域には存在しなかつたあたらしい経営形態を開発、地域に定着するために普及所々長とそれを実際にすゝめる農民が静岡県にまで現地実習におもむき、さらに道内各地の農事試験所を歴訪、精力的な学習活動を行なつている例がこれにあたる。後者に属するものとしては前述の「営農改善推進員」の研修会がある。

(3) C型に属するものとしては、青少年クラブ連合会と共催の「青少年対象の夏期研修会」農協・開協婦人部と共催の「生活改善研修会」、また農民が自主的に組織した「蔬菜研究会」や「養豚組合」に対する技術指導活動がこれにあたる。

(4) D型に属するものとしては、たとえば市の指導とは離れて酪農民が組織している「乳研の研修会」、さらにまた養い農家を対象とした鶏の飼料業者が現在相当数この地域に入り大手筋と思われるものだけでも三業者あるが、これら業者の行なつている「視察を兼ねた研修会」等がこれに入る。

現在この苫小牧地域で展開されている農業普及教育活動はおよそ以上のように整理されるが、こゝでは以下、B型、C型についてやゝ詳細にみてみよう。

(1) B型に属するものうち前者すなわち礫耕栽培に関しては後に詳細にふれるので、こゝでは後者「営農改善推進員研修会」についてみよう。例年これは年2回行なわれており、一回目は現地（先進地）視察、二回目はその成果をもとにしての苫小牧での泊まりこみの研修会という形をとつているが、昭和40年の実績でみると第一回目は2月の江別の酪農構造改善事業の視察、第二回目は苫小牧市内白鳥湖に1泊2日での道の専門技術員を講師にしての農業構造改善事業に関する研修会が開かれている。そうしてこれには地区営農推進委員21名が参加している。ところで地区営農改善推進員に対する働きかけはこれだけで終るわけではない。4月早々に支庁段階（胆振支庁）で農業奨励会議が開かれるが、こゝで指示された事項を参考として苫小牧段階の前述の「苫小牧営農改善推進機構」の「指導部会」がもたれ、そこで協議の上、その年度の地域農業に関する奨励事項がきめられる。この段階で地区の営農改善推進員と農事組合長があつめられ、「農業奨励会議」においてこれが徹底化される。このさい2月

段階での「営農改善推進員研修会」は、おゝむねその年度における行政の重点目標にそつて、その主題が選択されているから、地域農政の展開にとつて、この研修会が大きな役割を果すことはいふまでもないであろう。予算的にみても、この研修会には営農改善推進員の報償費を含めて年間30万円（昭和40年度）がくまれている。

- (2) C型に属するものとしては、まず青少年クラブ連合会と共催の「青少年対象夏期研修会」をあげなければならない。これは毎年夏期に市域の30才前の青年男女がバスを貸りきつて先進地視察を行ない、同時に視察先の青年男女と宿泊先で交換会をもつという形でくまれるものだが、この研修会の特徴は、第一に農業改良普及員と、視察する先によつて酪農なら酪農の技師という形でそれぞれ専門の技術員を配置するということ。第二に学習形態の特徴としては、視察先の概要をあらかじめプリントし、バスの中で簡単な予習を行なうという形態が第一段にくまれ、然るのちに現地視察、そして第三段目に現地青少年と交換研修会といった三段構えの学習形態をとるところにある。これは昭和32年頃より制度化したものだが昭和40年の場合、7月末にバス1台（60名）が1泊2日で十勝酪農の視察・研修を行なつている。この研修会の場合、個人負担が1,500円程であるが、市の負担分はバス代、宿代を入れて6〜7万円程度となつている。残余の費用は青少年クラブ連合会負担である。

次に農協、開協婦人部共催の「生活改善研修会」は、前記の「青少年対象夏期研修会」と比べると遙かに慰安的色彩の濃いものとして組まれている。この生活改善研修会が制度化されたのは昭和36年頃からであるが、「青少年層が先進地視察を行なつて研修をふかめても、その成果を實際自分の経営の中に定着させようとした場合、その青少年層をとり困むものゝ意識が變つていない場合、仲々定着しない。したがつて若い層が視察して「良かつたところ」は婦人層にも視察をさせ、青少年層の研修成果を定着させようといういわば側面的な研修会として設定されたものである。この研修会は青少年層と同様1泊2日、バス貸り切りでくまれ、個人負担分もあるが、農業団体の経費負担分の割合がかなり高い。昭和40年には、バス2台（120名）を貸り切つて江別の国際農友会の養けい（これは昭和39年度に青少年層が現地視察を行なつたところ）と千歳、恵庭の養豚経営の視察を行ない、泊まりは定山溪温泉でとつている。市はこの婦人層の研修に対しては4万円程度の負担をしている。

ところで、こうした「青少年対象夏期研修会」、婦人層対象の「生活改善研修会」

に比べると、地域農民層が自主的に形成した「蔬菜研究会」「養豚組合」の学習活動に対する助成は質的に異なっている。例を「蔬菜研究会」にとると、それぞれの会員農家もちまわりで2カ月に一回開かれることになっているこの研究会には技師が出席する程度である。またこの研究会では1泊視察旅行を行なっているが、これは全額個々の自己負担、市としては特に補助は出していない。たゞこの研究会が年に一回、外部から講師を呼んで行なう講習会には、講師謝礼という形で1万円程度の補助金を市は支出している。

かようにみえてくると、農業普及教育活動として市当局がとりわけ力を入れているのは、「営農改善推進員研修会」であることがあきらかとなってくるであろう。

このことは市の農業普及教育活動を1年という周期の中で検討してもあきらかになる。5月～8月までは市の営農指導陣が直接現地（農村）へ入って技術指導を行なっているが、この数年の経験でいうと（というより北海道の場合、4年に1回の割合で冷害が農村を襲っているが）9月には霜の対策さらに10月にかけては冷害対策が市の営農対策の大きな部分をしめることになる。技術的にとりうる予防措置の普及と、さらに冷害がでた場合、その被害額の調査、対策などである。この対策で手一杯となる。そうしてこれらの調査を土台として11月～12月にかけて、来年度の営農に関する展望を検討、1～3月の間に営農改善推進機構の研修、4月から支庁段階での指示を含めて新年度がスタート。

そして、この間これら市の営農指導方針の地域段階での受け手としての（また推進母体としての）営農改善推進員の研修が1～3月の間に実施されているのである。

現に苫小牧市で展開している市の営農指導機関の農業普及教育活動の概要は以上の如きものだが、以下実際にその普及活動のうけ手である農民の生活の立場からこの問題を考えてみよう。

注) 1. この戦後の緊急開拓地造成を目的とした国営開拓建設事業は、現在国営パイロット事業にかわっているが（国営パイロット事業は昭和36年より発足）昭和40年現在、この旧制度の土地改良事業は、北海道内では国営で38地区、代行事業として120地区についてなされている。そして、その経費は累計して直営165億円、代行事業122億円となつている。なお、37地区は昭和41年以降にその事業がもちこまれるがその経費は国営40億円、代行23億円5千万円が見込まれている。

この緊急開拓地造成を目的とした国営開拓建設事業は、当初はそれなりの効果をあげたが、①事業の進度がきわめて遅い。②基盤整備の方法が貧弱、などの批判を浴び、昭和36年国営パイロット事業に替つた。この国営パイロット事業は実際に仕事ははじまつた昭和37年→40年にかけて7地区で事業が行なわれ、投下経費は9億円になつている。（なお昭和30年

段階の根釧パイロット・フームで知られる開拓方式は旧制度では問題が多いというので採用された方式であるが、この開拓方式はこゝだけで打切られている。)

2. このうち勇払工区は現在苫小牧港となつている。
3. ふつうかゝる道営、あるいは団体営土地改良事業などの場合受益農民負担分がある。そしてこの苫小牧市の場合も、タテマエとしては当然、個々の農民負担分があるわけだが、それを市が肩替りするという配慮がなされている。
4. 弁天開拓の場合、あきらかにかゝる事例に属するが、本稿ではこの分析は割愛する。

第3章 都市編入地帯（糸井）における 部落構造の変容と農民の対応形態

I はじめに

この苫小牧市域の中には、たとえば将来の苫小牧における酪農主産地を形成すると目されている弁天部落（開拓）の如く、かなり激しい農民層の分解がみられながらも、とにかく一方の極に乳牛多頭数飼育経営層としての上層農家層が形成されつゝあるという地域も存在するが、この地域の報告は割愛する。こゝでは具体的に都市市域に編入されつゝある農村地帯（糸井）—こゝは市の地域農業計画によると都市近郊園芸農業地域と目される。—において、近年のこの苫小牧の都市化の中で、その変容が具体的に如何にあらわれているのか、すなわちかゝる変容が個々の農民の農業経営を如何にかえ、また農村社会の構造を如何にかえ、その中でこの地域に都市近郊園芸農業がどのようにあらわれているのか。そしてそれは如何なる農民層の対応形態によつて支えられているのか。そこでの農民の学習形態の特徴について、彼らの歴史的な生活史の中にまで分析のレベルを下ろして、以下問題としよう。まず地域の概況からみしてみる。

この糸井地区は苫小牧市街の西方、苫小牧中心市街から白老市街（大昭和製紙立地）に至る中間、樽前山麓にひろがる有珠川と小糸魚川にはさまれた地域である。（第2章の図を参照のこと）

そして、糸井地区に西接する錦岡地区にはすでに苫小牧工専、および樽前カントリークラブ（現在倒産）などが設立され、都市化のテンポは糸井地区よりより顕著である。いわば糸井地区をとび越して、樽前地区に急速に都市化の波が及んでいるといえるが、そこには以下みるように糸井地区が開拓地であり、その成功検査終了が昭和39年度であり、成功検査完了までは少なくとも土地売買は不可能であるという事情が介在していた。

ところでこの糸井地区は鉄道（室蘭本線）を境に、山よりの開拓地と、海岸よりの糸井旧集落の二つの地帯にわかれている。そして海岸よりの糸井旧集落の場合は、開拓の場合と異なつて、土地の売買は自由であり、また国道が東西にそこを貫通しているため、本研究シリーズ第1分冊であきらかにしたように諸々の都市的機関が、国道沿いにこの糸井旧集落に設立されている。

以下の分析は、この旧集落の変容ではなく、糸井開拓にある。こゝでは住宅地区としての開発方向をすどく志向しているが、都市化の波が如何にこの近辺

ものであるが、これによつてこの糸井旧集落の変容に関して、次の諸点の指摘が可能であろう。

(1) かつての半農半漁のこの集落での漁家19戸のうちわけは、①舟なし・無動力舟所有階層5戸 ②3㍉未満動力舟所有階層6戸 ③同3㍉以上所有階層8戸 ④3㍉以上所有階層中の網元3戸であつたが、現在、舟なし、無動力舟所有階層はすべて漁業をやめているということ。旧網元階層のうち現在地元で漁家として残るのは1戸で、他の1戸は地元で養い業に転換、他1戸はより上層化して室蘭に進出、「北洋と近海の底びき漁業」会社を経営しているということ。結局、下層の全面分解および網元層の中での激しい両極分解を伴いつつ、中間層11戸が漁家として残存しているということ。(うち1戸は根拠地を築港附近に移している。)

(2) またかつての農家6戸中、現在、兼業(商店経営)の1戸を含めて農家を継続中のものは2戸で、4戸はあきらかに脱農化しているということ。

こうして、昭和40年現在、世帯主職業でみると、漁家11戸、農家2戸となり、他の14戸は非農的の職業をもつて色どられるという激しい変容をこの旧糸井集落はしめしているということがあきらかとなる。そしてまた27戸中の21戸は、昭和40年現在その所有土地の1部または半部以上を土地不動産業者に売却しているという事実にもふれなければならない。(土地の値段は昭和40年現在、国道沿いで(坪)6~7,000円、中等地で3~4,000円、砂地湿地で1,000円が相場。こうした土地業者は実際には35年ごろからこの地域に入りはじめ、36~37年がそのピーク、そして39年以降は土地ブームは一応頭うちになつている。)

II 糸井開拓集落の展開と都市化

さて、糸井開拓集落は前述の旧集落と異なつて、いまだ激しい全面的脱農化傾向をみせてはいない。しかしそれは以下みるように程度の差といわなければならないものを含んでいる。

昭和40年現在、540町歩にわたる糸井開拓には、45戸の農家がある。その団別構成、および班別構成は、図3-1、表3-2の如くだが、昭和29年第1次入植者30戸が入り、ついで30年~35年にかけて15戸がこの「糸井開拓」に入植した。

そして昭和39年に全農家は成功検査をうけ、昭和40年9月に第2種農地と

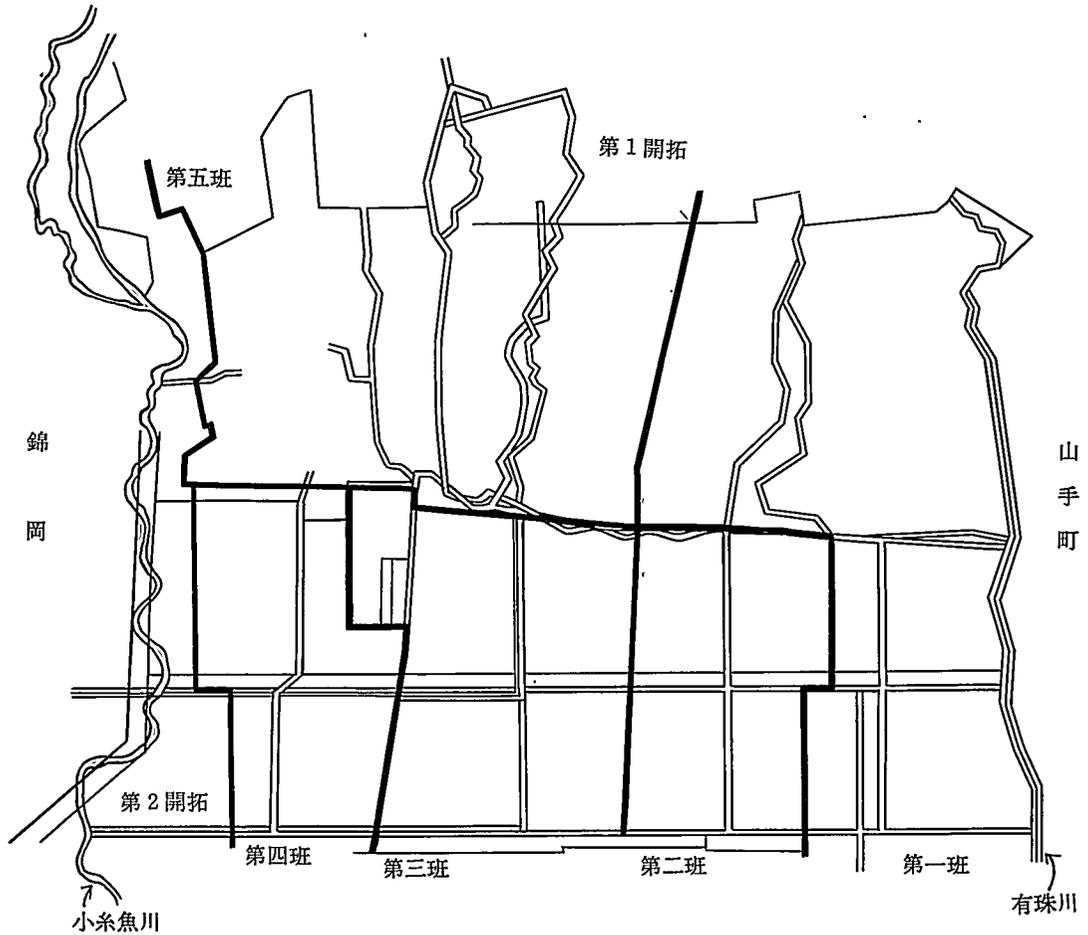
表 3-2 糸井開拓班構成

第 1 開拓	40 戸
第 1 班	11
第 2 班	7
第 3 班	11
第 4 班	7
第 5 班	4
第 2 開拓	5 戸
計	45 戸

表 3-3 糸井開拓農民の入植年次

昭和 29 年入植	30 戸
" 30 年 "	3
" 31 年 "	9
" 32 年 "	3
計	45 戸

図 3-1 糸井開拓集落



して指定された。

ところでこの糸井開拓の場合、注意しなければならぬのは、戦後の開拓以前にすでに既存農家があり、彼らが一たん土地を国に売却、開拓地として、土地基盤整備事業をうけ、そこに入植したという形式をとつたということであろう。しかしこのことによつて土地所有面積があきらかに減少した農家もあることはたしかである。（そもそもこゝには国有地は30町歩程度しか存在しなかつた。）こうした所謂既存農家は45戸中の11戸であるが、以下あきらかにするように、この糸井開拓の場合、昭和28年の開拓に先だつ前史がある。

したがつてこの「糸井開拓」の場合、その展開過程は次の三期にわけて捉えることが必要である。

第1期は昭和28年の所謂「開拓」以前の時期。この時期は、地域農業定着への試行錯誤の時期として特徴づけることができる。とにかく様々な試みの結果、酪農経営イメージがそこには形成される。

第2期は、昭和29年の入植から37年にいたる時期、こゝでは第1期とは異なつた経営内容をもつ酪農化へむかつて「糸井開拓」全体が志向する時期。旧来の農村部落秩序がこの段階で、こゝでははじめて形成の端緒をつかむ。

第3期。しかしながら、それ以降の時期においては、農業経営それ自身の分解がはげしくみられはじめる。酪農経営は好むと好まざるとに拘らず、その基盤がくつがえされることになる。そこで酪農ではなしに、「ビニール・ハウス経営」イメージが形成される。しかしこの段階では非農的住民の数もふえ、都市住宅地としての再編志向性を部落自体が、するどくもつようになる。以下、本節では第1期、第2期～第3期の特徴についてふれよう。

〔第1期〕われわれの聞き込みによつても、大正年間に神社が建てられた当時の集落の状況はつかみえなかつた。しかしわれわれがつかみえた情報を総合すると、この糸井集落は、あきらかに、開拓以来何回かの崩壊—再建—崩壊—再建という過程をへており、この間、農民そのものの入れ替えがはげしく、集落としての断絶に等しい状況が大正以降、今日まで何回も存在することがあきらかとなる。われわれの聞き込みによると、昭和元年、この糸井の人に払いさげられていた土地を購入して札幌から入植した3戸があることがあきらかとなる（手づるはすみ焼き）。当時この3戸以外には、すみ焼きが2～3戸この一辺には居住していたにすぎない。当時札幌から入植した3戸中、1戸は2～3年後札幌へもどつていくが、2戸は現在も、この糸井開拓で生活を送っている。土地の生産性は低く、

何もとれなかつたから彼らは「浜の部落」（糸井旧集落）に入り、漁業を手伝いながら、生活を立てた。

ところで昭和の初年（3年ともいう）、丸拓会社が、この辺一帯の土地を約300町歩ほど買いしめ、水田経営をはじめた。丸拓はこの地域に、家を建て、5～6戸の農家が入植するが、1～2年でいずれも流出する。この支配人はそのご3～4年間は糸井におり、今度は飯場形式で人を入れるが、資金難でこの農場はつぶれる。この丸拓時代は水稲といつても、「耕地のオコシバナのところ種を蒔き収穫も反当1斗あるかなし。」の状況で「補償金泥棒だつた。」と当時から入植していた農民はみている。こうしてしばらく荒廃地となつていたところへ、昭和10年前後、小樽の中村某が出資者となり、支配人田畑某が中心となつて、再度この糸井地区開拓の試みがなされる。水田100町、畑50～60町の経営である。この糸井地区の既存農民が語るこの通称「田畑農場」の経営方式はきわめて独創的であつた。ここではもつぱら高等小学校卒業者をあつめ（学生さんと人々は呼んでいる）教師1人を配置、学生さん30人に、学科を教えるかたわら農業の実習を行なうという形での開拓方式がとられた。そしてさらに、昭和12年ごろには、別に開拓者も募集され、入植者には水田2町5反、畑2町5反、牛1頭が与えられた（土地を買わせる形式）。この「田畑農場」の成績はよく、反収水稲4俵は収穫していたという。けれどもこの農場も、支配人が糖尿病にかかり、4年でつぶれる。そして学生さんもかえつてしまう。このあと直接の出資者（中村某）が乗りこみ、「人夫をあつめて」農場経営を行なうが、この「中村農場」は赤字で2～3年でつぶれる。この時代には、この糸井の自作農は、昭和の初年からの2戸とそのごに入つた5戸、計7戸ほどであつた。ほかに「農場」の小作人は2～3戸あつた程度である。そうして「中村農場」の土地は、苫小牧市街また糸井旧集落の網元など不在地主の手にわたつたが、土地は利用されず、荒廃地となつたところが多かつた。そしてうち96町は千葉県の医師の手にわたる。彼は水田をつぶして薬草をつくる努力を4～5年つづけるが、薬草栽培も失敗する。

かくてこの糸井は戦後段階をむかえるに至る。すでに述べたように、国有地は30町程度あるのみで、他は市街および旧集落の有力者の手に渡つていた。ひとつの地域が、かかる歴史をもつ場合「そこでの農業経営は不可能」というイメージが地域自体のもつ特性としてこれを伝え聞く人々の間の共通の体験として生まれざるを得ない。糸井の場合もこの例外ではない。土地そのものが何物も生まな

いのだからここで生活を続けようとする限り、ある者は漁業手伝、ある者は営林署の払い下げのまききり、下草刈りといった形で、つまり農外収入に依存して生活を立てざるを得ないが、しかしながら、ひとつの地域が、こうした歴史的経験をもつていたとしても、その経験を土台として、その自然的障害を克服しようとする努力はあらゆる時代にわたって行なわれるものである。この糸井開拓の場合も、こうした努力は、一、二の農家によつてなされるが、主体は前節でみた開拓に比べて比較的資本力のある糸井旧集落の農家であつたと考えてよい。彼らは、丸拓→田畑→中村等々の農場経営の失敗をみて、「水稻経営は定着不可能」であることを知る。そして、「酪農経営」での生活の定着化を考える。漁業で最低限の生活の維持を計りながら、「酪農経営」の定着化を図る。この辺の農民が酪農に目ざめたのは、昭和14～15年頃であるといわれているが、しかし、この場合も「面積を大きくもつて、乳牛を放牧し、手数をかけないで多頭数飼育」を行なうという方式、しかしこれを行なうには、ある程度の資金をもち牛舎、サイロ等々の施設をとるのえなければならぬ。当時、すすんだ農場では当然のことながら尿だめ、堆肥場も完備しており、牧草地の土壤改良も行なわれていたが、ある程度の機械類の整備も必要とされた。出面を使つて、適期の作業なども、結局は「資力」が問題であつた。

こんなところから、「戦前には、やつていけるという自信があつても、結局資力が問題、これがないと何時までも下積み」という認識が酪農経営に関しても生まれてきたことは、見逃すわけにはいかない。しかし、とにかく、ある程度の乳牛数を保有しさえすれば（その資金の裏付けがあれば）それら農家（数は少ないが）にとつて、その酪農経営は今日よりもずっと楽なものであつた。この糸井開拓の第1班の④が語るように（彼は、戦前段階で搾乳牛10頭保有）少なくとも糸井開拓に関しては、「牛飼いで、放草・デントコーンは頭になかつた。アンチャン一人おいて、夏は放牧、冬は厚真・鶴川から糞を売りにきた。それを飼料にした。冬、多少金がかかっても春～夏は放し飼いなので費用はかからなかつた。また、ほかの人の土地に放牧しても、全然問題とならなかつた。とにかく、5升でも3升でも乳を出せばよかつた。いまより経営は楽であつた。いまは絶えず忙しい。」と語るような状況下で、その酪農経営は営まれていた。彼がデントコーンを作りはじめたのは、昭和16年ごろからであるが、かかる段階での酪農経営は、その技術水準も差程高いものではなかつた。しかしながら、昭和29年以降は、かかる酪農経営方式は、好むと好まざるとに拘らず大きな壁にぶつかる。

耕地が11町5反に減った。また他人の土地に放牧するということが不可能になった。

〔第2期〕～〔第3期〕

昭和29年第1次入植者30戸が入り、つづいて2～3年ごとに15戸が入植、この糸井開拓は、第2期をむかえるが、昭和39年の成功検査まで形式の上では1戸の脱落者も出していない。この第2期のシンボルは酪農郷の建設である。

開拓農民は排水掘さく工事、河川改修工事、農道新設工事などの賃労働に共同で従事しながら、開拓の数年を送った。そして昭和32年が、この糸井にとって排水工事の真最中であつた。「入植時は農業指導など部落であつまる回数も多かつた。」「昔は農外収入のための話しあい、共同作業の話しあい」が多かつたと部落農民が語るように、そしてまた「班ごとで手問替えにまわつた。当時は出面を入れることなどなかつた。」と語るように、酪農化を目指して部落の紐帯はかなり強かつたものと考えてよい。また部落自体としての共同事業もこの段階では相ついでくまれた。①有線放送事業（昭和35年）②農村電化事業（昭和37年これ以前より1部には、電気が導入されていたが、すべてに導入されていたわけではない。）③飲料水のための水道設置事業（昭和38年）。④部落研修会館の建設（昭和39年）など部落の全農民の共同関心事業が相ついだ。けれども、この糸井開拓の酪農郷建設の意欲は、その中途において挫折する。すなわち、この糸井開拓の乳牛保有頭数がもつとも多かつたのは昭和35～36年で、最高時育成牛も含めて、120頭を数えた。しかしこの酪農化への努力は、昭和37～38年段階で崩れ、昭和40年段階では育成牛も含めて、その保有頭数は50頭をきるに至っている。そして、われわれの調査によれば昭和40年段階で全部落45戸中、乳牛保有農家数は24戸であるが（無牛農家21戸）近い将来、この保有頭数がさらに減少すること目に見えている。また45戸中、基幹労働力がすでに賃労働者化しているところは1/2の15戸を数えるに至っている。またこうした中でビニール・ハウス経営4戸ほかに養豚、養けい経営も生まれるに至っている。

つまり、経営志向そのものが多様化し、都市近郊農村地帯への衣がえを、この糸井開拓自体急速に行なつているわけだが、こうした変容は、農民の選択によつてなされたというより、むしろ急速な地域都市化の波にのまれて、たゆまぬ農民層の両極分解の中での多様な対応形態として生まれているところにその大きな特徴がある。個々の農民の対応形態については、節をあらためて分析するが、所謂

都市化の波はこの糸井の場合、はやくも昭和32年にその先発隊が訪れている。

- ① 昭和32年、王子製紙は102吋マシン増設のため、本工場への錦多布川からの給水路を施設するが、そのためこの糸井開拓の山ぞいに巾せまく4kmが買収された。（そしてまた、王子が現在地に第3工場を新設する前、ここに工場を建設するという噂もながれた。）
- ② 昭和35年、苫小牧市の電力需要増に応ずるため糸井開拓第1班内に、北海道電力の変電所が建設され、用地7町歩が買収された。（そして同職員の社宅が同敷地内に立ち始める。）
- ③ 昭和38年頃より、糸井国道沿いに、商店、石油スタンド、車輛修理工場、食品加工工場、木工場等の都市的諸機関が設立され始める。さらに、糸井東側地区に中学校2、女子高校1を含む学校建設もはじめられ、糸井地区が文教地区としての色彩をつよめた。
- ④ こうして、昭和39年には、有珠川をはさんで東接する山手町が、都市計画地区に編入され、住宅地帯としての色彩を急速につよめる。と同時に、小糸魚川をはさんで西接する錦岡地区にも、苫小牧工専、苫小牧カントリークラブ等の開発と相まって、公営住宅団地が建設され始める。
- ⑤ また、この苫小牧市の都市計画によれば、苫小牧市街を通過しないで沼の端から白老にぬける高速道路がこの糸井開拓の山側地帯を東西にぬけることになっており、さらに、糸井開拓の中央にバイパス113号道路が縦断するという青写真が作られている。
- ⑥ そしてさらに、この開拓団の中に、高校建設の話も、昭和40年現在もちあがつている。そしてこの昭和40年段階においては、すでにこの開拓地内に発電所職員、また農民の親せき、さらに山地を切り開いての建売り住宅が数戸（炭坑離職者居住）建設されるなど、非農家が33戸ほど含まれるに至り、こうした地域住民の変化に対応して、従来糸井旧集落と開拓集団を含んで構成されていた行政組織は浜（旧）と糸井に二分され、非農家を含めての、町内会が組織されるに至っている。
- ⑦ 昭和38年以降、開拓全体としての乳牛保有頭数が急減しているということについては、先にも述べたところであるが、二、三の事例についてこれを具体的にみると、この糸井開拓（第1開拓）の団長である第3班の⑨は、昭和35年段階で乳牛15頭（搾乳牛8頭）を保有、また豚も最高時50頭、養けい700羽という経営内容をもっていたが、昭和40年段階で乳牛は3頭に減少、

養豚も昭和40年7月に中止、また昭和39年12月で養けいもやめるに至っている。彼の場合、昭和39年に息子が糸井の売りに出た木工場（パネル製造）を購入（従業員6名）、生活の主力はあきらかにこの木工場経営に移行している。また、第2班を構成する7戸についてみると、昭和40年段階で乳牛保有農家は2戸（④10頭、⑥3頭）他の5戸は無牛農家だが、うち3戸までは、昭和39年～40年にかけて、それぞれ保有していた乳牛を全部手離している。（④6頭、⑤3頭、⑦2頭）そして乳牛保有農家のうちの1戸⑥は、農業は「自分一代限り」とみており、基幹労働力（息子）は暇をみてトビ職、トラック運転手などの賃労働に出ている。ここでは地域酪農化は現実の問題として完全に崩れてきているといわざるを得ない。

- ⑧ こうした農民の脱農過程には二つのコースが現実に存在している。ひとつは、第3班の⑨の如く、とにかく零細なものであつても、木工場経営というような形での脱農化コース、他のひとつは、第1班農家に現実にみられるように土地も借金のかたに不動産業者に差押えられていて、完全な賃労働者として脱農化していくコースである。しかしながら、この糸井開拓の場合、そもそもこうした二つのコースは、開拓当初から存在していたことにふれなければならない。すなわち、開拓にさいして、既存農家層が含まれていたことはすでに述べたところだが、これらの層の中には、現実には不在地主でありながら、入植者としての資格をとつたものも含まれている。若干の事例を述べると第1班の⑨は市街地での建設業が本業（従業員は30名前後）で、直接的な農耕は使用人に行なわせている。（使用人自身基幹労働力が賃労働者化しているので荒廃地も多い。）また第4班の④も、市街地での商店経営が本業であり、使用人に養豚飼育を行なわせている。かかる層は、脱農化するにしても、それ自身、前者のコースを、必然的に歩むことになる。ところでこれら二つのコース以外に、現在所有する生産手段としての土地を生かして、将来を展望しようとするコースも存在する。酪農経営はこの地域では、早晩不可能になるという認識は、共通して存在するところだから（「酪農をするなら、もつと安い土地を買つてした方がよい。」）かかる層の中では、「露地の蔬菜栽培」「ビニール・ハウス経営」あるいは「養けい経営」等への転換を計りながら、農業での自立を展望するものももつとも多い。これは非脱農化コースということもできるが、もちろん、非脱農化コースの中には次節でみるように、なお酪農経営を展望する層も存在する。
- ⑨ ところで、かように部落の現実の土台が崩れはじめてきているとき、部落の

組織自体がかかる分解をそのまま認める場合と、また何らかの形での対応策を講じようとする場合と、二つの場合が考えられる。この糸井開拓の特徴は、現在、第二の立場、すなわち、現実のこうした動きに対して部落ぐるみの対応策を打ち出している点にもとめることができる。しかも、それは都市化を促進する方向にむかつてである。

- (イ) 生産対策—これは、昭和40年9月の部落役員会で定められたといわれるものだが、ここでは、部落自体として、4～5年間集約的に蔬菜栽培を行なうという方向が大胆に打ち出されている。すなわち、部落ぐるみ各戸に5反～1町の高級蔬菜の栽培を義務づけ（露地栽培）あわせて、簡易温室・ビニール・ハウスなどによる高級蔬菜作目を奨励、部落での共同出荷体制を組もうとするものである。
- (ロ) 住宅敷地対策—この地区には、すでに述べたように電気・水道が導入されているが、そうして市内バスの乗り入れも内定しているが、そうした有利な条件を生かして、不動産業者の手によらずして、地区の農家が主体となつて、各農家にいわば義務づける形で、部落が住宅の建設を行なおうという方向がここでは打ち出されている。全体計画としては3～5年計画だが当面、第1年計画としては、地区の中央本通り（東西2キロ）の道路に沿つて住宅100戸（1戸100坪）を建設（地価は坪1,000円を予定）地域宅地化の呼び水にしようとする計画である。これらの計画が思惑どおり実現するかどうかは、全く別問題であるが、生産対策、住宅敷地対策ともに、それぞれ、委員会を設置、これらの計画を推進しようというのが少なくとも、部落リーダー層の計画である。この生産対策と住宅敷地対策とは相互に密接不可分に結びついている。すなわちリーダー層の現状把握では、この糸井開拓では、現在、酪農も中途半端、かといつて町への稼ぎ（賃労働）も中途半端、この現状を打開するために蔬菜づくりを当面4～5年間のつなぎとして、5年先の糸井宅地化を実現させようというのである。
- ⑩ ところでこうした糸井開拓の都市化は、さまざまな部落内組織をとおしてもたらされつつある。この糸井開拓には本節冒頭に述べた基礎組織である開拓団のほかに開拓婦人会、森林愛護組合、交通安全協会、青年団などの組織があるが、この部落の青年団は現実には何も機能を果していないといつてよい。その組織対象者が存在しないのである。20才代の青年層はおらず、20才以下層の男子2人がいるのみである。（農村青少年クラブの会員もいない。）開拓婦人会は昭

和31年に組織されたものだが、乳代の入る20日を農休日とし毎月貯金するほか、道路の草かり、レクリエーションなどの活動を行なっている。しかし現実にはレクリエーションが主となっており、農事、生活に関連した婦人の学習は昭和38年に組織された婦人学級の行なうものとなっている。この婦人学級は31名の会員によつて組織されているが、うち24名が30才以上で、毎月「血圧測定」のほか農事・生活に関する学習活動を行なっている。農事学習は4月に組まれているだけで、他はほとんど生活学習である。「いけ花」「洗濯」「洋食マナー」「新演習会」「料理」「手芸」「おしやれ教室」などが、その学習の主たるものだが、「いけ花研究」のしめる比重がかなり高いことが特徴的である。また昭和39年には、部落内の子供を対象として「子供会」が組織された。小学生のみ25名がその組織対象だが、夏休み勉強会、おばけ大会・写生会などを行なっている。そして、昭和40年には青少年対策委員会が発足している。運動会は、5年前より実施しているが、これには地区の全住民（非農家を含めて）が参加している。さらに、昭和39年12月、道および市の助成をうけて糸井の中央に地区研修会館を建設したが、この研修会館の広場には、市の指示に従つて児童用のブランコ、スベリ台、鉄棒などの遊び施設が作られてある。

ところで、かようないわば住民生活一般にかかわる施設あるいは学習活動に対して、直接生産にかかわる学習は、現在どのようになつているのか。部落の年間行事をみても、部落独自の生産活動ないし、学習計画がまったく組まれていないのが特徴的である。3月に市の指導で年間の営農計画を立てること。また5月～6月にかけて排水などで会合、10月に市主催の農産物および牛の品評会に参加といったところが、生産にかかわる会合の主たるものだが、5月～6月の排水の会合を除いては、いずれも市農政のパイプとしての役割しか、この部落組織が果たしていないことがあきらかである。しかし、かつては共済あるいは雪印から講師を呼んで乳牛に関する講習会をしばしばひらくという経験をこの部落はもつたのである。けれどもそうした試みは昭和38年ごろまででそれ以降はなくなつている。

かように、この部落の都市化は、現実的にこの地域に存在するさまざまな組織をとおしてもたらされている。そうしてそれに比例して部落組織それ自身が急速にその生産的機能を喪失しつつあることはあきらかである。こうした傾向は、この糸井開拓に所謂都市的職業従事者が多くなればなるほど、今後ますます増大するも

のとみなければなるまい。しかしながら、このことは現実にこの糸井開拓に生活の根を下ろす個々の農民が、農業生産に対して、まったく意欲を失なつたことを意味しているものではない。たとえば酪農から蔬菜へ、その地域農業生産の志向が変わつたということ自体、客観的には個々の農民にあらたなる学習の機会を強いるものであると考えなければならない。そうして、現に個々の農民は、あきらかにさまざまな形での学習の機会を設定しているのである。以下、次節でわれわれは、第1班を例にとつて、それぞれの農民の生活史と現実への対応形態をさぐる中から、このことをあきらかにしよう。(第4班の例は紙幅の関係から省略)

Ⅲ 糸井開拓農民の生活史と現実への対応形態

ここでは、個々の農民の生活のレベルにおいて、彼らがすでにみてきたような、地域都市化という現実に対して、どのように対応しようとしているか、かかる点を検討しよう。われわれはこの際、糸井開拓(第1開拓)の第1班をとりあげることにする。

すでに、あきらかにした如く、第1班は11戸の農家によつて構成されているが、うち2戸が既存であり、9戸が開拓である。表3-4にみるように、昭和29年段階では、この班の構成員はまだ5戸、昭和33年段階においてはじめて11戸全戸が揃つている。11戸中9戸までが地元入植であり、2戸が白老および静内という苫小牧周辺地よりの入植者であるが、不明の1戸を除く10戸について出身地をみると、地元出身者は5戸であり、他の5戸は、秋田、岩手、青森、名古屋、徳島の出身となつている。そして岩手出身の1名を除いては、いずれも昭和26～29年にかけて、苫小牧もしくはその周辺に移住してきたものである。また彼らの前職をみると、農業経験者は5戸で、他の5戸は教師、スミ焼き、大工、馬

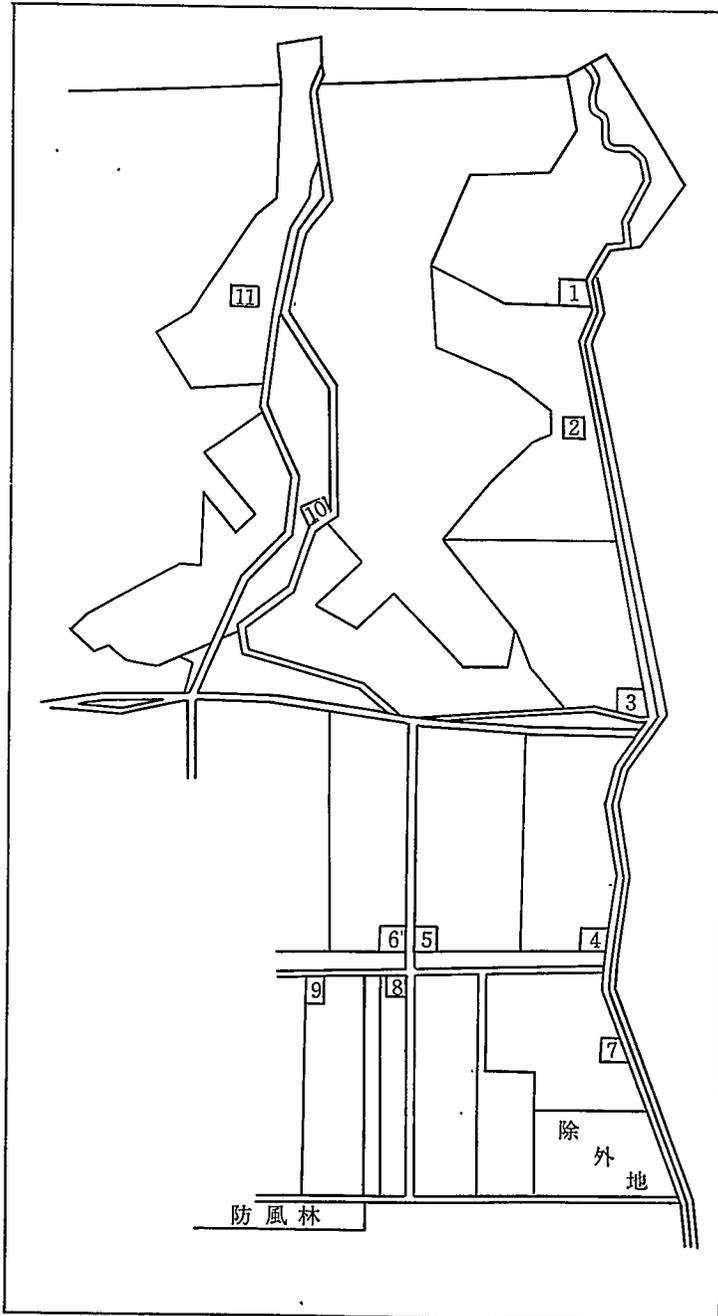
表3-4 入植年次

戦前	2戸
昭和29年	3戸
" 30 "	1戸
" 31 "	2戸
" 32 "	1戸
" 33 "	2戸
計	11戸

表3-5 前 職

教師	1
スミキ	1
大工	1
馬追	2
農業	5

図 3-2 糸井第 1 班



追いといった職業についていたことがわかる。入植時の世帯主年齢をみると 20 代 4 戸、40 代 4 戸、50 代 2 戸（ただし既存の 1 戸は昭和 29 年時の年齢）となり、若年令層と、高年令層とにわかれていたことが特徴的である。若年令層 4 戸のうち、2 戸は農業経験者、他の 2 戸の前職は馬追いである。

① ところでこれら

10 戸の入植後、現在までの歩みを見ると、その階層分化がきわめて激しいことが第一の特徴となる。表 3-6 のように、昭和 39 年度の実績で 100 万円以上の農業所得をあげている農家もあればまた、年間農業所得 10 万円以下の農家も 4 戸ほど存在する。そうして、各戸の負債額をみても、100 万円以上の負債額をもつ農家から、負債額

表 7-6 農業所得分布

1 0 0 万円	1
4 0 ~ 5 0 万円	2
2 5 ~ 3 5 万円	3
1 0 万円 以下	4

表 3-7 負債分布

1 0 0 万円以上	2
5 0 ~ 7 0 万円	3
4 0 ~ 4 5 万円	3
2 0 万円 以下	1
なし	1

なしの農家までの巾をもつのである。また、昭和 40 年度現在において、こうした階層分化のあられとして、10 戸中 4 戸まで基幹労働力が農外賃労働に従事（馬追い 1、出面 2、大工 1）しているのである。そうして、このうち、3 戸はあきらかに、入植以来、ひきつづき基幹労働力が賃労働に従事しているのである。しかしうち 2 戸は、あきらかに立地条件が悪く、農外労働に従事しなければ生計そのものの維持が困難であつたことが認められる。

- ② この、10 戸についての詳細な入植ごの生活史は、後の事例にゆずるが、これら 10 戸に共通した点は、いずれもかつては、乳牛を 1 頭以上保有した経験をもち、この糸井開拓に酪農郷を建設しようという努力をはらつたという事実である。けれども、そうした経営志向は、はやいところで昭和 38 年、そして、だいたい昭和 39 年段階で大きく、くずれをみせているということが、ここで第二の特徴としてあげられる。昭和 40 年現在、10 戸中 6 戸は、蔬菜経営（ハウスを含む）を志向し、3 戸は酪農経営を志向、1 戸が離農志向をしめすに至っている。この第 1 班全体の乳牛の保有頭数はあきらかに昭和 39 年段階以降、減少をしめしている。もちろん、この場合考えなければならぬことは、都市化の進展という事実と、また昭和 39 年の冷害の影響であろう。生計を維持するために乳牛を手離さざるを得なかつた農家がこの中には含まれていること言をまたない。
- ③ ところで次の問題は、蔬菜経営を志向する層と、酪農経営を志向する層、また離農志向の層の間に、階層的に、そしてまた農家として如何なる属性の相違が存在するか、という点である。はじめに、昭和 40 年段階において、将来とも酪農経営する層についてみると、まず第一に、これらの層に共通していることは、後継者が流出あるいは他職につき、すでに農業は自分一代限り、ないしは兼業形態での農業を続けるという属性をもつているということ。また第二に、いずれも現在以上に乳牛の保有頭数を増加させる考えをもつていないというこ

と。つまり自家保有労働力にみあつた形での現状維持の酪農経営を彼らが志向しているということが特徴的となる。

したがつて、かかる層によつて維持される酪農は、けつして将来への発展をもつたものでないことがあきらかとなる。かかる志向をもつ事例②は入植以来、昭和39年まで教師をつとめ、昭和39年以来、恩給をもらつての、酪農経営を考えている。(搾乳牛5頭)長男、次男はすでに流出している。年間農業所得30万円、負債なし、とこの第1班の中では安定した生活基盤をもつている。事例⑥の場合、入植時において息子夫婦は、すでに鉄道員として自立、老夫婦での経営である(搾乳牛3頭)。農業所得26万円、負債は44万円と、この班の中では負債額は少ない。また事例⑦の場合、旧世帯主およびその後継者とも入植後ひきつづき大工としての職業をつづけ、その収入のほか、妻が酪農を経営(搾乳牛4頭)、農業所得40万円、負債40万円と、これまたこの第1班の中で安定した生活基盤をもつ層である。かように昭和40年段階において、この第1班では生活の比較的安定した層の、老後およびカアチヤンの経営として、酪農経営が、搾乳牛3~5頭保有の経営として展望されていることがあきらかとなる。これら3戸のうち2戸は教師、大工と入植前に非農的経験をもつている。

次に、離農志向をもつ1戸についてみると、彼は入職前、スミ焼の経験をもつものであるが、長男は施盤工としてすでに流出している。彼は昭和38年に搾乳牛4頭を保有していたが、昭和40年には2頭に減少させている。彼は間貸業を考えている。昭和39年の農業所得45万円、負債40万円であり、この班の中では生活状況は比較的安定した層として位置づけられる。

ところで、都市近郊蔬菜経営を志向する6戸であるが、この6戸は大きく三つの層にわけられる。第一は、現在すでに安定した経営基盤をもつている層。第二は、現在かなりの負債をもちながらもそれを展望する層。第三は、現在すでに、基幹労働力が農外賃労働に従事、農業経営そのものが、妻の手によつて営まれている層である。第一の層に属するのはわずか1戸だが、現在すでに、ビニール・ハウス経営と酪農(搾乳牛6頭)で年間100万円の農業所得をあげている。彼の長男、三男は流出したが、次男が農業後継者として残留している。彼は将来は、ここで農業経営を続ける限り、ビニール・ハウス経営一本にしぼろうという考えをもつている。彼の現在の負債額は70万円である。彼の他の層と大きく異なる特徴は、第1に昭和12年に入植というキャリアーをも

つていること。つまり戦前からの牛飼いであるということ。またこの班の中ではもつともはやく、昭和38年段階にビニール・ハウスを導入したということ。また市農業委員という地位をもつ有力農家であること等であるが、しかしさらに昭和34年に北電に所有地7町を売却、かなり早い段階にその土地売上代金が入っていることも、彼の現在の経営基盤確立を考えるさい、無視できない大きな要因となつていたと考えることができる。

ところで第二の層であるが、これに属する2戸はいずれも150万円近くの負債をもっている。農業所得は35万円、8万円となつている。この2戸はいずれも、昭和39年に経営の転換を計っている。事例①についてみると、昭和39年に育成を含めて9頭に達した乳牛を昭和40年には搾乳牛1頭を残してすべて手離している。まだビニール・ハウスは建設していないが、昭和42年に、ハウス3棟を建設する予定で、蔬菜経営をするべく志向している。(搾乳牛は2～3頭残す予定)世帯主は昭和40年現在38才で、まだ後継者が問題になる年齢ではない。また事例③は、昭和40年現在乳牛を1頭も保有していない。昭和39年に経営を転換、30坪のハウス1棟、また40年に3棟を建設、養豚とハウスでの自立を志向している。現在、農業所得はきわめて少ないが、3人の子供が入れる農外収入が生活の支えとなつている。彼の家では現在トラックの運転手をしている長男が家を継ぎ、親と共に経営をすすめることになつている。これら2戸の入植前の職業は農業である。

一方第三の層に属する3戸は、いずれも基幹労働力が、出面、馬追いと賃労働に出ており、農業生産は、妻の肩にかかっている。事例⑧においては、昭和40年現在、搾乳牛3頭を所有しているが、昭和39年に養豚をハウスに切りかえ、同年すでに2棟のハウスを建設している。昭和39年の農業所得額は正確につかまれていないが、30万円前後の粗収益をえている。負債は20万と少額だが、この⑧の世帯主はハウス経営への関心もそれほど高くない。彼自身は現在すでに現住所での商店経営を志向している。彼の前職は馬追い、世帯主年齢は現在36才である。ところで事例⑩⑪の場合、2戸ともこの第1班の中では沢の奥の立地条件のきわめて悪い土地への入植者である。2戸とも、昭和40年現在、すでに乳牛を保有していない。⑩は昭和39年の農業所得は6万円の赤字、この年3頭いた搾乳牛を全部手離した。負債は50万円、馬追いの兼業をつづけながら、妻が露地野菜栽培をすることを考えている。(彼の場合、ビニール・ハウス建設も考えているが、融資のメドがない。)世帯主の前職は

馬追い、現在34才である。⑩は、この第1班の中では、入植にさいして開拓実習所での実習をうけた唯一の農民であるが、入植時にもつてきた乳牛もその年手離し、現在は「出面」で生活をたてている。昭和39年の農業所得は零である。妻が中心となつて養けいと、蔬菜での経営を志向している。負債は現在70万円ほどある。世帯主は現在33才、妻は幼ない3人の子供を抱えている。

さて、かようにみてもと同じく都市近郊蔬菜経営を志向する層といつても、現実には、その内容にかなりの相違があることを認めなければならない。そして、1戸を除いては、その現実の経営基盤はかなり厳しいものであることを同時に認めなければならない。この意味で、この都市近郊蔬菜経営を志向する農家は、一般的にいって前述の酪農志向をもつ層に比べて、階層的によりその条件が劣悪な層として位置づけることが可能である。そうしてかかる層は現在、大巾な経営転換によつて、現実への再適応を計りつつある。そうした「試み」の過程にあるといふことができる。

- ④ けれども、同時にこのことは生活との戦いでもある。こうしたことは、彼らが現実への再適応のために、他の層と比べて、より真険であることを物語る。すなわちこの第1班の10戸についてみると、1戸を除いては、かつて入植にさいして、いずれも特別の教育なり、訓練をうけてきていないことがあきらかとなる。彼らは、後の「事例」であきらかなように、牛飼いの経験者は、その経験を生かして、またその経験のないものは、知りあいをたずねてPersonalに経験者から手ほどきをうけて、いわば経験的に酪農知識、技術を修得している。労働対象である現実が最初に与えられて、それに働きかける主体者の労働対象を克服し、手段化する主体的な知識・技術は、この場合あきらかに後手となつている。ところが、今回の都市近郊蔬菜経営への転換の場合、とりわけビニール・ハウス経営に関しては、グループをとおしての、組織的ないわば先手をとつた学習活動がなされていることが、彼らに共通するその大きな特徴となつている。(後述するように、はじめてこれを苫小牧市域に導入した農家のその導入プロセスはこれとはあきらかに異なるが、現段階においてはかかる点が指摘できる。)さて、かかることは、少なくとも10年前の、酪農郷建設のイメージをもつてここに入植した当時にはなされていない活動形態である。事実、即していうと、都市近郊蔬菜経営を志向する、第一の層、④および第二の層①③はいずれもこの苫小牧市の蔬菜研究会の会員となり、かなり積極的な姿勢で、学習活動にとりくんでいることがあきらかとなる。また第三の層ではすで

にハウスを建設した⑥が会員となつているが、露地での栽培を志向する⑩⑪は会員となつていない。けれども⑩の場合、たとえばメディアとして、「農耕と園芸」を購読、積極的に現状を打開する志向性が強く看取されるのである。

- ⑤ この苫小牧市に蔬菜研究会が発生した過程、またとりわけビニール・ハウス経営が導入、定着した過程については、章をあらためて分析するが、かようにみてくると、少なくともこの糸井第1班に関しては、将来への展望として、そこに幾つかの紆余曲折があるにせよ、都市近郊蔬菜地帯への変容が、その都市化、つまりこの場合、宅地化とともに、予測されるのである。この糸井開拓第1班はすでに示した図5-1であきらかなように、有珠川をはさんで、すでに宅地化した山手町に隣接する地区である。山手町では昭和40年現在宅地が坪5~6,000円になつている、という話もある。この第1班では交通の便のよい平地で2~3,000円、沢に入つて400~1,000円の値がついている。こうした事実を考えあわせると、苫小牧市の人口増加とともに、この糸井第1班の宅地化は当然に予測される場所である。そうした事態を前にして、すでに分析した属性をもつた層によつて、都市近郊蔬菜経営の開拓が現在積極的になされているといふことができる。

なお、第1班構成戸11戸中、ここで分析しなかつた1戸は、世帯主は苫小牧市街で建設会社を経営、部落にいる使用人も賃労働者化している1戸である。以下、若干の事例をしめそう。

Ⅲ 若干の事例

事例①

この家は、昭和31年に苫小牧市内植苗からここに入植した。入植時には世帯主29才、妻25才、1才の長男という家族構成であつた。昭和40年には子供が3人となつている。彼は、青森県弘前の出身、高小卒業と水田(5反)果樹園(5反)の自家農業を手伝い、昭和28年、札幌在住者の土地の管理(小作)の仕事を得て、苫小牧・植苗にわたつた。「人の土地にいてもどうにもならない。自分の土地が欲しかつた」ので、苫小牧市役所の幹施で、昭和31年この糸井に入植した。入植にさいしては、資金を30万円ほど携帯した。

彼は、昭和31~34年までの生活がもつとも苦しかつたと思つている。「いも」「かぼちや」を主食替りとして生活をたてた。けれども、入植した翌年、昭和32年市の貸付牛が1頭導入された。そうして、それは、昭和39年には、9頭にまで増加した。彼の所有土地面積は山林を含めて14町4反、耕地9町、昭和39年度には牧草4町、デントコーン2町が作付の中心であるが、ほかに露地蔬菜2反5畝を作つている。また39年度には養い150羽も飼育していた。昭和39年度の農業粗収入は70万円(畜産36万円)、しかし経営費に35万円ほどかかつているので、農業所得は35万円、ほかに農外収入が6万円ほどある。彼の家の負債は昭和40年現在150万円である。彼はま

だ農業だけで生活が立てられると思つたことはない。負債の金利に追われて生活は苦しい。彼は普通トラックを所有している。それが彼の農外収入源である。春先（3～4月）糸井のすみやきの製品とか材木等を自分で運転して運搬するのだ。

彼は、地域工場化の影響が、この部落にも昭和38年頃から、あらわれはじめたとみている。野菜が売れるようになった。彼は現在、将来の経営形態を野菜経営一本にしほりたいと考えている。事実、養いは昭和39年でよした。また9頭にまで達した乳牛もその多くを手離し、昭和40年度には搾乳牛1頭を所有するのみだ。彼は専業として農業を続ける決意でいる。「一生を農業にかけたのだから、これから、職業を変えても仕様がなない。」と思つている。彼は将来、苫小牧地区農村は、野菜地帯、酪農地帯と区分すべきだが糸井は野菜地帯となるべきだと考えている。彼の目標では、露地とハウスの両方で、とりわけ300坪のハウス6棟を建て、年間所得100万円の経営を実現させたいと考えている。けれども、妻が望むので搾乳牛2～3頭も同時に飼育したいと考えている。

彼はまだハウスを建てていない。先立つ資本がないからだ。出来れば市の農政に乗つて、近代化資金で昭和42年にはハウス3棟を建設したいと考えている。彼がそういう形態へ経営をもつていくにさいして、いま一番不安を感じているのは、「中間業者が多すぎ、野菜の価格が不安定だ。」ということだ。事実昭和39年度において、キャベツ反当1,800ヶ收穫（1ヶ20円）の計算を立てたが、その価格は1ヶ8～10円にしかならなかつた。彼は自分がまだ野菜そのもの、また野菜経営そのものの知識に非常に欠けていると思つている。そしてその知識を自らのものにするために、いま彼は、かなり組織的な学習をしている。つまり、後に述べる野菜研究グループの会員となり、積極的に知識をひろめる努力をしている。彼は月1回の会合にはかならず参加。また、昭和38年には旭川に、昭和39年には札幌と函館の大野に、そして昭和40年春には美唄と北大農学部、それぞれグループで先進地視察を行なつている。とくに美唄では「先を読んでいる。形にはまつたもの以外にも方法がある。」これを教えられている。

彼は新聞以外に、「農家の友」を購読、またタネもの屋のパンフ、普及員のもつてくる営農指導パンフなどを参考にし、野菜研究を行なつている。しかしテレビでは、ここでは教育テレビが入らないので、「ビニール関係」のものがみられず、不便を感じている。

ところで彼は、ここに入植するにさいして、特別の訓練なり、教育の機会をもつたわけではない。青森での自家農業の手伝と、苫小牧植苗で養豚飼育の経験をもつていたのみである。この糸井に入植してからの、乳牛飼育も経験的に学んだものである。その意味で彼は、今回、経験をこえるところの組織的な学習、つまり、実践を組織的・計画的に行なう基礎条件をはじめ、自ら積極的に設定しているといふことができる。

彼は現在、部落の営農推進員になつているが、農業は近代化はしてきたが、まだまだとり残されていると感じている。安定していない。計画も十分たつていない。また現実に融資をうけても、前の負債がたつて、現実に資金が手元に入らず（開協で天引）、そこからも計画が崩れることにふかい矛盾を感じている。彼は、農業の共同化については、一家の内でもまとまらないのに、とても「共同化」は無理という評価をしているが、日本の農業政策に関しては、「乳価」が安すぎることなど、農産物価格について意見をもつている。彼は自民党支持であるが、しかし最近はずつとなくなつたと感じている。彼はまだ土地を切りうりしていない。今後とも土地を売る考えをもつていない。

事例 ④

この家は既存農家である。④は苫小牧で小学校を卒業したあと、姉の家の牛飼いを手伝い、昭和12年26才のときここに入植した。当時30町歩の土地をもつていた。翌年、結婚をしたが、当時奉公人を3人ほどおき、搾乳牛は10頭ほどいた。昭和40年現在、世帯主53才、妻50才、27才の長男を頭に、9人の子供がいる。長男（中卒）は2年ほど農業を手伝つたあと、合板工として岩倉組に勤め、三男（18才・中卒）も現在苫小牧市街の建具店に勤めている。長女（23才・中卒）

次男（21才・中卒）、次女（20才・高卒）は自家手伝である。家は次男が継ぐ予定である。以下高校・中学・小学校在学中の4人の子供が同居している。

この④の家は、昭和29年地積は18町に減少したが、さらに昭和34年北電が変電所を建設するにさいして、7町を手離し、現在11町の土地をもつのみである。うち耕地は6町、放牧地2町である。作付の主体は、牧草3.5町、デントコーン1.3町など飼料作物となつている。乳牛は、昭和40年現在、搾乳牛6頭、仔2頭、計8頭を所有している。養けいは昭和38年に250羽ほど飼育していたが、現在は一羽もいない。ほかに昭和38年にビニール・ハウス50坪1棟、60坪1棟、計2棟を建てた。この④の家では現在、耕運機、発動機、チョツパーなどのほか、ダツトサンを所有している。昭和39年度の農業粗収入は130万円（農産50万円、畜産80万円）だが、経営費に30万円ほどかけているので、農業所得は100万円となつている。ほかに借家の家賃として年間13万円ほどの収入がある。昭和40年現在の負債額は70万円である。

彼は今後も農業を続ける考えている。彼はここでの農業は長いことはないと思つている。町の発展につれ、農業はやがてできなくなる。しかしそのさいは、ほかへ移つても、農業は続ける考えている。次男がすでに後継者になつている。彼は土地を切りうりするか否か、考えはまだまとまつていないが、ここにいる限り、「蔬菜経営」を中心とした農業を考えている。ビニールハウス300坪を建設して、年間粗収入200万円が彼の目標である。そうした営農形態にもつていくためにいま一番、大きな障害になつているのが「資金」だが、彼は市の助成をうけて、これを解決しようと思つている。彼はいまハウス経営の知識、および野菜づくりの技術を一番学びたいと思つている。

彼は市の蔬菜研究会のメンバーである。彼は、たとえば昭和40年春の美唄視察のように蔬菜研究会のグループでの視察旅行には参加しているが、そのほか、昭和39年には、個人で帯広、旭川、函館等をまわつているほか、農業委員会ルートで仙台への視察旅行（この場合は乳牛と養けい）も行なつている。彼は市の農業委員会委員である。視察旅行をとおして、彼は「テレビなどではわからない土地土地での実情に応じた特殊なやり方を知つた」。彼はこの糸井の土地にみあつた蔬菜経営を定着させたいと考えている。彼は、北海道新聞のほか農業新聞、「農家の友」などを購読している。

彼はいままでの日本の農民には、自立心が欠けていたと感じている。「政府に頼りすぎるのではないか。政府の仕事だか、自分の仕事だかわからない。」そこが問題だと思つている。農業共同化・構造改善については否定的だ。「ピンとこない。無理だ。現状にあわない。」と考える。そして、現在の日本の農政については、「政府は、どこまで本気でわれわれに農業をやらせようとしているのか、その辺がわからない。」という意見をもつている。「たとえば、近代化資金にしても、農民に出しているのか、生産連などの中間機関に出しているのか、さつぱりわからない。現実には生産連などが入つてきて、農民には金が十分まわつてこない。」という現状に対して強い批判をもつている。彼の支持政党は自民党である。

事例 ⑤

この⑤は、昭和29年にこの糸井に入植した。入植時には世帯主42才、妻34才、2人の子供があつた。彼は勇払で生まれ、小学校卒業後、苫小牧美沢で父の農業を手伝つていたが、東京へ出て、陸軍の守衛、やがて召集で兵隊という経験をへて、戦ご（21年から）入植まで、苫小牧市内で王子のすみ焼きとして生活を立てていた。21年～29年までの彼は、市内の山林を点々としていたわけだが、「落ち着いてみたい。」という要求と、この第1班の④のさそいが一致して、ここに入植した。

18町の土地をもつているが、耕地は10町である。作付の中心は牧草（5町2反）、デントコーン（2町）、燕麦（1町5反）など飼料作物である。乳牛は昭和31年、市の貸付牛を導入し、昭和38年には、搾乳牛4頭、（ほかに仔5頭）計9頭と増加させたが、昭和40年には搾乳牛2頭、仔1頭計3頭と減少している。（ほかに馬を2頭所有）、昭和39年の農業粗収入は55万円（農産12万円、畜産42万円）、経営費は10万円、農業所得45万円である。農外収入はない。昭和

40年現在の負債は40万円である。

この⑥の生活は、入植ご昭和31年～34年にかけてがもつとも苦しかった。入植ごさらに3人の子どもが生まれているが、子どもが多いのと、当時畑に全然地力がなかつたため収入がなく、病人が続出し、昭和33年には医療保護でその場を切りぬけるという経験をもっている。昭和34年ごろから、牛・馬がふえ、また昭和32年から市が、し尿をもつてきて散布していたが、その効果があらわれはじめ、地力もついてきた。そして、昭和37年ごろから、搾乳牛もふえ、「子供に乳を売りにあわせるようになる」どうか、農業での自立も展望できる状態になった。

昭和40年、世帯主は53才、妻45才になっているが、長男(17才・中卒)はすでに東京に流出、施盤工として生活を立てている。次男(12才・中在)以下4人の子供が親と同居している。彼は現在「できれば農業をやめたい。」と思つている。ここもいずれ都市計画に入つて、住宅地帯となると思うからだ。彼はまだ土地を売っていないが、「条件にあつた値がついたら売つて、現在借金となつている政府資金を相殺させたい。」と考へている。その場合の彼の生活目標は借家業だ。「もう年なので、家を建ててそこからの家賃で生活を立てる。」ことを彼は考へている。しかし、現在彼は、借家業にとつて、とくに必要な知識なり、具体的なプランをもつていないわけではない。

そもそも彼の表現によると、農業そのものも「手さぐり」で覚えたものだ。彼は「開拓に入つて苦労した。農業というものは、もう少し楽なものであつてもよい。」という感想をもっている。物価の値上りに対して、農産物の価格が安すぎると思っている。彼は自分の息子には腕に技術をもつた職についてほしいと願つている。

事例 ⑥

この⑥は、昭和31年に入植した。彼は明治33年岩手県に生まれた。漁師として、県内を点々とあるいて、生活を立てていたが、昭和の初年、苫小牧に渡り(元町)漁師をしていたが、漁師だけでは生活が立たないので、漁師をしながら牛(3頭)追いをしていた。ここへ入植したときは、56才であつた。妻と2人世帯である。長女(33才)とそのムコ(40才)は元町に居任。鉄道員として自立している。いまでもこの娘夫婦が週に1度は手伝いに来ている。

⑥の家では13町5反の土地を保有している。耕地は11町5反、放草(4町)、デントコーン(2町5反)、燕麦(1町)などの飼料作物が作付の中心だ。乳牛は入植時に3頭もつて入つたが、昭和40年現在、搾乳牛3頭、仔5頭、計8頭と、これまでの最高となつている。昭和39年度には36万円の粗収入、豆は冷害でやられ、すべて畜産収入だ。経営費は10万円、農業所得は26万円である。農外収入はない。昭和40年で44万円の負債をもっている。彼は入植ご32～35年の4年間がもつとも苦労が多かつたという。水がなく、開墾に苦労したのだ。そのときの生活源は開墾補助金(反2,000～3,000円)であつた。

彼は牛飼いは「自信」がある。最初に牛を取りあつたのは昭和10年のことだが、そのときは経験者から1週間ほど技術を教わつた。彼は今後とも、酪農を続けていくつもりだ。しかしそれは、搾乳牛頭数4～5頭規模のもので、それ以上に拡大する気はない。そして、自分が働けなくなつたら、娘に来てもらおうとしても、農業は自分一代限りと思つている。

事例 ⑦

この家がここに入植したのは、昭和29年のことだ。⑦の入植時の世帯主(父親)は、すでに隠居し、現在は息子の代になつているが、⑦の父親は名古屋で生まれ、高等小学校卒業ご、昭和25年まで同じく名古屋で大工をしていた。昭和26年に渡道、28年まで静内で大工として生活を立てていたが、昭和29年、苫小牧で大工が出来る場所を選定、この米井に5町の土地を購入した。その直後、その土地が開拓地に編入され、彼は開拓農民として、全部で15町(耕地11町5反)の地積を所有することになる。入植時、父親は45才、妻44才、21才の長男(中卒)を頭に6人の子供がいたが、当時から長男はすでに大工としての腕をもつていた。そのご長女(中卒)は家事手伝いのち結婚、

次女（中卒）は看護婦をへて結婚、次男（酪農短大卒）は、紋別でいま農業改良普及員として独立、3男、3女（ともに在学中）が、長男夫婦とともに親と同居をしている。長男は昭和36年に結婚、現在2人の子供がいるが、この年、父親は隠居した。この⑦の家では、現在も長男は大工を本職とし、その妻が、実際の営農の中心となつている。足りないところは、近所の奥さんとか知りあいに頼んで出面で補つている。

⑦の家では11町5反の耕地を、牧草（6町）、デントコーン（2町）、大根（5反）と、主として、飼料用作用の作付に利用しているが、昭和31年に1頭導入した乳牛は、昭和40年現在、搾乳牛4、育成4、計8頭にまで増加している。入植直後、養けいも300羽ほどしていたが、昭和33年以来やめている。酪農一本である。

この⑦の家では、現在、中古トラクター（10馬力）、それに四輪車を所有しているが、昭和39年の農業粗収入は80万円（農産6万円、畜産74万円）、しかし購入飼料代など経営費に40万円ほどかけているので、農業所得は40万円となつている。ほかに長男の大工収入（建設会社勤務）が年に50万円ほどある。この⑦の家の負債は、昭和40年現在40万円程度となつている。

この⑦の家では、今後とも現在の形態で、つまり兼業形態で、農業を続けてゆく方針である。妻は農業が嫌いではない。牛を減らしても、酪農を続けていきたいと考えている。しかしその場合も、せいぜい搾乳牛5頭どまりで、それ以上規模を拡大する気はない。この⑦の家では、すでに昭和38年度に2町ほど土地をきりうりしている。彼女は、酪農技術を指導員から学んでいるが、市内の先進農家の視察の経験ももつている。ビニール・ハウス経営とか、しいたけの栽培をみている。そして、彼女はいましいたけの栽培に興味をもつている。しかし、⑦の家自体としては、長男の本業である大工（建築）への関心が現在、あきらかに優先している。長男は、生活が苦しく、親の大工を手伝っているうちに、それが好きになつたものが、内地にいるときは、ラムネ屋、センパイ屋等を経験、いずれも失敗、大工としての道を選んだわけだ。彼は、昭和37年に自動車の免許をとつた。いま「時代についていくために」新しい建築様式に関する知識・技術を習得したと思つている。彼らは自分の子供らは、できれば公務員など安定した職業につかせたいと願つている。

事 例 ⑩

この家は昭和33年にこの糸井に入植した。入植時主人26才、妻26才、子どもはなかつた。昭和40年現在、3人の子どもがある。世帯主は秋田、大曲の出身、小学校卒業ご、本家（水田農家）の手伝をしていたが、昭和29年北海道に渡り苫小牧、植苗の酪農家（搾乳牛20頭以上保有）の奉公人に入った。その酪農家の世話でここに入植した。いま15町の土地をもつている。（耕地は10町）、牧草（2町）、燕麦（1町）、デントコーン（8反）、小豆（3反）がその作付の中心である。乳牛は昭和33年、植苗からここに入植のさい、1頭所有してきたが、畑ができておらず、飼料にこたく有様だつたので、一たん手離したが、それ以降、導入できないでいる。豚はいない。とりは、昭和34年に20羽導入、昭和40年現在200羽を保有している。そのほか馬が一頭いる。昭和39年度、かなりの農業粗収益をあげているが、経営費支出もかなりの額に達し、結局、農業収入は零となつている。世帯主の農外収入20万円が、この一家の生活源であつた。この家の負債は現在70万円に達している。

この⑩の家は、昭和41年に成功検査を受けることになつているが、農業労働は入植以来ひきつづき妻の役割となつている。この一家の生活は入植直後がもつとも苦しかつた。開墾補助金 が できたことはでたが、開拓資金を開協にかりていたので差引かれて現金収入はない。附近に知りあひもないので働くところも（賃労働先）見つからず、内地（秋田）からの送金と、スミ焼で生活をたてる。「食べられない」から「スミ焼」を、そのご「マキ運び」をそして昭和39年から、糸井の山でこのようにした仕事もなくなり、苫小牧市街で「ひろい出面」をしている。現在の「ひろい出面」の口は卵を売りにいつてみつけ、それ以来「口」から「口」で「出面先」をみつけている。収入は10日間で1

万円ほどになる。

この⑩は、この第1班の他の農家と異なつて、昭和33年入植にさいして、弟子屈の拓植実習所で1ヶ月、開拓酪農に関する実習をうけている。そして、すでに述べたように、それ以前に、酪農家への奉公を4年間つづけている。それにもかかわらず彼の家の農業は少なくとも現在成功しているとはいえない。第一に考えられる点は、事例⑩とともに糸井の第1班の中でも、もつとも立地条件の悪い山の沢の中に、この⑩の土地が位置するということであろう。彼の家では資本がないので、現在以上のことは無理だと思つている。

現在この⑩の家では1年毎に、赤字が10万円ほど増えていつているが、農業をやめる考えはない。「全部農地を手離したのでは他に手職がないから、生活できない。子どもが大きくなるまで」は、妻は農業を続ける考えでいる。昭和41年の成功検査が終つたら、現在のやり方に一段落つけて、「いちご」の栽培など重点的に行ない、とにかく野菜と養けいをやつていきたいと考えている。しかしそのさいにも、夫は農外、妻が農業という考えなので、妻一人の体力では、現在規模（養けい200羽と畑）が手一杯で、これ以上に経営を拡大しようとする考えはない。⑩の家ではビニール・ハウス経営に心を動かされたこともある。できるものならやつてみたいと、「附近の農家」のをみにいつたが、子供（長男6才、長女4才、次男0才）に手がかかるので、これ以上は無理ということをやめている。

この家では、現在「新聞」はとつていない。「家の光」を購読しているだけである。テレビの朝の「NHK102」が新聞がわりをしている。⑩の家では自分の家は立地条件が悪いので、とても附近の農家との「共同」も無理だと考えている。彼は、現在政府は少なくとも「卵の価格変動のないように保障してほしい。」と願つている。そして子どもたちには技術を身につけた職業についてもらいたいと思つている。

V む す び

さて以上みてきたところから、こゝでは次の如き要約的指摘が可能であろう。

- (1) この糸井開拓の展開過程をみると、とりわけ戦前の場合、それは顕著にみられるわけだが、ひとつの集落社会の形成そのものが農民の自然との斗いの過程をしめしているということ。そしてこゝでは過去において田畑農場の如き特筆すべき開拓過程がそく教育過程と結びつく形態も存していたということ。しかしそれらも結局は失敗、北海道の何処の農村にもみられた水田志向の開拓は、この地では不可能であるという認識がこうした数多くの農民の試行錯誤の結果導きだされたということ。
- (2) 言葉を替えるならばこうして「酪農経営」イメージが地域に定着することになつたということであるが、戦前の場合、この地域の酪農経営は「牛飼でも牧草、デントコーンは頭になかつた時代」と称せられるように、舎外の放牧形態であつて、もつとも初歩的な形での自然利用の形態でそれが展開していたということ。しかもこれは大地積を集積しうる資力のあるもの。資本のあるものにおいてのみ許された形態であつたということ。多くの農民は兼業によつて生

活を立てざるを得なかつたという状態にあつた。ということ。

- (3) 戦ご開拓以降段階の酪農経営は、土地の高度利用による酪農経営として展開せられ、その意味であきらかに一步すゝんだ形態をもつていたということ。そしてこの段階ではじめて部落社会がその形成の端緒をつかむが、しかしながら、この段階では（「土地の高度利用」に関する農業普及員の教育効果はあきらかに認められるのであるが。）“酪農経営”を企業的に展開するという観点から、経営そのものを捉えるという普及活動はなされておらないということ。いわゞ酪農経営を行なう農民の主体性は、この地域で自主的に生まれた経験の上につて、Personalに身につけるべきものとして前提とされていたという点が特徴的となる。
- (4) こうした中で昭和38年以降のはげしい農民層の分解がはじまる。酪農経営基盤が十分に確立していない糸井の農民はこの時点で、これまでの形態での酪農経営への展望を喪失する。そして農民はさまざまな形での生存のための志向性をもつことになる。多頭数飼育による企業的酪農経営という戦後段階の第2段のよりすゝんだ経営形態への飛躍が、こゝでは計れないのである。すでにみたように糸井での現段階での酪農志向層は、あきらかに現状維持の一代限りの志向性である。そしていわば上層での專業志向層、また下層での專業志向層の中から、あらたなる再適応の道として都市近郊園芸農業志向があらわれる。そして部落のリーダー層もこれを部落農家のあらたな再適応目標として設定する。けれども、この段階で、(3)で述べた形での農業生産をとおての社会的紐帯はその端緒において大きく崩れることになる。かゝる過程は一般に基礎集団→機能集団への部落社会そのものゝ再編過程として語られるところであるが、しかしながら、蔬菜研究会をひとつの機能集団とおいても、その内部にきわめて大きな階層分化を含んでいる点を見逃すわけにはいかない。
- (5) ところで、こうした社会的文脈で生まれつゝある蔬菜経営志向農家についてみると、市の組織した蔬菜経営研究グループをとおして、これまで彼らが経験したことのないあらたなる学習形態がそこに発生していることが大きな特徴となる。

当初の組織者は市営農指導機関であつたとしても、彼らはそのグループ活動をとおして、地域外への視察を積極的に行なうことの中で、具体的にはさまざまな学習活動を行なつている。彼らはすゝんだ事例を教育素材としてみることによつて、これまでのいわば自主的に形成せられた自己の農業生産に対する態

度をふかく反省させられ、自己の農業生産に対する主体的能力をあきらかに拡大しつつある。こゝではより地域的に広範域の農民相互の間の、いわば仲間同志の実践の交流が、そのまま彼らの学習過程となつている。

そしてさらに、こうしたグループ活動に触発されて、個々人での先進地視察活動、またさらに諸々のメディアへの彼らの接触態度の変化がみられはじめている。そこにはあきらかに活字メディア、視覚総合（テレビ）メディア等々の選択過程への積極的参与という変化がみられはじめている。そしてこうした諸メディア利用という形態は、いわゆる face to face の領域をはなれて、諸個人の行動空間の抜本的な拡大、つまり彼の行動の志向を全人類的なレベルへと拡大するひとつの重大なる契機となる点を看過してはならない。

- (6) もちろん、こゝで働く農民の意欲は現段階においてはあきらかに都市近郊園芸農業確立のための優れて技術的なそして現実的な知識獲得の必要ということができよう。つまり、それは、われわれの序論でしめした仮設にしたがうならば第1領域での、あるいは第2領域のそれであるということができよう。

しかしながらすでに事例でみた如く、彼らの中には、この第1、第2領域で止まることなく、すゝんで第3領域への関心が、しかもたとえば乳価、卵価、蔬菜価格に対する諸要求、また農政に対する批判等々、反体制的な形でもたらされている点は看過してはならない点であろう。

- (7) こゝでまだ指摘すべき点も多いがわれわれは、次に具体的にこの苫小牧地域にハウス経営を導入、また現に礫耕栽培を実験しつつある農家の、かゝる社会過程の中での学習形態の事例分析に移ることにしよう。

第4章 都市近郊園芸農業の発生と 展開過程における農民の学習

前章において、われわれは、糸井第1班で全市的に結成されている蔬菜研究会の会員が4名いることをあきらかにした。そして、グループでの集団活動の中でハウス経営に関する学習を積極的にすすめている実態にふれた。けれども全市的にみても、この研究会の会員は、昭和40年現在ようやく9名(9戸)を数えるにすぎないのである。しかも地域的には前章でふれた糸井第1班にもつともその会員が多いのである。その意味でかかる都市近郊園芸農業は、近年ようやくこの苫小牧地域社会において発生、それが伝播するという過程の中にあるといえることができる。また、こうしたビニール・ハウス経営と同時に礫耕栽培の定着化も現在この苫小牧地域では行なわれている。これらは、いずれも、

表4-1 蔬菜研究会メンバーの
地域的分布

糸	井	4戸
弁	天	2戸
柏	原	1戸
植	苗	2戸
計		9戸

ごくこの近年まで、この苫小牧農村には存在せぬ経営形態であつた。かかる経営形態が、そもそも農民の如何なる動機によつて支えられ、この地域に発生することになつたのか。以下本章では、ビニール・ハウス栽培と礫耕栽培にわけて、かかる栽培様式の発生と定着過程をそれを最初に推進した農民の学習と教育の問題に結びつけてあきらかにしようとする。

I ビニール・ハウス経営の発生と展開過程

1 その導入過程と学習

この苫小牧農村地域にビニール・ハウス経営をはじめに定着化したのは、植苗北部落(既存部落)のA氏である。この植苗北部落は苫小牧市街から千歳市へぬける国道沿いに展開する農村地域にある。湿地と原野をぬつて農耕地が点在する。植苗北部落には、現在14戸の農家があるが、この部落では有線放送があるということもあつて、また一帯に営農意欲がおちたということもあつて、それ以前には毎月ひらいていた実行組合の会合も、この2~3年前からほとんどひらかれなくなつている。また部落での道路の補修作業も、以前は毎年部落の道路愛護会で行なつていたが、10年ほど前から市のブルが入つたためになされなくなつている。そして耕地以外の原野を不動産業者に売却する農家もこの地域にでている。この地域は、戦前段階より専業農家がほとんど存在した

いところであつた。地力がなく、燕麦、穀物の収量もひくく、粗放な酪農経営が農業としては唯一の存在形態だと考えられていた。一方市有林・民有林の造材あるいは下草かりなどの出面仕事は豊富にあつた。現在、個々の農家の部落としてのまとまりは、きわめてとぼしくなつてきているが、毎年春の市段階から下りてくる営農作付会議（個々の農家が経営計画書を提出）と市から補助金が出て美沢部落と共同で10日間にわたつて行なわれる部落内を貫流する美々川の藻刈り作業（この作業をすると、しないとでは、美々川の水位が50cmとなり、この藻刈りによつて、耕地の地下水のハケをよくする。）とが、現在部落としての大きな作業になつている。

さて、この苫小牧農村地域に、ビニール・ハウス経営を、直接導入したこの植苗北部落の④氏の昭和38年度の経営のあらまは表4-2の如くだが、この④のハウス導入にふみ切つた動機は次のようなものである。

彼の父が北海道に渡つてここに自作農として定着してから、彼は三代目にあたるが、その耕地の土地条件はきわめて悪い。彼の家では戦前、乳牛を5~6頭飼育した経験はあつたが、戦後は、昭和31年段階まで乳牛は保有していない。自家用に馬鈴薯・とうきび・豆類・なつばを作付けた。現金収入はもつぱら山子・出面などの賃労働に依存していた。

表4-2 ④氏の（昭和38年）の経営のあらまは

(家族構成)	
母	88才
主人	55才
妻	54才
長男	24才
次男	22才
五男	14才
他出家族員	三男 東京・工員
	四男 室蘭・工員
(経営土地面積)	
畑	3町5反(うち草地1町)
山林	24町1反
宅地	1反
計	27町7反
(ビニール・ハウス)	
50坪	1棟
30坪	1棟
9坪	1棟

(次頁へつづく)

昭和31年、市の貸付牛が1頭入った。これを繁殖させて、昭和36年には搾乳牛は4頭になった。しかしここで問題が生じた。これ以上乳牛を増やすとなると、本格的な牛舎の建設が必要になる。また多頭数飼育のための資金の裏づけも彼にはない。さらに、決定的なのは耕地面積が不足している。そこで彼はビニール園芸によつて、

(飼養家畜)

- 乳牛(成牛) 4頭
- 24ヶ月未満 3頭
- にわとり 80羽
- めん羊 2頭

(その他)

- サイロ・堆肥場・尿溜有
- PS 6HPトラクターセットあり
- 3HP発動機あり
- モーター(畜力)あり

(収入)

		うち販売額
農産粗収入	313,540円	67,300円
畜産粗収入	482,600円	462,700円
農業粗収入	796,140円	530,000円
農業経営費(畜産)		283,550円
(農産)		58,500円
(公租公課)		20,730円
計		362,780円
農業所得		167,220円
農外所得		110,000円
農家所得		277,220円

(農産での経営仕向分は含まれておらず)

※ この年度に、ビニール・ハウス建設(50坪、30坪)その費用…………… 250,000円

この窮状を打開しようと考えたわけである。

しかし、この場合、彼にはビニール・ハウス経営に関する組織的・系統的な知識があつたわけではない。それでは一体彼は如何にしてビニール・ハウス経営を定着させていつたのか、その過程を、彼が実際にそれを作るとき用いたメディアとの関係でみると、次の如くなる。

① 第1年度(昭和36年11月～)

“根曲りたけ”で枠をつくつて、ビニールを張る。(10坪)一経費13,000円。メディア…広告を見て真似る。しかし、これは竹とビニールの間があいて、風で破られて失敗する。作付けた“ホーレン草”は駄目になる。

② 第2年度(昭和37年11月～)

垂木を使つて9坪のビニール・ハウスを作る。(南側はガラス張り)ガラスを安く買い経費は2万円。メディア……千歳市の買いつけの“種ものや”

から同市の北海少年院でハウスをやつていると聞き、そこへ行き、そこでさらに同市の㊤氏が本格的にハウス経営を行なつていることを聞き、同氏をたずね、これを真似る。このときは山東菜、体菜と花を作付ける。12月20日から収穫をはじめた

③ 第3年度（昭和38年12月～）

鉄筋ビニール・ハウス（50坪）をつくる。経費23万円（自己負担12.5万円）鉄筋ビニール・ハウス（30坪）をつくる。経費15万円（全額自己負担）メディア…… この年度になつて、はじめて市の産業課の系統的な指導が入る。すなわち、市産業課はハウス経営を志向する農家5戸にグループを作らせ、札幌市、千歳市などのハウス先進地視察を指導するとともに、また相互に経験を交換する会合を、それぞれの農家にあつまつて開くことを組織化、同時にハウス（50坪）の建設様式を規格化、さらに作付の指導を行なう。

この年、市の指導に従つて12月3日に山東菜を蒔種、これは1月7日から出荷をはじめた。つづいて、39年1月、このあとにふたたび山東菜を蒔種、出荷した。一方、“とまと”を1月17日に蒔種、これの苗うえを30坪ハウスに4月7日行なつた。“とまと”は6月13日に初出荷、8月19日に終了した。また50坪ハウスには“きゅうり”を栽培した。

12月～8月間の粗収益

山東菜	1～2回	小計	62,000円	計 160,000円
とまと			65,000円	
きゅうり			33,000円	

12月～8月間の支出

種子代		1,000円	計 13,200円
暖房用のこくず		4,200円	
電気料		8,000円	

この㊤氏は、この“とまと”“きゅうり”のあと、菜つば類、できたら“みつば”栽培（これは札幌市のハウス経営視察でその栽培法を学ぶ）を行なう考えでいる。また、㊤氏は昭和40年には、畑に150坪のトンネルをつくり、“とまと”で40万円以上の粗収益をあげることを計画している。〔彼の考えているのは、息子が、大野農業試験所（函館地方）への視察旅行で学んできた千代田式竹ホロハウスである。これは反7万円前後の建設費で

すむという。〕㊤は、このビニール・ハウス経営をはじめてから、はじめ
て、この土地でもまともに作物が収穫できることに自信をもち始めている。
なつば、とまと、きゅうり、これなら十分やつていけると考えている。彼は、
地力をつけるために、今後とも乳牛は4頭程度飼育する方針だ。彼の長男
(中卒)は、家を継ぐ予定だが、同じ年に中学を卒業した同窓生のうち、
現在地元に残っているのは、彼と、もう一人の二人を数えるだけだ。彼はま
だ経営の実権を受けついではない。

さて、この㊤の家の学習形態を総括すると次のようになる。A、広告とい
うマス・メディアをみて、彼はみようみ真似でハウスを作る。ここでは、と
にかくマス・メディアが一定の役割を果たしている。B、ここで彼は失敗とい
う体験をもつ。C、そこで、彼は実際にハウスをやっている人のところで、
現物を見る、とともにその実践者の体験を聞く。つまり、次の段階で彼は
Copyではなしに、現物をみてたしかめる。D、とにかく、こうした彼の個
人的努力によつてはじめてハウス経営に成功する。E、ところでこの次の段
階ではじめて、地域の営農指導機関の組織的な指導が入る。ハウスの規格も
定められ、作付の指導も入る。この段階で彼は30坪、50坪の2棟のハウ
スを建設する。と同時に、彼は個人ではなしに、同じ経営形態を志向するも
のとともにグループを作り、一方でつねに自分自身の体験をふまえたグルー
プ学習の形態に入る。彼は自らの体験だけではなしにグループ成員の体験を
数多く聞くようになる。また仲間たちとの札幌・千歳などの先進地ハウス経
営の視察(経費本人負担)などあらたな情報をうるという機会を以前にも増
して多くもつようになる。彼は市の営農改善推進委員をしている。この研修
会で、昭和39年の2月には旭川のビニール・ハウスの視察、そしてさらに
同年の7月7日～12日わたつては、彼は市の産業課の斡旋でこの年はじめ
てビニール・ハウス経営にふみ切る他の会員とともに(計2人)、大野の農
業試験所に出むき、系統的な実験結果を学ぶという機会をもつに至っている。
この大野農業試験所視察の経費は本人負担である。つまり彼は、手弁当でこ
れらの視察を行なつているということになる。かようにみてくると、この苦
小牧農村地域へビニール・ハウス経営を導入した㊤の場合、それはまったく、
自主的に、個人的な試行錯誤の努力の中から、これがこの地域社会にみあつ
たものとして開発されてきたものであることがあきらかとなる。そして、地
域営農指導機関の系統的な指導は、その中段で、そうした個人の努力と創意

を伸ばすために大きな役割を果たしていることが特徴的となる。

2 その展開過程の社会的特徴

ところで、市の営農指導機関自体、昭和38年段階で、このビニール・ハウス経営指導にふみ切るわけだが、その指導自体が、実は完全に完成された体系にのつたものでないことを認めなければならない。営農指導機関自体、その指導を行なう中で、実はこの地域にみあつた体系を完成させるための実験を行なっている。この意味で、地域農民と共に、その農民の実験結果を総括しながら、営農指導機関もともに歩んでいるということができよう。すなわち市では初年度（昭和38年の秋）、千歳市や栗山町の農業構造改善のビニール・ハウスを視察。それを参考にして、「ハウスの構造を鉄骨アングル、木材使用、ビニール張りとし、加温装置は地中にビニール管埋設、オガクズを燃料とした温水巡回の方法」によることにする。坪数は50坪にした。また栽培の体系は、比較的栽培容易な山東菜を2回（1月～4月下旬）つづいて跡作として半促成のトマトを配置し、当時、ビニール・ハウス経営にふみ切つた5戸の農家、計250坪にこの規格での栽培を指導した。

そして、その結果を、昭和39年1月～8月の実験結果として昭和39年末次のように総括した。

- 1 設置坪数は250坪、その利用回転率は最低140%、最高224%、平均177%であつた。
- 2 実1坪当の販売金額の最高は2,316円、最低839円、平均1,460円となつた。また延1坪当の販売金額の長高は1,033円、最低596円、平均801円であつた。1年間の結果ではないが、これを先進地栽培者に比較すると約6割の成績であつた。
- 3 価格については出荷期によつて差異が生じている。山東菜については、大きな価格差はないが、トマトについては、価格差が大きい。5戸平均価格は1Kg当66円82銭となり、最高は84円65銭、最低53円87銭である。トマトの出荷期の遅れは価格差に結びついているが、これは、播種定植期の適期作業、また保温管理の優劣によつて生じたものである。
- 4 費用計算をすると、収支差引益金の生じたのは5戸中3戸である。すなわち、施設償却費は、ハウスの耐用年数を6年として1年1回、44,222円修理費4,700円、小計48,922円となる。直接生産費は種子代、農薬代、肥料代、燃料代、電気代ほかで小計22,500円、両者あわせて71,422円

である。5戸の販売金額をみると、表4-3のように、3戸が収支差引益金を生んでいるのみとなる。

表4-3 ビニール・ハウスの栽培成績の概要(昭39.1~昭39.8)

地区名	氏名	設置坪数	利用延坪数	利用率	販売金額	実1坪当販売額	延1坪当販売額	栽培内訳
糸井	A	50	70	140%	41,970	839	600	山東菜25坪2,570束、きゅうり25坪212k、トマト20坪、192k
"	B	50	83	164	49,476	990	596	山東菜45坪、3,113束、さやえんどう5坪、12k、ほうれん草6坪、180束、レタス3坪、70ヶ、トマト24坪、360k
柏原	C	50	86	172	78,082	1,562	908	山東菜38坪、7,236束、トマト48坪643.5k
"	D	50	112	224	115,785	2,316	1,033	山東菜54坪、7,072束、カブ15坪、434束、トマト43坪、714k
植苗	E	80	146	183	127,526	1,594	872	山東菜51坪、5,339束、たい菜7坪、645束、大根菜5坪、579束、みつ葉0.2坪、128束、しゆんぎく2坪、70束、カブ5坪、181束、レタス2坪41ヶ、プリンスメロン12坪、71k、小玉スイカ12坪、32.9k、トマト50坪、955.6k
平均		56	99	177	82,568	1,460	801	

施設費調 (50坪の場合)

設置金額	耐用年数	残存価格	償却費①	修理費②	① + ②
250,000	6	5,906	44,222	4,700	48,922

経費調

種子費	農薬費	肥料費	燃料費	電気料	その他	計
1,500	ダイセン外 1,000	各金肥外 2,000	オガクズ トラック10台 1台1,000 10,000	400KW 1KW 15円 6,000	支柱、糸外 2,000	22,500

5 以上の結果からみて、今後以下のことを検討する必要がある。

- (1) 加温原料にオガクズを用いたが十分な保温に困難性がある。また加温原料としてのオガクズの確保にも困難性が生じてきている。
- (2) はじめての栽培であり、技術不足の傾向がある。先進地の栽培技術の研修が重要である。
- (3) ハウス施設費を下げ、生産収益の向上を計るため、今後、簡易移動ハウス、またトンネル栽培の活用などを考慮する必要がある。
- (4) ハウスの設置は集団化し、栽培、販売等の合理化を行なう必要がある。

以上の総括は、昭和39年1月～8月の実験結果であり、1年間の結果ではない。たとえば④氏の例であきらかなように8月以降さらに、秋にかけてハウス栽培を行なっている。けれどもこの総括の収支計算では、施設償却費を1年間で計算するなど、かならずしも正確なものとはいえない。つまり1年間をとおしてみると、もつと収益は上つていることになるものと思われる。そうして、表4-3であきらかなように、個々の農家の個人差がかなり大きく、かかる点の分析も必要と思われる。しかし、ここから学ぶべきことは、個々の農民の実験結果をかような形で総括、整理し、そこから地域にみあつたハウス経営の定着化を計ろうとする市の営農指導機関の態度であろう。

これら総括の結果、以上に述べられた点以外に、昭和40年段階ではハウスの保温の点を考えると、50坪より30坪ハウスの方がより望ましいこと。したがって、市の5割助成対象の指導規格を、30坪にあらためたこと。また、苫小牧の場合は風が強いので、ビニールの二重張りだけでなく、金網をかなりこまかく張ることが必要なこと等によりこの地域にみあつたハウス対策を打ち出している。このハウス経営農家は、いま蔬菜研究会を組織、会員の農家の庭先にあつまり、ハウスをみながらの実験報告、意見交換、また先進地視察を行なっていることはすでに述べた如くだが、その学習には、かならず普及員が参加、普及員の説明を聞きながら、会員が意見を交換するという形態を現在はとっている。

II 隙耕栽培の発生と実験過程における学習の役割

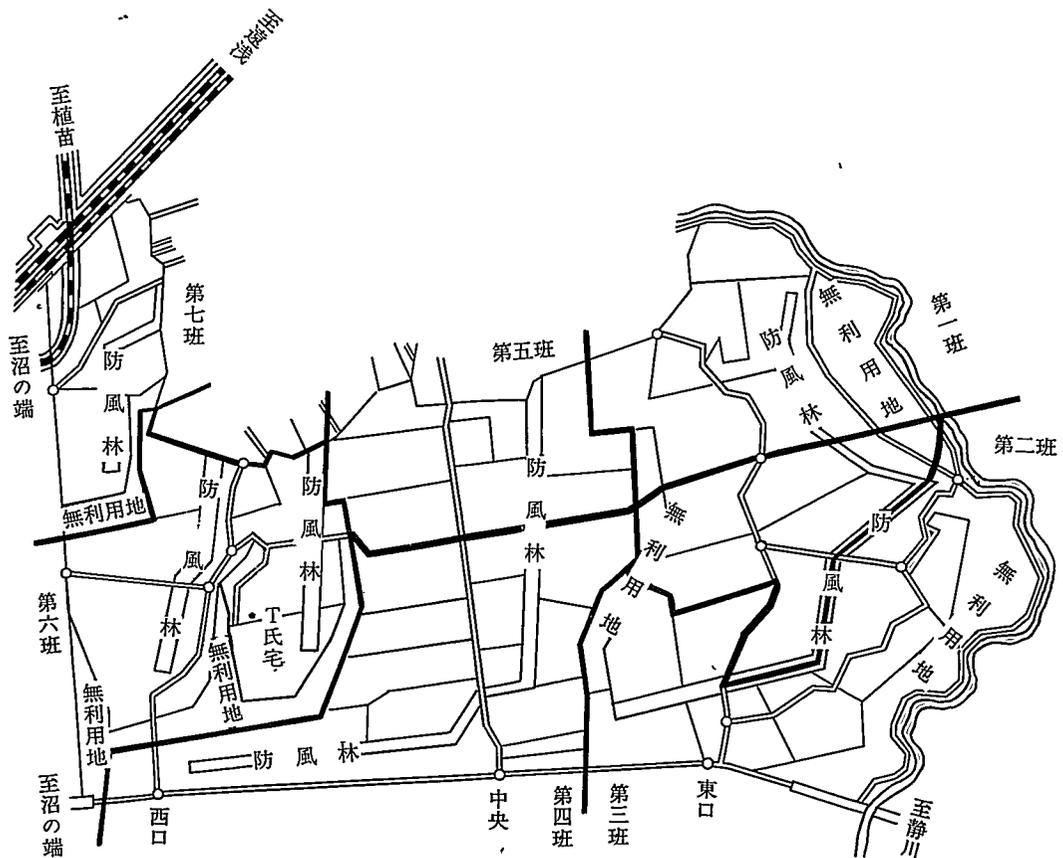
ところで、この苫小牧市の場合、特筆すべきは、前述のビニール・ハウス経営の定着化と同時に、隙耕栽培定着のための努力を農業普及所所長が、つきつぎりの指導で行なっているという事実であろう。実際にこの隙耕栽培を行なっている

のは柏原開拓の◎氏（25才昭和40年現在）であるが、この礫耕栽培定着化の努力は、昭和39年の1月から開始された。そして、それは昭和41年現在まだ定着のための試行錯誤の実験段階にあるといつてよい。したがって、実用化段階、そしてまたこの地域への普及には、かなりの時間がかかるものと思われるが、次にこの礫耕栽培の発生と、その実験のプロセスをみてみよう。

1 礫耕栽培発生部落の社会構造

この礫耕栽培についてみる場合、前述のビニール・ハウス経営の発生とその展開とは異なつて、地域農民の現状打開のための要求に支えられて、それが発生したというよりも、営農指導機関がこの苫小牧農村の蔬菜地帯への切りかえという将来を見とおして、かなり長期的な展望のもとにその定着化が計られて

図4-1 苫小牧市柏原地区



いるという特徴をまず認めなければならない。したがって、現状では、この礫耕栽培は、地域の多くの農民のものとはなっていない。すなわち、現在、この礫耕栽培を試みているのは柏原開拓の⑩氏のみであるが、そもそも、柏原開拓においては、現在、酪農・養けい経営が支配的であり、この試み自体が部落の他の農民の関心をひくに至っていないという実状について、まずふれる必要がある。

この柏原開拓は旧松田農場のあとであり、昭和24年に広島県よりの入植者23戸、そして25年に岩手県よりの入植者7戸をむかえ、1戸平均20町の地積で部落づくりがなされたところであり、現在、農家戸数43戸を数えるに至っている。同じ松田農場のうち、昭和初年に自作農創設によつて、部落形成がなされた旧柏原部落と比べて、その立地条件はきわめて悪い。現在43戸中、開拓以来⑪のものは28戸、全体の3.5割にあたる15戸は前住者が出たあとの跡地入植者である。そうして、このうちの2戸は3回目の入植者にあたる。つまり43戸中のべ17戸が入植しては去つた。当初のインテリ出身の開拓団長もここを去つた。

この柏原開拓に電気が導入されたのは、昭和29年のこと、これ以降は安定度がましたといわれているが、それ以前は、じり貧で、夜逃げのような形で、負債も跡地入植者にそのままゆずりわたして出ていく農家が、前述の数字であきらかなように少なくはなかつた。

しかし、やつと部落としての安定性がみられるようになったのは、昭和35年以降のことといわれている。国営開拓建設事業で昭和35年以降、各戸5町歩ずつのトラック客土が、1年に1町ずつわけて行なわれた。この客土事業がトラック客土であつたため、同時にトラックの通行可能に道路の補修もなされた。またこの年、市によつて7戸の共同利用トラクターセットもこの部落に導入された。そうして、昭和37年～38年にかけて、明渠排水工事が実施され、土地条件は改良された。この部落も、苫小牧農村地域における他部落と同様、開拓以来、酪農郷建設を目ざしてきた。はやい農家はすでに昭和26年段階で、自己資金で乳牛を導入している。そして部落に乳牛検定組合のできたのは昭和28年のことといわれる。この頃までは、開墾補助金、また秋口に1戸3～4万円程度の賃労働になるように配慮された農道工事、また山仕事が彼らの主要な生活源であつた。そして、昭和29年の冷害時には、多くの農民は出稼に出てそれを切りぬけた。

昭和30年ごろからは、この部落にも市の貸付牛が導入されはじめた。昭和35年頃から生活が安定した農家もみられるようになったが、しかし借金のために増加した乳牛を手離すという農家も少なくはなく、現在、14～15頭の搾乳牛保有農家は3戸、また乳牛と養けいで経営基盤が安定していると一般に考えられている農家は、前述の3戸を含めて43戸中14戸程度であり、農家負債は平均して1戸100万円程度はあるといわれている。一方で酪農経営を志向しつつ、日銭に追われて、多くの農家は、畑作（とりわけ豆作）に重点をおき、同時に養けいによつて生活を立ててきたのが昭和35年以前の一般的な状況であるが、これ以降、客土また排水によつて地力が増進するにつれ、酪農志向が強まり、また「酪農には粗飼料づくりが基礎」という認識もひろまり、トラクタ1台（25石）1,000円で人糞を購入、20台の人糞を牧草畑に入れる農家もでてきている。けれども他方、昭和40年現在すでに、離農、あるいは世帯主が不動産業を営むといった農家、また世帯主が夏に出稼ぎに出て、賃労働に従事するところ、または後継者が流出、あるいは在宅賃労働者化しているところ、妻が在宅賃労働者化しているところなど、表4-4にみるとくそれは14戸、全体の1/3を数えるに至っているのである。

表4-4 柏原開拓における非農的職業従事者

離農	1戸	本業大工、市街でアパート経営
世帯主自営兼業	2戸	不動産業（白老）、牛馬商
世帯主が夏に出稼ぎ	2戸	年令20代と30代
後継者流出	5戸	世帯主50代4戸（うち1戸妻のみ） " 60代1戸、土地を売った者あり
後継者在宅賃労働者化	2戸	1戸は夏分出稼、1戸は常時運転手
妻が賃労働者化	1戸	岩倉組
世帯主が妻	1戸	年令50代（農業をせず）

つまり、昭和35年以降、安定しかけた農家生活は、昭和38年、40年にかけてはげしく両極分解の度をふかめていつているといえることができる。そして、ここで農業経営を志向する農家は少なくとも、「酪農と養けい」そしてまた「牛をやめる人は、いよいよになつたら、土地を売つてその金で養けいをする」という考えが一般的であるといえる。さもなければ、離農志向であろう。事実この柏原開拓と道路一本へだてて隣接する広大な土地（松田農場の一部が未利用地のまま残され、それが松田氏にもどされ、不動産業者の手にわたつた。）

は現在宅地として売りに出され、いまこの地価は反当5～6万円になつているという。そして、1戸分(20町)2,000万円になつたら売つた方がよいという心理状況もここでは農民の中に生じていることは事実である。

(ただし、実際に住宅は、不動産業会社のもの数戸が建設されているにすぎない。昭和40年現在、宅地化ブームはすでに去つた感である。そして市営バスも日に五往復ここに入ることになつたとはいえ、この柏原開拓は地理的には弁天開拓の北方に位置し、沼の端市街をへてこの部落まで、苫小牧中心部から約15kmの距離にある。また火山灰地の丘陵と湿地帯にひろがるここには、電気こそあれ、都市生活に必要な社会的諸設備がまったくととのつていないというのが実情である。この意味で現実的に前章で分析した糸井開拓より、宅地化の条件は数段もおとるといわなければならない。)

こうした現状の中で、この柏原開拓部落の社会的凝集度は、きわめて弱まつてきている。1月に部落の総会を開く以外年2～3回開協、農協関係と行政的営農指導に関して部落の会合がひらかれるほか、部落独自のものとしては、排水、道路工事に関する陳情、電気利用組合での有線施設の保持、また馬頭観音のまつり等がひらかれるのみである。こうした中で、この部落の①氏が、礫耕栽培にふみ切つたわけであるが、彼の礫耕栽培は、現在ほとんど部落農民の関心は呼んでいない。乳牛の次に考えるのは野菜であるということをも認めるものでも「ビニールより、ここでは露地の野菜栽培の方が伸びると思う。」という受けとり方を示すにすぎない。

2 礫耕栽培導入農家の導入動機

けれどもこのことは、けつして①氏にとって、礫耕栽培そのものが、彼の生活の文脈の中で、まったく突然にもたらされたものであるということの意味するものではない。

①氏の生活の文脈の中では、礫耕栽培の経験というのは、ごく自然な形で導入されている。①氏は、この柏原開拓の第6班所属、昭和30年入植であるが、彼の入植地は、彼が入植する以前に広島県人が入植し定着に失敗、そのあとに岩手県人が入植、彼も開拓に失敗、①家はその跡地入植であるという事実を端的に示されるように、土地条件はきわめて悪い。地積は24町ほどあるが、丘陵と谷地(湿地)がそのほとんどであり、耕地がその中に点在するのみである。農耕可能地は4町、3反まとまつて平地はない。

この①家は戦後樺太から引揚て、昭和27年に苫小牧に来て、30年に入植

という経歴をもつが、昭和39年で24才の㊦氏は、沼の端中学卒業後、長男であることもあつて、ずっと父の農業を手伝っていた。中学卒業の同窓8人のうち、現在農業をやっているのは、本人のほか1人である。2～3年間は市内で顔をあわせた友人たちは、いつのまにかみえなくなつてしまつた。彼は友人のそのごの動向を知らない。さてこの㊦の家でも、他の開拓農家と同様、昭和31年に市の貸付牛が1頭導入された。そして、昭和33年には国有貸付牛も導入され、計2頭の搾乳牛を保有した。しかし開拓後5年間は、開拓作業、抜根と開墾、反4～5,000円の開墾補助金、それに開拓した畑に小豆、馬鈴薯、大根、人参などの蔬菜類を作付け、それらが主要な現金源であつた。とくにスイカは予期以上の収穫をあげた。しかし、彼㊦氏にとって、昭和35年に父親が病に倒れてから、農業経営と一家の生活は、彼の肩にかかつてきた。彼の父は耕地を10町ひらいたところで病に倒れ、農業労働が不可能になる。

㊦氏はこれまでも農閑期には「ひろい出面」をしていたが、この年（昭和35年）から、冬期間、郵便配達で定期的な収入を得て、家計を支えることになる。そして1年間は父の指示に従つて農作業に従事していた彼も、昭和37年から自分の考えで農業経営を行なうことになる。彼は元来農業は好きではなかつた。上級学校に進学したいと考えていた。とくに「生き物」（家畜）の扱いは好まなかつた。彼は保有していた2頭の搾乳牛を売却する（豚1頭と、とり80羽は保持）。彼は経営を蔬菜栽培に切りかえた。蔬菜は時期が勝負である。

① 昭和37年、はじめて「ビニールの苗床」を作つた。10坪ほどのトンネルの小さいものである。4月のはじめ、スイカ、なすを蒔種した。このときはとくに参考にしたメディアはない。ビニールと竹を購入してきて「自己流」で作つた。37年、38年と春先、2年間これを使用した。

② 昭和38年の暮～39年にかけて、彼は、今度は「ビニール苗床」ではなしに、それをこわして、30坪のビニール・ハウスを木材で枠組を作つて建設した。ここでトマト、なすの「苗づくり」をするためである。このときもとくに参考にしたメディアはなかつた。「自己流」で彼は工夫した。しかしこの38年の12月には同時に市の指導で鉄筋50坪のハウスを本格的に建設した。彼はいよいよ本格的にハウス経営にふみ切ることになるわけだが、この規格はすでに定められており、このとき彼の創意工夫は何も加えられなかつた。昭和38年の、彼の経営のあらまは表4-5の如くだが、この年20万円の農業所得を彼の家ではあげている。農産粗収入のウエイトがあきら

表4-5 ㊸の経営のあらまし

(昭和38年)

(家族構成)		
父	62才	療養中
母	53才	農業
長男(本人)	23才	〃
三男		中学1年在学中
他出家族員	次男	16才 白老の次女のところでダンプ運転手伝
	長女	29才 札幌で床屋(夫婦とも)
	次女	26才 白老で夫はダンプで運送業、本人は呉服屋勤務
	三女	20才 札幌の長女の嫁ぎ先床屋に勤める
(経営土地面積)		
畑	13町(うち草地7町)	
山林	11町	
宅地	7畝	
計	24町7畝	
(飼養家畜)		
○肉豚	1頭	
○にわとり	80羽	
○馬	1頭	
(その他)		
馬屋	1棟	6坪
動力用作業機・スミスト	1	
(収・支)		
農業粗収入	228,500円	
畜産粗収入	153,000円	
農業粗収入	381,500円	
農業経営費(畜産)	60,000円	
(農産)	100,000円	
(その他)	20,000円	
小計	180,000円	
農業所得	201,500円	
農外所得	60,000円	
農家所得	261,500円	
注 農業・畜産粗収入の中には経営仕向分は含まれていない。		

かに高いわけだが、その内わけをみると、葉菜類、果菜類、根菜類などの蔬菜と小豆が大きなウエイトをしめていることがわかる。暮に建設した“ハウス”の実績はまだあらわれていないが、蔬菜経営への志向性はすでにあきらかである。

表4-6 農業粗収入の内訳

小豆	80,000円	35.0%
馬鈴薯	43,500	19.0
とうきび	15,000	6.6
葉菜類	20,000	8.8
果菜類	30,000	13.1
根菜類	40,000	17.5
計	228,500	100%

3 礫耕栽培導入の社会的諸要因と導入過程における学習形態

ところで、この段階では、まだ㊸氏にとって、ビニール・ハウス経営そのものも本格化していないわけだし、ましてや礫耕栽培のイメージはわいていない。しかし、とにかく、自主的にではあれ、蔬菜経営を行なおうという強い志向性を、彼はこれまでの農業生産の経験をとおして、有していたことは、上述の記述であきらかであろう。

㊸ ところで、この苦小牧農村地域に礫耕栽培を定着化させようという発想は、まずこの㊸氏ではなしに、市の営農指導機関において発生する。礫耕栽培を地域に定着化させようという動機は、農業改良普及所長の語るところによると次の如きものである。いうまでもなく、この苦小牧地域は火山灰土におおわれた地域である故、礫土は豊富にある。地力がないというその条件を逆手に利用して、地力をこやすという過程を抜きにした“礫土でもできる農業経営”という発想がまず第一にその基底として存在した。そして、それに将来、苦小牧の工業化が進展し、都市人口が増大するにつれ、どうしても酪農経営は行詰るであろう。そうして、トマト、きゅうりなどの蔬菜類に対する需要は増大するという予測が対応した。ところで、こうした礫耕栽培へのイメージは、静岡県でかかる栽培を実用化しているという情報によつて、刺激され、もたらされたものであつた。

㊸ けれども、営農指導機関それ自身、この段階では、まだ、実際問題として、「礫耕栽培といつた場合、一体施設をどうするのか。どんな栽培知識・技術がそこでは必要なのか。作付はどういう体系で立てたらよいか。」かかる点について、具体的な知識があつたわけではない。第一、実物をみたこともない。

市の営農指導機関は、まず、実際にこの苦小牧地域でこの礫耕栽培が成立しうるものなのかどうか、かかる実験を行なう農家を選定する必要があつた。

そしてその対象として前述の㊦氏が選ばれた。しかしながらさらにその上で彼らは実際に、礫耕栽培に関する具体的知識・技術を修得する必要があつた。

そこでまず第一に、昭和39年1月こうした実験を行なっている道南の大野の農業試験所に行った。そうして、つづいて、同月、市農業改良普及所長と㊦氏の2人が2週間、静岡県富士市の礫耕栽培農家に実習に入ることになる。市営農指導機関とその指導を受ける被指導者の同時学習という形態がここでの特徴となる。これに対して市では、75,000円の研修費全額を補助した。

こうして、苫小牧農村地域へ礫耕栽培を定着させる努力は、まず39年1月段階において、スタートするわけであるが、㊦氏自身が語るように、このとき彼らは、礫耕栽培に関する予備知識を十分もちあわせて実習に入つたわけではなかつた。したがつて、「みてびつくりしてきた。むこうでは1戸で200坪ぐらいもち規模が大きい。どこを勉強してよいのか、そこがのみこめなかつた。」という結果を生んだ。しかし少なくともこの段階で、彼らは礫耕栽培に関するアウトラインを握んだことは疑えぬ事実である。これが第一段階である。けれどもこの段階で、ただちに、礫耕栽培がスタートしたわけではない。昭和39年8月には、再度、大野の農業試験所を訪れている。また市の営農指導機関は、道内で、かかる試みをしている地域のリストを作る。そして、大野の農業試験所のほか、道南の松前町と鹿部村、また伊達町の農高、栗山の農高、さらに道北の網走市で、すでにかかる試みがなされていることを知る。これらの道内の礫耕栽培者は、現在相互に技術交換をするというような機会をもつていないが、彼らは、第2段階として、ハウスの建設および「この苫小牧市の㊦氏の礫土の性質を科学的に分析してもらい」栽培技術についての指導をうるために、8月に大野の農業試験所を訪れ、その帰途、鹿部村の礫耕栽培を視察、そこでのスタートしてからの1年間の経験を聞いてきている。

4 礫耕栽培実験の社会過程と学習

こうした段階をへて、昭和39年の8月、市産業課は坪2万円の費用で、40坪の石炭暖房設備の完備した礫耕ハウスを㊦氏宅に建設、㊦氏宅入口には、(そこは、本道から荒涼とした丘陵と沢をつたつて、はるかに奥に入つた原野の中にあるが、その丘陵と丘陵のあいだにはさまれた地点に)「苫小牧市、礫耕栽培試験所」の標識が立てられる。ところで、この段階ではまだ㊦氏自身の

独自の工夫ないし創意は、礫耕栽培に関して何も加えられていない。ハウス建設にしても、具体的な栽培方法にしても、市農業改良普及所長の指示にしたがつて、さだめられたフォームをもつて彼は、労働に従事しただけだ。そうして、市自体は、大野の農業試験所の指導をあおぐという関係がここには存在していた。市では10月末に大野農業試験所から、専門技術員を招き、礫耕栽培によるトマトの生育状況の点検を行なってもらっている。「うねはば、花のつき具合、管理状況」等々についてである。このとき、市および㊦氏はトマトの伸びすぎを指摘されている。花がついても正常にいくのではなく、鬼花が多いこと。これは温度管理に問題があること等を指摘されている。

ところで、かように具体的に栽培が開始され、日々それを管理する過程の中で、㊦氏にとつての本当の学習がはじまつているということをわれわれは知らなければならぬ。「指示どおりやつても、教科書どおりに問題がとけない。」という問題がここで発生する。㊦氏にとつてのはじめての礫耕栽培は8月4日、魚箱3ヶに400粒のトマト播種から開始され、1月28日のトマトの最後の収穫で終つている。そしてつづいて、彼は、第2回目を(トマト)1月30日に播種、3月24日に移植、6月15日の初出荷、8月28日の最終収穫という形で行なつてきているが、こうした第1回～第2回、つまり1年間の礫耕栽培をとおして、㊦氏自身は、どのような問題に直面したのか、次にこれをみてみよう。

① まず彼は、温度調整の問題に直面する。とくに冬期間、異常低温で室外の温度が-15度というとき、室内で13～15℃の温度を保つということに努力をした。これには暖房設備が試作品であり、その調子が良くなかつたということもあるが、あまり、温度が高すぎではならぬし、また低すぎではならぬ。彼はとくに夜中の温度の低下に注意しなければならなかつた。彼は冬の4カ月間、礫耕ハウスの中で服を着たまゝ「ねとまり」をした。寒くなると、本人が目を覚ますからだ。そこでまた、炭をくべた。そして、朝の9時に母と交替した。彼は、いわばトマトと生活を共にすることで、トマトの生育可能な条件を確保するという手段をとつたわけだ。しかし、のちに述べるように、この室外の温度がいちじるしく低いときの、トマト栽培は、結果として、生産量の低下をもたらすと同時に予想以上に暖房費をくう。つまり経費がかかりすぎて、採算上問題があるということを実証した。

② これだけではない。教科書どおりに化学肥料を配合しているにもかかわらず

ず、彼は、要素欠乏による、病気の発生を体験することになる。ここでは、昭和37年の11月段階で沃素欠乏が発生しているが、彼にはそのときその原因がつかめなかつた。道の試験所（札幌）に行つて指示をあおぎ、対策をほどこしたが、それも効果はなかつた。昭和40年6月にはトマトの葉がちぢれだした。マンガン欠乏である。このときも対策は手おくれとなつた。この結果、普通ハウスからみて、収穫も半作となつた。㊟氏は、本来ならば、沃素欠乏にしても、マンガン欠乏にしても、その初期にわからなければならぬものだと思つている。試験所では、沃素欠乏のとき、マンガン欠乏のとき、それぞれについてはその症状をはつきりつかんでいる。しかし㊟氏の場合、それが複合した形であらわれている。彼には原因がつかめなかつた。しかし正直なところ、彼は定められた形で各要素を配分しているので欠乏が出るとは思つていなかつたのだ。彼はいまこの肥料の配合関係の知識・技術をもつとも学びたいと思つている。こういう肥料を使つたら、こうなるということと、化学肥料の配合の問題だ。それは何か特別のものを多く使うと他のものが効かなくなるということを彼はさまざまな試みの中で体験したからだ。しかしまたこの欠乏症は、室内の温度との関係もあるのではないかと考えている。養分はあるが冬分は根がはらないから吸えないのではないかと考へるわけだ。かような点は㊟氏自身にとつてまだ解決された問題ではない。今後の課題として残された問題である。

5 礫耕栽培の経営的位置づけ

ところで、この礫耕栽培によつて、農業所得は一体どれほどあがつたのだろうか。昭和39年8月から40年1月までの結果は表4-7にしめた如くだが、トマトの販売金額計69,360円に対して、支出はハウス建設などの設備投資の原価償却分を別にして54,932かかっている。したがつて、差引14,427円の所得が上つているということになる。しかし設備の原価償却分を含んで考えた場合、当然これは赤字ということにならざるを得ない。表4-7のように支出の中では粉炭代（暖房費）が6.9%と、きわめて高いウエイトを占めている。

ところで、この期間、㊟氏が礫耕栽培にかけた労働時間は、前述のハウス内への寝とまり、という時間を除いて、直接労働時間だけで、232時間であるから、原価償却分を別にして1時間あたりの所得を出すと、それは62円になる。休みをとらずにぶつつづけ1日8時間労働としてみても、それは496円

表4-7 収支計算 (S39.8~40.1)

収入

種別	数量	単価	金額	備考
トマト	346.8 kg	200円	69,360円	
計			69,360	

支出

種別	数量	単価	金額	備考
種子	7mg		245円	0.4
農薬	マンネフダイセン 450g		800	1.5
肥料	トマトトーン 1ヶ		3,207	5.8
粉炭	7t		34,000	61.9
電気代	1,112 KW	15	16,680	30.4
計	1		54,932	100%

差引益 14,427円

表4-8 支出内訳 (S39.8~40.1)

種類	名称	使用量	金額	計
種子	種子	7mg	245円	245円
農薬	マンネフダイセン	450g	700	
	トマトトーン	1ヶ	100	800
肥料	硝酸加里	5.029	380	
	硫酸苦土	3.050	94	
	硝酸安	4.860	123	
	過石	6.726	107	
	流量加	1.015	26	
	微量要素	0.175	175	
	硝酸加里	8.100	2,300	
	硝酸石灰	9.500		
	硝酸苦土	5.000		
		磷酸アンモン	1.550	
石灰	粉炭	1t	4,250	
	"	5"	23,750	
	"	1"	6,000	34,000
電気代	電気料	10月 45KW	675	
	"	11月 100"	1,500	
	"	12月 352"	5,280	
	"	1月 615"	9,225	16,680

にしかない。これはあきらかに採算にあう数字ではない。しかしこれらの諸経費のうち、石炭代3,000円と肥料代3,200円は市が負担しているので、㊤氏自身の支出は14,732円である。また売上げはすべて㊤氏のものになっているので、㊤氏自身は54,628円の所得をあげている。つまり現実には、実働1時間あたり235円となる。したがって㊤氏自身の労働に対する代償は、市当局によつてある程度補償されていると考えてよい。

さて、かような栽培結果にもとづいて（昭和39.8～40.1）、市営農指導機関は、この苫小牧市における礫耕栽培を次のように総括しこ。

- ① 育苗時期が盛夏期であつたので軟弱徒長の傾向になつた。
- ② 育苗数を400本としたが、強健苗の選定に困難を来たしたので、育苗に当つては、必要数の2倍を養成しなければならない。

表4-9 礫耕栽培の概要（39.8～40.1）

播 種	8月 4日 魚箱3ヶ 400粒播種
	品種名 福寿2号 砂土に播種
発 芽 始	8月 8日
発 芽 揃	8月12日
鉢 上 げ	8月22日 350株 本葉抽出期
定 植	9月 6日 225株 本葉 4～5葉時
	9月10日 75株 本葉 5～5.5葉時
農薬撒布	播種～収穫終り直に11回マンネブダイセンを撒布
加 温	9月26日から収穫終りまで粉炭使用（1日40k～60k）温湯加温する
給 水	9月10～10月20日 1日3回給水 10月21日より1日2回給水
花房の生育	
	第1花房開花 9月20日 トマトトーン処理 10月 4日
	第2 " 10月 8日 " 10月13日
	第3 " 10月18日 " 10月24日
	第4 " 10月28日 " 11月 5日
	第5 " 11月 9日 " 11月27日
草 丈	8月27日 本葉 3～4葉
	9月22日 29cm
	10月 7日 79cm
	10月18日 105cm
	10月22日 120cm
	10月25日 125cm
培養液調整	
	8月22日 大塚セット
	9月 6日 "

	9月18日	〃			
	10月10日	〃			
	11月3日	〃			
	11月13日	〃			
	11月23日	〃			
	12月3日	興津式使用			
果実着色始	12月1日				
	12月8日	第1回出荷			
	12月8日	4 kg	12月26日	20 kg	1月25日 7 kg
	〃 10日	5.4〃	〃 28日	19〃	〃 28日 7〃
	〃 12日	13.9〃	〃 31日	10〃	
	〃 13日	7〃	1月1日	10〃	合計 346.8 kg
	〃 14日	19〃	〃 3日	2〃	
	〃 15日	4〃	〃 5日	2.5〃	
	〃 16日	21.8〃	〃 6日	2〃	
	〃 18日	20〃	〃 8日	10〃	
	〃 19日	5〃	〃 10日	18.2〃	
	〃 20日	6〃	〃 18日	27〃	
	〃 21日	3〃	〃 19日	18〃	
	〃 22日	10〃	〃 20日	20〃	
	〃 23日	10〃	〃 21日	20〃	
	〃 24日	15〃	〃 23日	10〃	

③ 着果までの生育進度は、土耕栽培に比較して非常に早いので、換気を十分に行ない強健苗とする必要がある。

④ 火山礫を培地としたが、吸温性が強いので、培養液の消耗が多いようだ。

⑤ 抑制栽培は気温低下にむかつて生育結実をさせるため加温については、とくに重要な要素である。加温は粉炭を用い、温水巡回の方法で9月26日から1月下旬まで行なつた。加温装置

表4-10 労働時間調

種 別	目数 (回数)	労働時間	
		分	時
播 種	1	60	1
定 植	2	900	15
鉢 上 げ	2	660	11
鉢 移 動	2	90	1.5
液 補 給	3	30	0.5
礫 燐 酸 処 理	2	120	2
鉢 金 張 り	2	660	11
換気トンネル掛	64	2,560	42.7
農 薬 散 布	11	485	8.1
芽 か き	2	185	3.1
トマトトン処理	5	320	5.3
トマト支柱作業	3	180	3
液 調 整	8	250	4.2
暖 房 作 業	95	4,270	71.2
収 穫	21	1,320	22
ホーサン散布	1	40	0.7
マルチング	1	300	5
下 葉 取 り	2	240	4
跡 片 付 け	1	1,260	21
計	228	13,930	232.3

表 4-11 礫耕ハウス内の温度と室外温度の比較

	室 外			室 内			培 扱	ト ン ネ ル 内			室内 温度
	最高	最低	10時	最高	最低	10時		最高	最低	10時	
9 月 上				29.9	13.8	26.5					
“ 中			19.1	29.3	10.0	27.5	22.4	29.0	13.1	25.9	55.0
“ 下	20.4	4.3	17.3	29.0	9.5	24.1	19.6	28.1	13.0	24.6	59.4
“ 平均	20.4	4.3	18.2	29.4	11.1	18.0	21.0	28.5	13.0	25.2	57.2
10 月 上	19.2	3.5	15.7	28.8	10.8	24.9	18.0				66.3
“ 中	17.8	1.6	14.8	28.8	8.4	24.5	17.1				74.5
“ 下	11.6	-2.4	11.0	28.1	8.6	24.2	16.6				69.1
“ 平均	16.2	0.9	13.8	28.6	9.2	24.5	17.2				69.9
11 月 上	10.3	-2.5	8.4	28.7	8.3	23.0	16.4				78.6
“ 中	8.9	-1.3	5.5	27.7	9.6	19.1	17.6				88.0
“ 下	7.4	-5.1	4.0	24.8	9.8	20.2	18.0				88.0
“ 平均	8.9	-2.9	5.9	27.1	9.2	20.8	17.3				84.9
12 月 上	3.2	-7.6	1.4	25.8	7.6	19.5	15.1				87.8
“ 中	1.7	-9.9	-0.4	26.7	6.1	19.2	16.5				89.0
“ 下	3.5	-9.1	2.5	25.0	8.0	18.3	15.2				88.6
“ 平均	2.8	-8.8	-1.1	25.8	7.2	19.0	15.6				88.4
1 月 上	2.2	-12.7	1.0	23.7	5.3	15.4	13.7				88.2
“ 中	2.5	-7.7	0.4	27.0	9.0	20.6	15.3				89.3
“ 下	1.1	-15.3	-2.4	30.1	4.9	21.7	15.9				89.6
“ 平均	1.9	-11.9	-0.4	26.9	6.4	19.2	14.9				89.0
全 平 均											

は外気より15～20度室温を上昇保持するように設計していたが、11月下旬から12月に至り、例年より気温の低下が著しく、室内最低必要気温である13～15℃を維持できず、10℃以下の日数を多くみるようになり、果実の生育過程で低温による障害が起つた。

- ⑥ したがって、当初予想した1株当2～3Kgの生産量を下廻り、1株1.2Kgに終つた。

異常な気温低下と加温装置については十分検討を要する。

- ⑦ また室内保温のため2重～3重のビニール張りをしたが、これは日光の透過を害する結果となり、果実の生育に影響を与えた。
- ⑧ 冬期間、換気不能のため室内温度は高まり作物を軟弱にした。
- ⑨ 今後栽培と作付体系において考えられることは次のごときものがある。

(イ) 小規模な育苗室を別棟として設置し作付の回転度を高めること。

(ロ) 加温装置を完備し、異常気温低下にそなえる必要がある。又は、最寒

期（12月～1月）の作付を中止する。

(ハ) 作付期を検討し、最寒期に結実させないような体系とする。

(ニ) 電気料が経費に占める割合が多い。これは農村全般に言えることであるが、農村の電化は利用組合形態のため1kWの単位が15円となる。（社線地帯は10円以下）、今後、農村近代化のため電気利用度が高くなるが、この点検討を要する。

6 礫耕栽培の地域定着化への展望と学習の役割

(1) ところで、以下の総括は昭和39年8月～昭和40年1月までの実験結果であるが、その後昭和40年1月以降の実験結果をふまえて昭和40年現在、市当局は礫耕栽培について、次のような捉え方をしている。そうして、この苦小牧地域にみあつた礫耕経営をよりすどく模索している。

- ① 礫土の場合、普通土より、とにかく生育が早い。水を何時もまわしているので、湿度が高いせいかもしれないが、この点その原因が十分つかめていない。とにかく換気を十分行なうことがその対策だ。
- ② 要素欠乏が出たが、本来培養液を1週間おきに分析しなければならない。この分析装置がここでは十分でない。府県では20～30万円かけて、蒸水装置、PH測定器、またカルシウム、マグネシウムの測定などみな別々にできるようになつている。ここでは簡単な色で分析する装置（8,000円）しかない。したがつて、分析についての器具の完備と分析機械の完備、その技術を研究する必要がある。これがハッキリすれば施肥の技術もはつきりする。経験をつめばこれは克服できる。
- ③ しかし、気候条件の克服はより困難だ。室内の気温が室外より20℃あがる装置をつけたが、室外が-20℃になると、中のものは育たないし、石炭代がかさみすぎる。冬を休むような形での作付を考えなければならない。そして、冬休むならば、礫耕ハウスの建設費も、もつと安くつく、つまり坪2万円かかる現在のハウスではなく、ある程度の暖房設備をつけても、坪4,000円程度でできる“簡易礫耕ハウス”でよいことになる。すでにあきらかにしたような採算われを、一方でハウス建設費を軽減することによつてカバーしようという発想である。
- ④ この簡易礫耕は、すでに静岡県、また千葉県などで試みられているものであるが、以下のような総括にもとづいて、この苦小牧市では、昭和40年8月㊦氏宅に、すでに建設した“礫耕ハウス”の横に早速、この“簡易

「畹耕ハウス」を建設、現在実験にとりかかっている。

- (2) ところで、この畹耕栽培については、苫小牧市市域農家の中にも、関心を寄せるものがあり、昭和40年現在経営希望者も5～6人あらわれているが、市当局は、まだ「結論」がでていないとして普及にふみ切っていない。それはすでにみたように畹耕栽培自体まだあきらかに実験段階にあるからだ。市当局では、トマトで1株2.0～2.5Kgの収穫があげられるようになつたら普及にふみ切つても良いと考えている。㊦氏宅の実験では1回目1.3Kg、2回目1.6Kgの段階である。本州先進府県ではすでに1株3.0Kgの収穫をあげている。そして市ではうまくいけば「簡易畹耕ハウス」の方がより多くの普及性をもっているものとみている。しかしいづれにせよこの畹耕栽培自体、現状では定着化のための実験段階にあるということができよう。
- (3) ところで、こうした畹耕栽培と、またビニール・ハウス栽培によつて都市近郊、蔬菜経営にふみ切つた㊦氏は、このことを契機として、蔬菜栽培に関する情報のネットワークを急速に拡大している。すなわち、彼は昭和38年12月のビニール・ハウス建設、また39年8月の畹耕ハウス建設、ともに市の指導によつて、とりわけ市農業改良普及所長からの情報に従つてそれを行なつたわけだ。つまり、所長の個人的指導がこの段階での彼の主要なる情報源であつたといえる。ところで、ビニール・ハウス経営を行なうとともに、彼は市蔬菜研究会の会員として他の仲間とともに、仲間との情報交換以外に、各地の都市近郊蔬菜経営の視察旅行の機会をもつようになつた。また畹耕栽培という実践が、さらにこうした機会を多く設定した。

昭和38年→39年にかけて、彼が見聞をひろめた視察旅行は、静岡、大野、鹿部、旭川（構改のビニール・ハウス）、岩見沢（トマト栽培）、千歳（トマト、スイカ、あじうり、きゆうり栽培）、札幌（トマト、きゆうり、スイカ、メロン栽培）に達している。また39年→40年10月にかけては、美唄市、および札幌市への視察旅行を行なつている。40年3月の美唄のビニール・ハウス経営の視察は、市の農業推進委員として、その研修視察に参加したものだが、ここで彼はとくに「トンネルのかけ方」「土の作り方」などを学んでいる。彼はこの視察によつて、「竹を使つたトンネル」を学ぶ。

昭和41年からこの方式を自分の経営にとり入れるつもりでいる。また「ハウスに使う土は1年前から外に積んで稲わら、堆肥などを加え、1年間十分にくさらせてから、それをを用いる」ことなど、「土の作り方」も学んで

いる。また、昭和40年9月の札幌の農業センター視察は普及所長と2人で「きゆうり」栽培の視察に行つたものだ。

ところで、ここで重要なことは、こうした視察旅行という形をとおしての情報通路の拡大は、一方で、活字メディアへの接触度合を、また、きわめて増大させているという事実だ。

彼は「本を読むことが一番勉強になる。」と語っているが、果菜類、葉菜類の栽培に関する専門書を個人で購入するほか、普及所からも借り出している。また、昭和39年から「農耕と園芸」「農家の友」の購読もはじめた。礫耕栽培に関する彼の参考書は、農耕と園芸編「礫耕の技術と経営」（昭和39年6月改訂2版）である。けれども、彼の関心は正直にいつて、いま「栽培に関する段階」に止まつている。そして、新聞では野菜の札幌相場に関心をもつというが、販売に関する問題、農産物価格形成に関する問題には、まだそれほど深い研究心はない。農政に関しても、とくに深い関心を示していない。

- (4) 彼は、今後とも、農業経営を続けていく考えでいる。昭和40年には、固定式ビニール・ハウス（50坪、2棟）、移動式ビニール・ハウス（50坪1棟、70坪1棟）ほかに、礫耕ハウスと簡易礫耕ハウスをもつている。これらビニール・ハウスと礫耕のほか、露地栽培にも力を入れる考えでいる。彼は、あきらかに自信をもちはじめてきた。昭和37年頃はレタス・カリフラワーなどの洋菜を栽培・出荷しても、商人自身が値段をつけられなかつたが、昭和40年段階ではそうしたこともなくなつてきた。もつとも露地の場合、労働力からいつて1町ほどの経営で、あとの耕地は遊ばせておく考えだ。しかしいずれにせよ、彼は2～3年後の年間農業所得目標を100万円においている。しかし現在、彼は、この柏原開拓部落では同一経営形態をもつたものがいないので、部落段階では、日常的な話し相手はいない、というのが現状である。

米 米 米

さてかようにみえてくると、この礫耕栽培の場合、それが部落自身のもつ共通の要求から生まれたというより、営農指導機関そのものが、将来発生するであろう要求をいわば先どりする形で、かかる営農様式を、移植、指導しているという点があきらかとなる。そうして、そこには将来の都市人口増に対応した地力のない火山灰地での農業経営という発想が貫かれているわけだが、そうした発想を現実

化した経営様式自体は、地域社会の中で生まれたものではなく、いわば、現代社会が開発した農業技術水準に支えられて、他地域からの移植によつてなされているということ。また、この際、「農業試験所」の果す役割がきわめて大きいこと。そこで開発された技術が少なくとも当初の段階においては、地域社会の中へ伝播するという形態をとつているということ。けれども、問題はそれから後の段階で、地域の農民の具体的な実践の中での、諸結果をとおして、はじめて、それは、現実的にその地域にみあつた栽培様式そしてまた経営として、定着するものであるということ。この苫小牧市の場合、かかる点を市営農指導機関そのものが、リーダーシップをとつて、「礫耕栽培」から「簡易礫耕栽培」へと、定着化への努力をなしている点が、その大きな特徴となるのである。

そして、また、かかる実験を自らの実践として行なつた農民自体、いわば市営農指導機関によつて育成されるその過程の中で、あきらかに彼自身の情報通路を拡大、受け身の形から、より主体性をもつた農民へと、成長している点が看取されるのである。しかし、彼の農民としての主体性は、まだ「栽培レベル」での知識関心に止まつている段階であるという事実の端的に示されるように、その栽培様式そのものが、まだかならずしも定着したものとはなつていないのが現状である。そうして、さらに、この「礫耕栽培」と「ビニール・ハウス栽培」を含めて、都市近郊農民が出荷組合を組織するという段階には、まだ到達していないという事実、やがてそうした段階に達するであろうその長い道のりを、ようやく展望できる出発点に、この苫小牧農村の園芸農業は現地点では立つている。その意味で、農民それ自身が今後さらに、大きく成長する可能性をもつているということは認めなければならぬ。

終章 農村社会の変容と 農民教育に関する若干の問題

以上われわれは第1章～第4章にかけて具体的に苫小牧市域農村社会の変容過程、また、そこで具体的に展開されている地域農政の特徴と農村社会再組織化の方向、さらに都市化による系井開拓農村社会の分解形態の特徴、その中で都市近郊園芸農業が生まれる過程、そして、この苫小牧地域にはじめてハウス経営を導入、また礫耕栽培を定着しつつある農家における学習形態の特徴をかなりインテンスイブにみてきた。いまここにそのすべてを要約する必要はないであろう。

こゝでは、われわれがすでに序論で示した仮説にそつた観点から以上の苫小牧における事例分析にそくして一般論として若干の問題点を指摘するにとどめよう。

第一にわれわれが確認しなければならぬことは、今日いうところの所謂農民教育とは、旧来の部落秩序が資本主義的に解体せられ、旧来の部落の中堅層がその両極分解の中で、所謂中堅層としての機能を果すことができなくなり、一段と上昇した自立限界線での適応が可能であるあらたに形成されつつある上層を中心として農村社会再編を計らざるを得なくなつたその段階において、かかる農村社会再編の不可欠の同伴者としてあらわれているという事実であろう。そしてこの場合、あらたに形成されつつある上層志向農家とは、一般的にはその現実に所有せる農業生産基盤において、また農業生産に対する知識、また態度において、次の如き特性をもたざるを得ないものとして与えられている。すなわち前者においては、その生産基盤の弱さから一段二段の飛躍のためには（これはまさに体制的にかゝる形で形成されたものであるが）どうしても国家からの財政投融資をテコとせざるを得ないものとして、その意味では農基法農政の選択的育成にのらざるを得ない特性を一方においてはもつものとして。そして後者においては、あらたに飛躍した生産形態における生産知識・技術をいまだもたざるものとして、そして農業生産そのものをひとつの企業経営として把握するという視点を十分に自己のものとしていない層として、彼らはいわば農業生産そのものを「家」を単位とした生業としてうけとり、旧来の部落秩序を媒介として、いわば自主的に農業生産技術・知識を自らのものとしていたかゝる社会的特性をもつものとして把握することができる。

かゝる状況の中で部落秩序そのものが資本主義的に分解せられるわけだから（つまりかゝる意味での中堅層そのものが資本主義的に分解せられ）農村社会そのものゝ、資本主義的再編が急務となるわけだから、こうした場合、農民自身の発想では

なしに独占資本の意志によつてかゝる志向がもたらされる場合とりわけ、かゝる意味での農村社会再編のためには「農民教育」が不可欠の同伴者として重視されざるを得ない。

そうして、かゝる意味での農民教育はわれわれが序論で述べた仮説にしたがうならば、第1の関心領域、また第2の関心領域を含めて、つまり直接的な農業生産技術・知識での大きな技術進歩に伴う教育として、また農業生産そのものをひとつの資本主義的企業と考え、生産のための諸単位の合理的利用という観点から生産諸要素を結合するという観点を強調するものとして従来の農業生産には伴わなかつたところの、その意味で近代的な観点を付与する教育として、上述の「農民教育」は展開せられる。そして第3の関心領域に関しては、いわば農業生産を資本主義的論理の中で位置づけて捉えるという第2の領域の保有せる論理の拡大したものとして、資本主義的な現体制そのものが内在する諸矛盾を合理化するものとしていわゞ第2の関心領域の直接的な投影。その拡大として第3領域を理解するという図式が一般的には与えられる。

苫小牧市域農村においては、かゝる意味での教育主体者として、農基法農政の地域への展開として組織せられた「営農改善推進機構」が大きな役割を果していること、すでに分析したところである⁽¹⁾。

さて、第2にこゝでわれわれが指摘しなければならぬことは本稿において分析した限りにおいてもそうしたいわば体制的な構造変化、またその変化した構造を支えるための機能としての政策変化の中で、いわばそれをうけて立つ形で現実に展開されている専業志向農民（こゝにおいては都市近郊園芸農業志向農民）の具体的な学習過程におけるその特徴である。

彼らの体制的に枠組を用意された中での、その学習活動の展開過程をみるとその特徴として次の諸点が指摘できる。

(1) この段階においては、農民の学習形態はその第1の領域に関してみても、旧来のように（たとえば糸井開拓の戦前段階、戦後のように）自生的にそれを修得するというのではなく、あきらかに国、または道の農事試験所の研究成果を媒介として（多くは第1段階としては直接的な視察をとおして）それがなされているということ、その意味で彼らの農業生産過程における実践は、より科学的になり、また無知なるがための失敗、ムダがより少なくなつているということ。しかしこのことは、国、道の農事試験所の果たす役割がいよいよ従前にもまして重要な意味をもつてきていることを物語る。

そしてまた、こゝでは従前のように、試験所の研究結果が、政策として地域営農指導機関の指導内容とせられ、かゝる媒介項をへて、それがさらに部落に下り、そして個々の農民に達するという形態ではなく、個々の農民が直接に試験所と結びつくという傾向があらわれているということ。つまりこの意味でも所謂従前の日本農村社会がもっていた重層的構造とは、あきらかに異なるいわば開いた社会としての直接民主主義の形態がこゝには生まれつゝあるという点が指摘できる。

(四) ところで、こうした過程はまた、農民層がそれぞれの地域での実践の結果、現実定着させた経営成果の、農民層相互間の大巾な相互交流という過程を同時に伴って進展しているものである。しかもこの交流する範囲は従前のようにいわゆる限られた範囲ではなく、より広範囲にわたつてなされているという点を次に指摘しなければならない。そして例えその端緒は地域営農指導機関によつてもたらされたとはいえ、かゝる行動機会が与えられるや否やその枠組をこえて、いわば個々の農民の自主的な活動として、かゝる交流が展開されているという点に注目しなければならない。そうして、かゝる点を媒介として、農民自身がさらに多様な Mass media を利用して、すゝんだ経験、あるいは研究成果をキャッチするネットワークをそれ自身用意している点にわれわれは注目しなければならない。

(五) しかしそれだけではない。第4章でわれわれがみた如く、現実的にひとつのあらたな経営形態を自己のものとして地域に定着させるためには、そこに個々の農民それ自身のたゆまぬ創意の発揮がなされている。そうしてかゝる意味での実践過程をへて、現実的にひとつのあらたなる経営形態が地域に定着するという点をわれわれは無視してはならない。もちろん、そこには試行錯誤による大いなる無駄もある。しかしながら、現実的に考えた場合、たとえば農事試験所において、ひとつの開発をなした場合であつても、とりわけ農産物それ自身の栽培過程にあつては、それはひとつの「原理」であつて、気候、地質、地勢の異なる地域へその原理を定着させるためには、いわば応用課題をとくという過程がさらに上積みされなければならない。そこには地域定着のための試行錯誤の過程は当然存在するといわなければならない。

かゝる観点からみるならば、こうしたそれぞれの地域段階での応用課題をとくものこそ、地域営農指導機関の役割であるといわなければならない。しかしながら、本稿第4章の礫耕栽培でみた如く、かゝる点はあきらかに立遅れている。けれどもこうした苦小牧にみられた指導機関と被指導者との同時学習という形態は、かゝる場合、今日多くの地域にみられる学習形態といわなければならない。現段

階における全体的な急激なる資本主義的農村変容にいわば地域営農指導機関それ自身が対応できぬという事態も生じている。それをなし得る人材の不足、さらにかゝる能力をもつ人材の農村での補給の困難性等々、多くの問題が地域営農指導機関の側にもある。

- (二) ところでこうした弱点をもちつつも地域営農指導機関は多くの場合農基法農政にのつて、それに即しての地域農民教育をいわば不可避免的に展開している。そして本論でみた如くかゝる指導にのつてあらたな経営形態の導入を計る農家は、その指導に忠実であるならば、われわれが序章で述べた仮説の第1、第2の関心領域、そして第3領域もたんなる第2領域の投影として認識構築するという結果をまねくであろう。

しかしながら現実には第3章の事例でみた如く、第3領域への関心において、あきらかに第2領域の単なるつみあげでないところの、さまざまな要求をもつた農家層が現われている。これらの層がはつきりと反体制的な意味での第3領域に関する認識を自己のものとするか否かは少なくとも今後の問題であるとみななければならないが、とにかくその萌芽は自生的な形ではあれ生じていることは認められる。

さて問題は、かゝるいわば下からの動きとでも称さるべき農民層の自主的な運動が今後どう展開されるか、という点にこそ今後の地域農業の展開方向がかけられているという点にある。

何故ならば、本稿における分析であきらかなように、地域農民教育は、それを農民の立場に立つて考えるならば常に後手をとつていたという点がまず指摘できるからである。

過去において、地域農業が資本主義的に再編されるにさいしても、それに対応すべき教育は、いわば現実に資本主義的な地域農業の分解が生じてからなされている。

また、第3章の事例でも示したように入植にさいして、あらかじめ「開拓実習所」で教育訓練をうけてきた層も、現実には農業生産での適応に失敗している。こゝにはあきらかに2つの問題があると考えられる。第1は教育機関での「教育内容」にかゝる問題、第2は、如何に教育をうけても、その教育成果を生かすべき現実的生産条件がある程度存しなければ、また全体的に、それを保障する社会・経済的条件がなければ、いわばそれは絵にかいた餅に等しいという問題。“教育”と同時にその教育を生かすべき“現実的な基盤”これが必要である。しかしながらもう一歩踏みこんで考えてみると、かゝる技術的に修得したもろもろの知識・

技術を生かす、“基盤”“環境”がない場合、それをも作り出す力、つまりその条件を社会的につくり出す力、それをも元来“教育”というものは与えるべきものではないのだろうか。おそらく現状では農家の農業での自立限界線は今後とも資本主義的分解の中でたゆまず高まることが予想される。その中で、現実的に保有する農業生産基盤ではそれがもはや農業生産手段として、役立ち得ぬ層もますますふえてくるであろう。（市の計画はそれを予測している。）そうした中で農業での自立を志向する場合、社会的にこれらの条件を獲得する能力が不可避免的に必要なであろう。そしてかゝる能力が現実的に生きる場合は、農民の団結と連帯以外にはないと考えられる。

この意味で、農民に対する教育は、単なる農業教育であつてはならず、農民教育でなければならぬと思われる。ところで、今日農基法農政にそつて展開されている農民教育は、果してかゝる農業生産にかゝわる現実の諸矛盾を社会的に一步一步解決しうる能力を農民に与えうるものなのだろうか。こゝでもまた教育は現実的に後手をとつていないのだろうか。すでに事例でみたように、現実的に農業生産を展開している農家は、現実的諸矛盾の中で現実の農政に対してさまざまな要求をもつている。しかしながら地域で現に展開されている農民教育はそうした彼らが批判している農政にそつて基本的には展開せられているのである。そして、そこでの教育の特徴は農民相互間の関係においては、その「差別と分離」をまさに経済的基盤の相違によつてもたらすという価値志向をもつものである。そしてその相違を“才能”の相違におきかえて、合理化するという特徴をもつている。しかしすでにみてきたところであきらかなように、現に農業生産を積極的にすすめている農家は「差別と分離」ではなしにきわめて広範域にわたつて自らの経営成果を相互に交流しながら、また国、道といつたいわゞ公的なその意味で社会的な研究機関の成果を直接とり入れながら“大きな連帯の環”の中で現に農業生産を展開していつている。つまり言葉を替えるならば、これは地域農民層が現実に与えられた外在的枠組をこえて、より積極的に自ら動きだしているということでもある。

農民教育は、単に与えられた体制の方向に受動的に農民層を導くものであつてはならない。そうした体制それ自身のもつ諸矛盾をすゝんで変革する諸能力を農民自身の中につくり出す、そうしたいわゞ“後手”ではない“先手”の教育が必要である。そして、かゝる点はすでに現実の農民層の自主的な運動の中にその萌芽はみられる。この意味で農民層の自主的な運動として、われわれの仮説でいう

第1領域、第2領域、そして自己の経営を真に確立するために、また農民層の連帯の中でそれを確立するためにすゝんで第3領域とこゝでいうところの全体社会に働きかけて、その政策、また構造をもチェックしうるような主体性をもちうるような方向を農民教育といわれるものがもつということが今日の段階ではきわめて大きな意味を有するといわざるを得ない。

注(1) 本稿においてはふれなかつたが、例えば弁天開拓の場合、かかるさいに、とりわけ農村の青少年層を把握することをとおして、かゝる価値志向をもつた農家経営への転換、また農村社会の再編が計られている。けれども苫小牧農村で農業に従事する青少年数は近年きわめて減少している。昭和40年5月現在、苫小牧市域で農業に従事する青少年層は男女あわせて65名(男43)にすぎない。また在宅賃労働者化した青少年層も63名(男40)を数えるにすぎない。

後記 本調査研究にさいしては、苫小牧市の多くの機関・農民のみなさんのほか、長浜功(現北大教育学部大学院博士課程)氏ら多くの方々の助力を得た。また集計・整理に関しては絹川美津子さんの助力をえた、記して謝意を表したい。